

令和6年3月

令和5年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部

目 次

第 1 章 暴力団情勢	
第 1 令和 5 年における主な暴力団情勢とその対策	1
第 2 暴力団等の状況	2
1 暴力団構成員等の状況	2
2 主要団体等の状況	4
(1) 六代目山口組	
(2) 神戸山口組	
(3) 絆會	
(4) 池田組	
(5) 住吉会	
(6) 稲川会	
3 山口組分裂後の対立抗争等	6
(1) 山口組の分裂	
(2) 暴力団対策法による規制	
4 総会屋	7
【トピックス I】 匿名・流動型犯罪グループの実態	8
第 3 暴力団犯罪の検挙状況等	10
1 全般的検挙状況	10
2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況	15
3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	16
4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	16
(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
(2) 対立抗争事件の発生状況	
(3) 対立抗争事件の検挙	
5 銃器発砲事件の発生状況	18
6 拳銃押収丁数	18
7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	19
8 資金獲得犯罪の検挙状況	19
(1) 令和 5 年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
(3) 詐欺事犯	
(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力	
(6) 金融・不良債権関連事犯	
第 4 暴力団対策法の施行状況等	25
1 指定状況	25
2 行政命令の発出状況	27
(1) 中止命令	
(2) 再発防止命令	
(3) 請求妨害防止命令	
(4) 用心棒行為等防止命令	
(5) 賞揚等禁止命令	
(6) 事務所使用制限命令	
3 命令違反事件の検挙状況	29
第 5 暴力団排除条例の施行状況等	31
1 条例の制定及び施行	31
2 条例の適用状況	31

第 6 暴力団排除等の推進	31
1 公共部門における暴力団排除	31
(1) 公共事業等からの暴力団排除	
(2) 各種業法による暴力団排除	
(3) その他公共部門における暴力団排除	
2 民間部門における暴力団排除	33
(1) 企業活動からの暴力団排除	
(2) 証券取引における暴力団排除	
(3) 銀行取引における暴力団排除	
(4) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3 地域・住民による暴力団排除	34
(1) 損害賠償請求等に対する支援	
(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4 暴力団排除活動に対する支援	34
(1) 保護対策の強化	
(2) 暴力団情報の提供	
5 都道府県センターの活動状況	35
(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況	
第 2 章 薬物・銃器情勢	
第 1 薬物情勢	38
1 薬物事犯の検挙状況	41
(1) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
(2) 薬物の押収状況	
(3) 暴力団による薬物事犯	
(4) 外国人による薬物事犯	
(5) 麻薬特例法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
【トピックスⅡ】 大麻乱用者の実態	53
2 薬物密売関連事犯の検挙状況	56
(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況	
(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴	
(3) 暴力団による薬物密売関連事犯	
(4) 外国人による薬物密売関連事犯	
3 薬物密輸入事犯の検挙状況	60
(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
(3) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(4) 暴力団による薬物密輸入事犯	
(5) 外国人による薬物密輸入事犯	
第 2 銃器情勢	66
1 銃器犯罪情勢	66
(1) 銃器発砲事件の発生状況	
(2) 銃器使用事件の認知状況	
2 銃器事犯取締状況	67
(1) 拳銃の押収状況等	
(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	

第3章 来日外国人犯罪情勢	
第1 来日外国人犯罪の検挙状況等	71
1 令和5年中の来日外国人犯罪情勢	71
2 来日外国人犯罪の組織化の状況	71
3 組織の特徴	72
4 令和5年中の検挙状況の概要	73
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別総検挙状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
(4) 在留資格別総検挙状況	
5 刑法犯検挙状況	79
(1) 刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合	
(2) 包括罪種等別検挙状況	
(3) 国籍等別検挙状況	
(4) 在留資格別検挙状況	
(5) 検挙事例	
6 特別法犯検挙状況	86
(1) 違反法令別検挙状況	
(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 入管法違反検挙状況等	
(5) 雇用関係事犯検挙状況	
(6) 売春事犯検挙状況	
(7) 薬物事犯検挙状況	
(8) 検挙事例	
【トピックスⅢ】 最近の来日外国人犯罪の特徴と手口の傾向	92
7 来日ベトナム人犯罪の検挙状況	94
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特別法犯検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
8 来日中国人犯罪の検挙状況	96
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特別法犯検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
第2 犯罪インフラの実態等	98
1 犯罪インフラの実態	98
2 犯罪インフラ事犯の検挙状況	98
(1) 不法就労助長	
(2) 旅券・在留カード等偽造	
(3) 偽装結婚	
(4) 地下銀行	
(5) 偽装認知	
第3 国外逃亡被疑者等の状況	101
1 国外に逃亡した被疑者の状況	101
2 国外逃亡被疑者等の状況	101
3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	101
4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	101
5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	101

6	国外逃亡被疑者等検挙状況	101
7	国外犯処罰規定適用状況	101
凡例	102

第 1 章：暴力団情勢

第 1 令和 5 年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和 2 年 1 月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定された後も、両団体の対立抗争は継続していることから、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、警戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じている。

こうした中、六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組との間で対立抗争が発生し、令和 4 年 12 月、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしている。

さらに、工藤會については、平成 24 年 12 月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降 1 年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和 5 年 12 月には 11 回目の延長を行った。

これまで工藤會に対する集中的な取締り等を推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、その拠点である事務所も相次いで閉鎖されるなど、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えている。

今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報 の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいる。

第2 暴力団等の状況

1 暴力団構成員等の状況

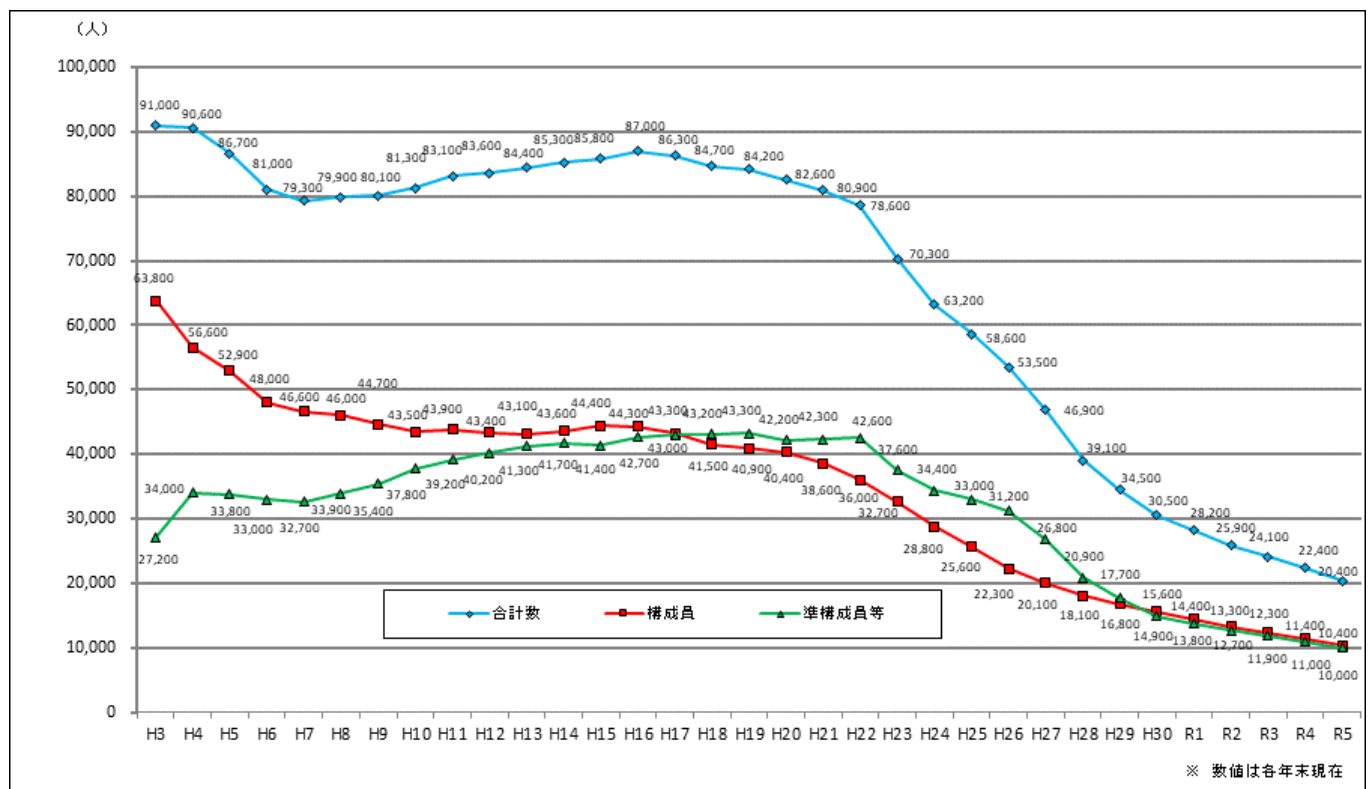
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、平成17年以降減少し、令和5年末現在で2万400人^{注1}となっている。このうち、暴力団構成員の数は1万400人、準構成員等の数は1万人となっている（**図表1-1**）。

また、主要団体等^{注2}（六代目山口組、神戸山口組、絆會及び池田組並びに住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は1万4,500人（全暴力団構成員等の71.1%）となっており、このうち暴力団構成員の数は7,700人（全暴力団構成員の74.0%）となっている（**図表1-2**）。

注1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：平成27年以降は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年以降は、絆會を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を「主要団体等」として表記している。

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表1-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	前年比増減数	前年比増減率	
主要団体等	六代目山口組	構成員	11,600	10,300	6,000	5,200	4,700	4,400	4,100	3,800	4,000	3,800	3,500	-300	(45.3%)
			(45.3%)	(46.2%)	(29.9%)	(28.7%)	(28.0%)	(28.2%)	(28.5%)	(28.6%)	(32.5%)	(33.3%)	(33.7%)	-7.9%	
		準構成員等	14,100	13,100	8,000	6,700	5,600	5,100	4,800	4,400	4,500	4,300	3,800	-500	(42.7%)
		(42.7%)	(42.0%)	(29.9%)	(32.1%)	(31.6%)	(34.2%)	(34.8%)	(34.6%)	(37.8%)	(39.1%)	(38.0%)	-11.6%		
	計	25,700	23,400	14,100	11,800	10,300	9,500	8,900	8,200	8,500	8,100	7,400	-700	(43.9%)	
		(43.9%)	(43.7%)	(30.1%)	(30.2%)	(29.9%)	(31.1%)	(31.6%)	(31.7%)	(35.3%)	(36.2%)	(36.3%)	-8.6%		
	神戸山口組	構成員	-	-	2,800	2,600	2,500	1,700	1,500	1,200	510	330	140	-190	(13.9%)
					(13.9%)	(14.4%)	(14.9%)	(10.9%)	(10.4%)	(9.0%)	(4.1%)	(2.9%)	(1.3%)	-57.6%	
		準構成員等	-	-	3,400	2,900	2,700	1,800	1,600	1,300	540	430	260	-170	(12.7%)
				(12.7%)	(13.9%)	(15.3%)	(12.1%)	(11.6%)	(10.2%)	(4.5%)	(3.9%)	(2.6%)	-39.5%		
	計	-	-	6,100	5,500	5,100	3,400	3,000	2,500	1,000	760	400	-360	(13.0%)	
				(13.0%)	(14.1%)	(14.8%)	(11.1%)	(10.6%)	(9.7%)	(4.1%)	(3.4%)	(2.0%)	-47.4%		
	絆 會	構成員	-	-	-	-	-	400	300	230	90	70	60	-10	(2.6%)
								(2.6%)	(2.1%)	(1.7%)	(0.7%)	(0.6%)	(0.6%)	-14.3%	
		準構成員等	-	-	-	-	-	370	300	260	140	130	110	-20	(2.5%)
							(2.5%)	(2.2%)	(2.0%)	(1.2%)	(1.2%)	(1.1%)	-15.4%		
	計	-	-	-	-	-	770	610	490	230	190	170	-20	(2.5%)	
							(2.5%)	(2.2%)	(1.9%)	(1.0%)	(0.8%)	(0.8%)	-10.5%		
	池田組	構成員	-	-	-	-	-	-	-	-	80	70	60	-10	(0.7%)
											(0.7%)	(0.6%)	(0.6%)	-14.3%	
準構成員等		-	-	-	-	-	-	-	-	110	100	90	-10	(0.9%)	
									(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	-10.0%			
計	-	-	-	-	-	-	-	-	190	170	160	-10	(0.8%)		
									(0.8%)	(0.8%)	(0.8%)	-5.9%			
住吉会	構成員	4,200	3,400	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800	2,600	2,500	2,400	2,200	-200	(16.4%)	
		(16.4%)	(15.2%)	(15.9%)	(17.1%)	(17.3%)	(17.9%)	(19.4%)	(19.5%)	(20.3%)	(21.1%)	(21.2%)	-8.3%		
	準構成員等	5,300	5,100	4,100	3,500	2,900	2,100	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300	-100	(16.1%)	
	(16.1%)	(16.3%)	(15.3%)	(16.7%)	(16.4%)	(14.1%)	(12.3%)	(12.6%)	(12.6%)	(12.7%)	(13.0%)	-7.1%			
計	9,500	8,500	7,300	6,600	5,800	4,900	4,500	4,200	4,000	3,800	3,500	-300	(16.2%)		
	(16.2%)	(15.9%)	(15.6%)	(16.9%)	(16.8%)	(16.1%)	(16.0%)	(16.2%)	(16.6%)	(17.0%)	(17.2%)	-7.9%			
稲川会	構成員	3,300	2,900	2,700	2,500	2,300	2,200	2,100	2,000	1,900	1,900	1,700	-200	(12.9%)	
		(12.9%)	(13.0%)	(13.4%)	(13.8%)	(13.7%)	(14.1%)	(14.6%)	(15.0%)	(15.4%)	(16.7%)	(16.3%)	-10.5%		
	準構成員等	3,800	3,700	3,000	2,000	1,800	1,400	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200	0	(11.5%)	
	(11.5%)	(11.9%)	(11.2%)	(9.6%)	(10.2%)	(9.4%)	(9.4%)	(10.2%)	(10.1%)	(10.9%)	(12.0%)	0.0%			
計	7,000	6,600	5,800	4,400	4,100	3,700	3,400	3,300	3,100	3,100	2,900	-200	(11.9%)		
	(11.9%)	(12.3%)	(12.4%)	(11.3%)	(11.9%)	(12.1%)	(12.1%)	(12.7%)	(12.9%)	(13.8%)	(14.2%)	-6.5%			
主要団体等合計	構成員	19,100	16,600	14,700	13,300	12,400	11,600	10,700	9,900	9,100	8,500	7,700	-800	(74.6%)	
		(74.6%)	(74.4%)	(73.1%)	(73.5%)	(73.8%)	(74.4%)	(74.3%)	(74.4%)	(74.0%)	(74.6%)	(74.0%)	-9.4%		
	準構成員等	23,100	22,000	18,500	15,000	13,000	10,700	9,700	8,700	8,100	7,600	6,800	-800	(70.0%)	
	(70.0%)	(70.5%)	(69.0%)	(71.8%)	(73.4%)	(71.8%)	(70.3%)	(68.5%)	(68.1%)	(69.1%)	(68.0%)	-10.5%			
計	42,300	38,500	33,200	28,300	25,300	22,300	20,400	18,600	17,200	16,100	14,500	-1,600	(72.2%)		
	(72.2%)	(72.0%)	(70.8%)	(72.4%)	(73.3%)	(73.1%)	(72.3%)	(71.8%)	(71.4%)	(71.9%)	(71.1%)	-9.9%			
全暴力団	構成員	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	11,400	10,400	-1,000		
	準構成員等	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	11,000	10,000	-1,000		
	勢力	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	22,400	20,400	-2,000		

注：括弧内は、全暴力団（構成員、準構成員、勢力）に占めるそれぞれの割合を示している。

2 主要団体等の状況

主要団体等の令和5年における主な動向は、次のとおりである。

(1) 六代目山口組

神戸山口組及び池田組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で執行部会やブロック会議を開催している。

また、神戸山口組から絶縁処分を受けた直系組長を傘下組織構成員として迎え入れるなど、神戸山口組等に対する切り崩し工作を行っている。

(2) 神戸山口組

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で班ごとに会合を開催している。

令和5年3月及び5月に直系組長の絶縁・破門を行い、組織の引締めを図った。

同年7月、兵庫県公安委員会により、兵庫県神戸市所在の事務所に代わって兵庫県加古郡所在の施設が主たる事務所である旨が公示された。

(3) 絆會

執行部会やブロック会議等の会合を開催しているほか、幹部への昇格人事を行うことで体制の維持を図った。

令和5年7月、兵庫県公安委員会により、兵庫県尼崎市所在の事務所に代わって大阪府大阪市所在の施設が主たる事務所である旨が公示された。

(4) 池田組

岡山県内において、総会等の会合を開催しているほか、本部長及び幹部への昇格人事を行うことで体制の維持を図った。

(5) 住吉会

令和5年6月に委員長補佐の役職を廃止して中央委員の役職を新設し、副会長の名称を組織委員に変更するなどの新人事を発表したほか、同年9月に会長小川修を兄・親とする兄舎弟盃・親子盃式を開催するなど組織の活性化を図った。

同年11月、東京都公安委員会により、東京都港区所在の事務所に代わって東京都新宿区所在の施設が主たる事務所である旨が公示された。

また、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

(6) 稲川会

令和5年4月に役員及び直参への昇格人事を行ったほか、同年10月に新たに直参となった者に関する「親子縁組盃儀式」及び新たに二次組織の代表となった者に関する「一家代目継承盃儀式」を開催するなど組織の活性化を図った。

また、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

3 山口組分裂後の対立抗争等

(1) 山口組の分裂

平成27年8月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成28年4月には、兵庫県公安委員会が神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成29年4月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を明らかにし、平成30年3月、兵庫県公安委員会が任侠山口組を指定暴力団として指定（令和2年2月に絆會と改称）した。

さらに、令和2年7月には、池田組が神戸山口組傘下からの離脱を表明し、令和3年11月、岡山県公安委員会が池田組を指定暴力団として指定した。

(2) 暴力団対策法による規制

ア 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和元年10月、岐阜県警察、愛知県警察、大阪府警察及び兵庫県警察が、対立抗争に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、同年11月、これら4府県の公安委員会が、事務所使用制限命令を発出した。同命令により、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供することが禁止されることとなった。

その後も、自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発した状況を受け、同年12月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、3か月の期間及び警戒区域を定めて両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、令和2年1月、その効力が発生した。さらに、両団体に関連する殺傷事件が発生するなどしたことを受け、令和5年末現在、9府県の公安委員会により、17市町を警戒区域とする指定が行われている（図表1-3）。

同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の組員に対するつきまとい、対立組織の組員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されることとなった。

図表 1-3 六代目山口組・神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域

【警戒区域】

岐阜県:岐阜市及び大垣市

愛知県:名古屋市、刈谷市、あま市及び知多郡武豊町

三重県:桑名市

京都府:京都市

大阪府:大阪市

兵庫県:神戸市、姫路市、尼崎市、高砂市及び加古郡稲美町
(鳥しよ部(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。)の区域を除く。)

鳥取県:米子市

島根県:松江市

岡山県:津山市

9府県17市町

※令和5年末現在

イ 六代目山口組と池田組の対立抗争

六代目山口組と池田組の間では、令和4年5月以降、サバイバルナイフ使用の殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、同年10月、岡山県警察が対立抗争に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、同年11月、岡山県公安委員会が事務所使用制限命令を発出した。

同年12月には、愛知県、三重県、兵庫県及び岡山県の公安委員会が、3か月間の期間及び警戒区域を定めて両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、同月、その効力が発生した。令和5年末現在、4県の公安委員会により、4市を警戒区域とする指定が行われている（図表1-4）。

図表1-4 六代目山口組・池田組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域

【警戒区域】 愛知県:名古屋市 三重県:桑名市 兵庫県:神戸市 岡山県:岡山市	4県4市 <small>※令和5年末現在</small>
--	--

4 総会屋

総会屋の数は、令和5年末現在、150人と近年減少傾向にある（図表1-5）。

図表1-5 総会屋の推移

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総会屋		250	240	230	220	210	200	190	180	160	150
	グループ構成員	50	40	40	30	30	30	30	30	30	30
	単独人員	200	200	190	190	180	170	160	150	130	120

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

★ トピックス I

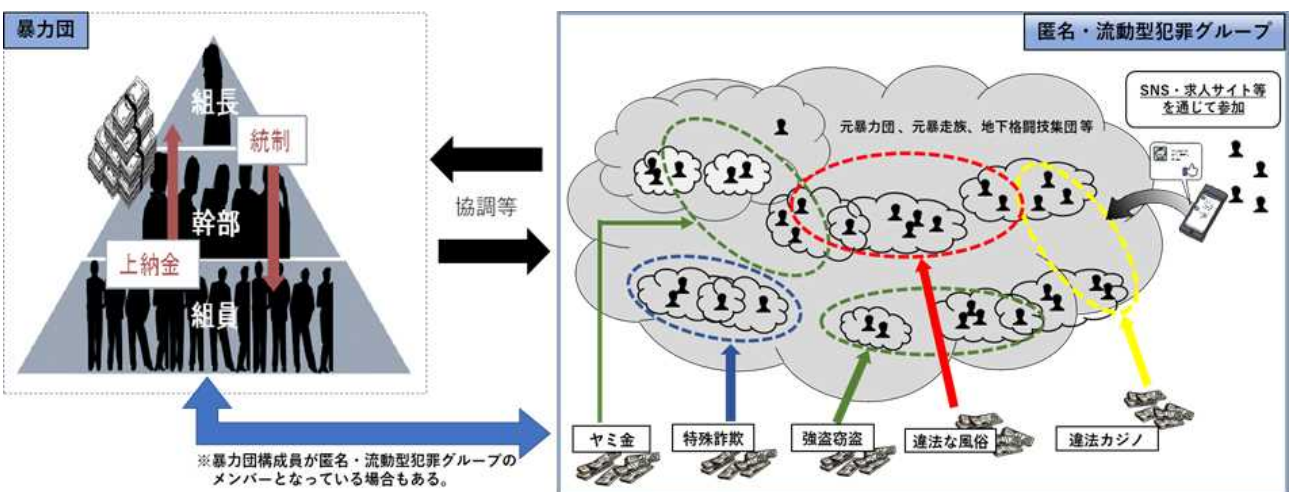
匿名・流動型犯罪グループの実態

1 匿名・流動型犯罪グループについて

暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている例がみられるところ、こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

こうした中、SNS等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺や強盗等を広域的に敢行する集団がみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられる。

このような情勢を踏まえ、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けて、実態解明・取締りを推進している。



2 匿名・流動型犯罪グループの実態

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法な風俗店、性風俗店、違法カジノ、違法なスカウト、ぼったくり、悪質リフォーム等に関わり、その収益を有力な資金源としている実態がうかがわれる。

匿名・流動型犯罪グループの代表的な資金源となっている特殊詐欺や組織的強盗・窃盗等を敢行するに当たっては、SNS等を利用し、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして、犯罪の実行犯を募集している実態が確認されている。

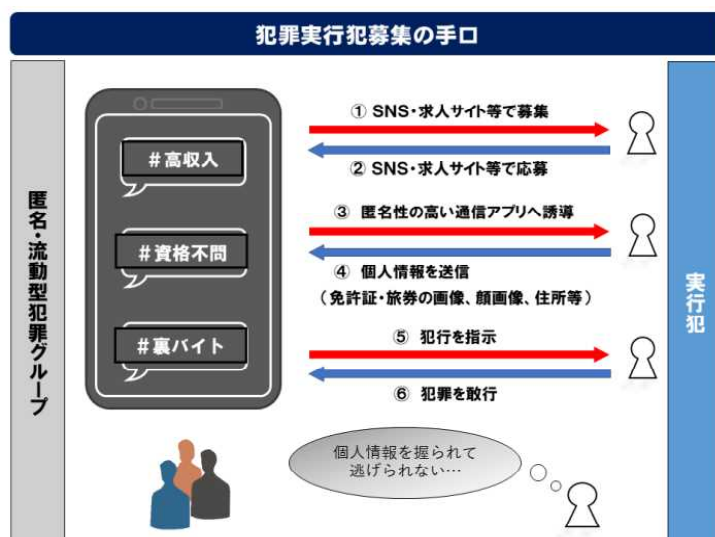
また、募集に応募してきた者の個人情報入手し、場合によってはその個人情報を基に応募者を脅迫するなどして、実行犯として犯行に加担させているだけでなく、実行犯に約束した報酬を支払わな

い事例が確認されている。

特殊詐欺・強盗等の事件は、広域的に実行される上、首謀者や指示役が国外に所在するケースも珍しくなく、これら上位被疑者に捜査が及ばないよう、遠方から匿名性の高い通信アプリを使用して実行犯に指示をするなどの特徴がみられる。

匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して

犯罪を行っている事例もあることから、暴力団と匿名・流動型犯罪グループとの結節点の役割を果たす者が存在するとみられる。



○ 匿名・流動型犯罪グループによる強盗傷人事件（令和5年2月、警視庁）

SNSで実行犯を募集する手口によりつながったグループの男らは、令和4年12月、宅配業者を装うなどして東京都中野区居住の男性宅に押し入り、拳で男性の顔面を殴るなどの暴行を加えて全治約14日間の傷害を負わせた上、現金約3,200万円を強取した。令和5年2月までに、同男ら8人を強盗傷人罪で逮捕した。

○ カンボジア王国に拠点を置く架け子グループによる特殊詐欺事件（令和5年4月、警視庁・宮城・福島・茨城・栃木・埼玉・千葉・神奈川・新潟・長野・静岡・富山・岐阜・愛知・京都・熊本）

互いに偽名を使用したり、匿名性の高い通信手段を活用し、また、個人的に誘われるなどして緩やかな結び付きでつながったグループの男らは、カンボジア王国内において特殊詐欺の架け子グループとして活動していたものであるが、令和5年1月、通信事業者になりすまし、高齢者に対し、電話で、「有料サイトの未払料金等が24万9,600円ある。指定する方法で未払料金等を支払ってほしい」などと嘘を告げ、25万円相当の電子マネーを購入させてだまし取った。同年4月、カンボジア王国から同男ら19人の身柄引渡しを受け、詐欺罪で逮捕した。

○ 匿名・流動型犯罪グループによる強盗等事件（令和5年9月、警視庁）

SNSで実行犯を募集する手口によりつながったグループの男らは、令和5年5月、東京・銀座の腕時計店に押し入り、同店従業員にナイフ様の刃物を示した上、「伏せろ、ぶっ殺すぞ」などと告げて脅し、腕時計等を強取した。その後、同男らは、レンタカーで逃走し、都内のマンション内に侵入した。令和5年9月までに、同男ら6人を強盗罪等で逮捕した。

第3 暴力団犯罪の検挙状況等

1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあり、令和5年においては、9,610人（-293人、-3.0%）である。主な罪種別では、覚醒剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が1,912人（-229人、-10.7%）、詐欺が1,332人（-92人、-6.5%）、脅迫が289人（-81人、-21.9%）、暴行が527人（-75人、-12.5%）で、前年に比べそれぞれ減少した一方、強盗が237人（+91人、+62.3%）、大麻取締法違反が705人（+86人、+13.9%）、傷害が1,186人（+44人、+3.9%）、窃盗が889人（+42人、+5.0%）で、前年に比べそれぞれ増加している（**図表1-6、1-9**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は1,974人（-155人、-7.3%）、準構成員その他の周辺者は7,636人（-138人、-1.8%）で、前年に比べいずれも減少している（**図表1-6、1-7**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、令和5年においては、14,933件（-1,901件、-11.3%）である。主な罪種別では、窃盗が4,621件（-861件、-15.7%）、覚醒剤取締法違反が2,769件（-455件、-14.1%）、詐欺が1,600件（-386件、-19.4%）、脅迫が309件（-55件、-15.1%）で、前年に比べそれぞれ減少している（**図表1-8**）。

図表 1-6 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		R元	R2	R3	R4	R5	前年比	
刑	殺人	79	97	91	79	56	-23	
	強盗	246	175	217	146	237	91	
	放火	14	17	7	18	10	-8	
	不同意性交等	30	40	39	29	37	8	
	凶器準備集合	1	2	2	6	8	2	
	暴行	866	829	676	602	527	-75	
	傷害	1,823	1,629	1,353	1,142	1,186	44	
	脅迫	393	415	356	370	289	-81	
	恐喝	636	575	456	453	460	7	
	窃盗	1,434	1,157	1,008	847	889	42	
	詐欺	1,448	1,249	1,555	1,424	1,332	-92	
	横領	35	34	35	30	43	13	
	文書偽造	114	126	120	114	111	-3	
	賭博	189	225	149	153	152	-1	
	法	わいせつ物頒布等	16	14	12	5	4	-1
公務執行妨害		162	127	136	112	110	-2	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	4	4	
犯人蔵匿		52	74	36	23	32	9	
証人威迫		7	6	2	7	10	3	
逮捕監禁		171	117	93	93	106	13	
信用毀損・威力業務妨害		40	48	19	42	23	-19	
器物損壊		238	201	170	160	140	-20	
暴力行為		20	7	7	9	4	-5	
その他刑法犯		431	369	336	291	302	11	
刑法犯合計		8,445	7,533	6,875	6,155	6,068	-87	
特		出入国管理・難民認定法	40	42	22	27	21	-6
		軽犯罪法	104	109	79	68	55	-13
		酩酊者規制法	2	1	1	0	1	1
		迷惑防止条例	187	107	100	80	65	-15
	暴力団対策法	5	9	20	3	5	2	
	自転車競技法	1	0	0	0	0	0	
	競馬法	0	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	3	3	0	0	0	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	141	127	79	111	105	-6	
	青少年保護育成条例	19	30	21	16	7	-9	
	売春防止法	15	71	19	5	15	10	
	児童福祉法	18	9	8	9	5	-4	
	出資法	33	22	27	6	8	2	
	法	貸金業法	31	35	20	30	8	-22
宅地建物取引業法		8	1	3	2	0	-2	
建設業法		5	21	9	7	8	1	
銃刀法		137	133	90	79	80	1	
火薬類取締法		2	2	0	0	0	0	
麻薬等取締法		56	58	51	78	102	24	
あへん法		0	0	0	0	0	0	
大麻取締法		762	732	764	619	705	86	
覚醒剤取締法		3,593	3,510	2,985	2,141	1,912	-229	
毒劇物法		32	30	21	14	18	4	
廃棄物処刑法		57	68	87	57	62	5	
労働基準法		3	6	3	0	3	3	
職業安定法		26	37	15	33	5	-28	
健康保険法		0	10	2	1	0	-1	
労働者派遣法		23	15	12	3	9	6	
旅券法	2	4	1	0	2	2		
犯	麻薬等特例法	165	87	92	77	59	-18	
	その他の特別法犯	366	377	329	282	282	0	
	特別法犯合計	5,836	5,656	4,860	3,748	3,542	-206	
総計	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	-293		

図表 1-7 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		R元	R2	R3	R4	R5	前年比
刑	殺人	22	38	37	24	12	-12
	強盗	40	34	23	17	24	7
	放火	4	2	1	7	5	-2
	不同意性交等	2	7	7	6	5	-1
	凶器準備集合	0	0	0	3	4	1
	暴行	212	182	150	151	115	-36
	傷害	403	380	247	241	255	14
	脅迫	147	141	130	144	90	-54
	恐喝	262	195	173	177	189	12
	窃盗	176	109	93	96	94	-2
	詐欺	410	379	413	428	413	-15
	横領	2	6	6	3	6	3
	文書偽造	52	60	67	64	64	0
	法	賭博	20	18	3	10	5
わいせつ物頒布等		2	1	3	0	0	0
公務執行妨害		27	20	34	23	21	-2
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0
犯人蔵匿		13	28	11	4	8	4
証人威迫		1	4	0	4	3	-1
逮捕監禁		77	20	34	36	23	-13
信用毀損・威力業務妨害		12	13	4	21	6	-15
器物損壊		50	31	27	34	29	-5
暴力行為		3	5	4	7	1	-6
その他刑法犯	81	77	63	65	73	8	
刑法犯合計		2,018	1,750	1,530	1,565	1,445	-120
特	出入国管理・難民認定法	4	2	5	1	1	0
	軽犯罪法	43	39	23	25	19	-6
	酩酊者規制法	0	1	0	0	0	0
	迷惑防止条例	7	6	6	3	2	-1
	暴力団対策法	3	6	13	2	4	2
	自転車競技法	0	0	0	0	0	0
	競馬法	0	0	0	0	0	0
	モーターボート競走法	3	1	0	0	0	0
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風営適正化法	8	12	3	12	4	-8
	青少年保護育成条例	2	4	2	1	1	0
	売春防止法	2	9	2	1	0	-1
	児童福祉法	1	1	0	0	0	0
	出資法	6	3	10	2	5	3
	貸金業法	13	15	6	10	3	-7
	宅地建物取引業法	1	0	0	0	0	0
	建設業法	0	1	1	1	0	-1
	銃刀法	54	44	28	30	23	-7
	火薬類取締法	0	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	4	4	3	12	17	5
	あへん法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	39	49	51	52	57	5
	覚醒剤取締法	526	458	415	315	284	-31
	毒劇物法	0	0	1	0	2	2
	廃棄物処刑法	5	8	13	10	16	6
	労働基準法	0	0	0	0	1	1
	職業安定法	8	2	1	2	0	-2
健康保険法	0	2	0	1	0	-1	
労働者派遣法	5	4	6	0	3	3	
旅券法	1	1	0	0	2	2	
麻薬等特例法	15	15	12	12	4	-8	
その他の特別法犯	101	124	107	72	81	9	
特別法犯合計		851	811	708	564	529	-35
総	計	2,869	2,561	2,238	2,129	1,974	-155

図表 1-8 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		R元	R2	R3	R4	R5	前年比	
刑	殺人	57	63	58	40	49	9	
	強盗	123	110	105	87	120	33	
	放火	10	21	7	11	5	-6	
	不同意性交等	26	39	36	29	42	13	
	凶器準備集合	2	1	1	9	3	-6	
	暴行	894	851	709	616	571	-45	
	傷害	1,527	1,366	1,119	1,012	1,003	-9	
	脅迫	414	448	366	364	309	-55	
	恐喝	491	434	391	352	352	0	
	窃盗	10,748	6,712	6,012	5,482	4,621	-861	
	詐欺	2,327	1,545	1,933	1,986	1,600	-386	
	横領	34	50	50	38	47	9	
	文書偽造	174	140	110	123	125	2	
	法	賭博	142	62	62	49	45	-4
わいせつ物頒布等		11	6	9	4	4	0	
公務執行妨害		218	191	213	183	157	-26	
うち公契約関係競売等妨害		1	0	0	0	2	2	
犯		犯人蔵匿	54	49	35	24	27	3
		証人威迫	8	7	3	9	7	-2
		逮捕監禁	72	68	53	50	53	3
		信用毀損・威力業務妨害	31	37	19	26	24	-2
		器物損壊	384	371	326	296	225	-71
		暴力行為	11	4	3	5	5	0
その他刑法犯	882	682	616	511	515	4		
刑法犯合計	18,640	13,257	12,236	11,306	9,909	-1,397		
特	出入国管理・難民認定法	35	41	20	20	25	5	
	軽犯罪法	113	125	90	75	71	-4	
	酩酊者規制法	2	1	1	1	1	0	
	迷惑防止条例	181	115	110	90	67	-23	
	暴力団対策法	7	10	7	3	7	4	
	自転車競技法	1	0	0	0	0	0	
	競馬法	1	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	3	1	0	0	0	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	129	117	87	91	97	6	
	青少年保護育成条例	25	36	22	26	16	-10	
	売春防止法	18	50	36	9	19	10	
	児童福祉法	15	9	10	14	4	-10	
	出資法	28	30	25	20	5	-15	
	貸金業法	37	43	24	18	12	-6	
	宅地建物取引業法	4	1	1	3	0	-3	
	建設業法	4	11	3	3	7	4	
	銃刀法	164	173	121	114	104	-10	
	火薬類取締法	7	3	1	3	2	-1	
	麻薬等取締法	182	177	158	189	236	47	
	法	あへん法	0	0	0	0	0	0
		大麻取締法	1,129	1,099	1,205	1,042	1,065	23
		覚醒剤取締法	5,274	5,088	4,512	3,224	2,769	-455
		毒劇物法	41	38	24	20	21	1
		廃棄物処刑法	56	61	166	70	51	-19
		労働基準法	3	6	2	1	4	3
職業安定法		16	27	11	23	10	-13	
健康保険法		1	7	2	2	0	-2	
労働者派遣法		15	14	10	4	7	3	
旅券法		3	4	1	0	2	2	
犯	麻薬等特例法	207	122	158	151	115	-36	
	その他の特別法犯	420	384	382	312	307	-5	
	特別法犯合計	8,121	7,793	7,189	5,528	5,024	-504	
総計	26,761	21,050	19,425	16,834	14,933	-1,901		

図表 1-9 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総数	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610
うち覚醒剤取締法違反	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985	2,141	1,912
うち詐欺	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555	1,424	1,332
うち傷害	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353	1,142	1,186
うち窃盗	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008	847	889
うち大麻取締法違反	477	580	636	738	744	762	732	764	619	705
うち暴行	1,134	1,115	1,261	1,043	993	866	829	676	602	527
うち脅迫	627	592	534	513	550	393	415	356	370	289
うち強盗	384	295	327	244	287	246	175	217	146	237

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

年次 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総検挙人員	316,965	304,868	289,016	277,472	268,988	254,421	243,927	233,197	225,048	240,285
うち暴力団構成員等の検挙人員	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610
暴力団構成員等が占める割合	7.1%	7.1%	6.9%	6.4%	6.3%	5.6%	5.4%	5.0%	4.4%	4.0%

2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しており、令和5年においても、7,773人で80.9%を占めている。なかでも、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は4,085人と、暴力団構成員等の検挙人員の約4割を占めている（図表1-10）。

図表1-10 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
暴力団構成員等の 検挙人員（人）		22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)	11,735 (2,238)	9,903 (2,129)	9,610 (1,974)
うち六代目山口組		10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)	4,843 (875)	4,496 (780)	4,089 (814)	4,085 (748)
うち神戸山口組		—	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)	1,476 (299)	967 (210)	416 (73)	189 (46)
うち絆會		—	—	—	—	467 (93)	393 (83)	347 (63)	137 (28)	99 (24)	66 (19)
うち池田組		—	—	—	—	—	—	—	—	49 (5)	32 (11)
うち住吉会		3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)	2,215 (438)	2,220 (427)	2,017 (440)	1,930 (382)
うち稲川会		3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)	1,662 (402)	1,534 (367)	1,333 (382)	1,471 (366)
主要団体等合計		18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)	10,543 (2,077)	9,354 (1,812)	8,003 (1,738)	7,773 (1,572)
暴力団構成員等の検挙 人員に占める主要団体 等の暴力団構成員等の 検挙人員の割合(%)		81.0 【78.8】	81.3 【78.9】	81.0 【79.9】	80.1 【80.3】	80.0 【80.2】	80.2 【80.6】	79.9 【81.1】	79.7 【81.0】	80.8 【81.6】	80.9 【79.6】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の検挙人員に占める主要団体等の暴力団構成員の検挙人員の割合を指す。

3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るため、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和5年においては、六代目山口組直系組長等7人、弘道会直系組長等11人、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）20人を検挙している（**図表1-11**）。

図表1-11 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減
六代目山口組直系組長等	14	15	18	16	12	4	5	7	12	7	-5
弘道会直系組長等	11	9	18	18	11	9	13	12	9	11	2
弘道会直系組織幹部	30	23	29	20	18	23	19	31	30	20	-10

【事例】

○ 弘道会直系組長らによる威力業務妨害事件（令和5年11月、秋田）

弘道会直系組長らは、令和4年12月、みかじめ料の支払を拒絶していた社交飲食店の従業員に因縁を付けた上、同店前に滞在し続け、大声で怒鳴るなどして客が寄りつかないような状態を作り出し、威力を用いて人の業務を妨害した。令和5年11月までに、同組長ら7人を威力業務妨害罪で逮捕した。

4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

(1) 事業者襲撃等事件の発生状況

平成25年まで暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が相次いで発生してきたが、平成26年以降大きく減少し、令和5年においては、1件発生している（**図表1-12**）。

図表1-12 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

件数 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
発生事件数	8	1	3	2	1	2	1	1	2	1

(2) 対立抗争事件の発生状況

令和5年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は5件発生している（**図表1-13**）。

これらは、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するもの及び六代目山口組と池田組との対立抗争に関するものであり、建物に車両を衝突させる事件が住宅街で発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表 1-13 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
対立抗争認定数		0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
うち六代目山口組関与事件数		0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
発生件数		18	0	42	9	8	14	10	3	18	5
うち銃器使用回数		9	0	6	1	1	3	5	1	2	0
死者数		0	0	4	1	0	3	0	0	0	0
うち暴力団構成員等以外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数		3	0	15	4	9	7	8	0	4	2
うち暴力団構成員等以外		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

(3) 対立抗争事件の検挙

ア 六代目山口組と神戸山口組

六代目山口組と神戸山口組の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和5年末までに26都道府県で100件発生し、うち85件で305人の暴力団構成員等を検挙した。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部による放火予備等事件（令和5年6月、兵庫）

六代目山口組傘下組織幹部は、令和5年6月、兵庫県神戸市内の神戸山口組組長の自宅に放火する目的で、ライターを携帯するとともに、ガソリン入りのペットボトルを同建物付近に運んだ上、ガソリンをまいた。同月、同幹部を放火予備罪で逮捕した。

イ 六代目山口組と池田組

六代目山口組と池田組の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和5年末までに3県で9件発生し、全件で14人の暴力団構成員等を検挙した。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織関係者による刃物使用の殺人未遂等事件（令和5年4月、岡山）

六代目山口組傘下組織関係者は、令和5年4月、岡山県岡山市内の池田組傘下組織組長の自宅敷地内において、殺意をもって、同組長に対して刃物を突き刺し、負傷させた。同月、同関係者を殺人未遂罪等で逮捕した。

5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、令和5年においては3件発生し、これらの事件による死者は3人である（図表1-14）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

図表1-14 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
発 砲 事 件 数	19	8	17	13	4	10	14	8	6	3
うち対立抗争によるもの	9	0	6	1	1	3	5	1	2	0
死 者 数	0	1	2	2	0	4	3	0	2	3
負 傷 者 数	3	3	1	4	1	5	5	3	1	0

6 拳銃押収丁数

暴力団からの拳銃押収丁数は、令和5年においては、29丁と前年に比べ減少しており、組織別で見ると、六代目山口組が6丁（構成比率20.7%）、稲川会が9丁（同31.0%）、住吉会が7丁（同24.1%）、神戸山口組が3丁（同10.3%）、その他が4丁（同13.8%）となっている（図表1-15、1-16）。

依然として、暴力団が拳銃を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

図表1-15 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
押収丁数	104	63	54	79	73	77	54	31	34	29
真正銃	98	56	54	68	70	76	51	30	33	29
構成比率 (%)	94.2	88.9	100.0	86.1	95.9	98.7	94.4	96.8	97.1	100.0
改造銃	6	7	0	11	3	1	3	1	1	0
構成比率 (%)	5.8	11.1	0.0	13.9	4.1	1.3	5.6	3.2	2.9	0.0

注：各下段は、押収丁数に占める構成比率である。

図表 1-16 組織別の拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
押収丁数	104	63	54	79	73	77	54	31	34	29
六代目山口組 構成比率(%)	31 29.8	16 25.4	20 37.0	18 22.8	8 11.0	21 27.3	16 29.6	21 67.7	17 50.0	6 20.7
神戸山口組 構成比率(%)	-	4 6.3	6 11.1	18 22.8	14 19.2	7 9.1	13 24.1	1 3.2	1 2.9	3 10.3
絆會 構成比率(%)	-	-	-	-	1 1.4	2 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
池田組 構成比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	0 0.0	0 0.0
住吉会 構成比率(%)	12 11.5	10 15.9	9 16.7	14 17.7	27 37.0	13 16.9	5 9.3	2 6.5	2 5.9	7 24.1
稲川会 構成比率(%)	11 10.6	8 12.7	6 11.1	9 11.4	16 21.9	6 7.8	2 3.7	1 3.2	4 11.8	9 31.0
その他 構成比率(%)	50 48.1	25 39.7	13 24.1	20 25.3	7 9.6	28 36.4	18 33.3	6 19.4	10 29.4	4 13.8

7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

令和5年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数は3件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数は1件であった（図表1-17）。

図表 1-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	6	4	13	5	4	10	4	4	4	3
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1

8 資金獲得犯罪の検挙状況

(1) 令和5年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の割合は、過去10年にわたり10%前後で推移している。令和5年においては、13.9%と高い割合であり、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表1-9）。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源の一つとしている実態が認められる。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和5年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した同法第10条違反の事件数が39件、犯罪収益等收受について規定した同法第11条違反の事件数が15件である。

また、同法第23条に規定する起訴前の没収保全命令の適用事件数は19件である（**図表1-18、1-19**）。

【事例】

○ 稲川会傘下組織組員らによる犯罪収益等隠匿等事件（令和5年6月、岡山）

稲川会傘下組織組員らは、令和4年8月、不正に入手したキャッシュカードをコンビニエンスストアに設置された現金自動預払機に挿入して、被害者名義の口座から同組員らが管理する口座に現金100万円を振込送金する方法により隠匿した。令和5年6月、同組員ら3人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した。

図表1-18 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
法人等事業経営支配(9条)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
犯罪収益等隠匿(10条)	26	43	45	22	36	32	27	32	43	39
犯罪収益等收受(11条)	28	46	25	24	26	19	30	28	18	15
起訴前の没収保全命令(23条)	45	46	34	27	27	14	20	22	19	19

図表 1-19 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）
の適用状況（令和5年・前提犯罪の内訳・事件数）

前提犯罪の罪種名	9条	10条	11条	23条	合計
電子計算機使用詐欺	0	15	2	0	17
詐欺	0	11	1	1	13
風営適正化法	0	0	3	9	12
窃盗	0	8	1	1	10
賭博等	0	3	2	4	9
金融商品取引法	0	0	2	1	3
恐喝	0	2	0	0	2
売春防止法	0	0	2	0	2
貸金業法・出資法	0	1	0	1	2
入管法	0	1	0	1	2
私電磁的記録不正作出	0	0	2	0	2
労働者派遣法	0	0	0	1	1
合計	0	41	15	19	75

注：暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法第10条違反の事件数は39件であるが、前提犯罪の内訳の合計は41件となっている。
これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

(3) 詐欺事犯

近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、特に特殊詐欺を行っている実態が認められる（図表 1-20）。

【事例】

○ 双愛会傘下組織組長らによる詐欺事件（令和5年5月、千葉）

双愛会傘下組織組長らは、令和4年4月、県の感染拡大防止対策協力金事業を不正に利用しようと考え、自らが暴力団員であることなどを隠した上、同協力金を支給申請し、現金37万5,000円をだまし取った。令和5年5月、同組長ら2人を詐欺罪で逮捕した。

○ 稲川会傘下組織幹部らによる特殊詐欺事件（令和5年11月、京都）

令和4年10月、息子等を装って高齢者に電話をかけ、「至急現金を必要としている。代わりに行く者に現金を渡してもらいたい」などと嘘を告げて現金をだまし取るなどした特殊詐欺事件で、稲川会傘下組織幹部が犯行グループの首謀者である実態を解明し、令和5年11月までに同幹部ら18名を詐欺罪で検挙した。

図表 1-20 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次				
	R元	R2	R3	R4	R5
特殊詐欺(検挙人員全体)	2,861	2,621	2,374	2,458	2,499
うち主犯	59	60	43	41	62
うち暴力団構成員等	521	402	323	434	404
うち主犯	23	27	17	17	24
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合(%)	18.2	15.3	13.6	17.7	16.2
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合(%)	39.0	45.0	39.5	41.5	38.7

注：令和5年の数値は暫定値である。

(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 1-21、1-22）。

【事例】

○ 暴力団幹部による貸金業法違反事件（令和5年11月、熊本）

暴力団幹部の男は、平成30年7月頃から令和5年5月頃にかけて、男性らに現金合計100万円を貸し付け、登録を受けずに貸金業を営んだ。令和5年11月、同幹部を貸金業法違反（無登録営業等の禁止）で逮捕した。

図表 1-21 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
暴力団構成員等の検挙人員	49	39	35	39	29	31	35	20	30	8
うち暴力団構成員の検挙人員	12	18	9	7	12	13	15	6	10	3
暴力団構成員等が占める割合(%)	33.3	23.5	27.6	30.2	29.3	32.6	34.7	24.7	41.7	14.5

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 1-22 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
暴力団構成員等の検挙人員	27	26	20	24	12	33	22	27	6	8
うち暴力団構成員の検挙人員	5	10	7	7	7	6	3	10	2	5
暴力団構成員等が占める割合 (%)	16.5	24.3	15.6	19.7	9.7	28.4	20.4	22.1	7.4	11.0

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

ウ 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（図表 1-23）。

【事例】

○ 稲川会傘下組織組長らによる労働者派遣法違反事件（令和5年10月、千葉）

稲川会傘下組織組長らは、令和4年11月、労働者を現場作業員として派遣し、足場組立等の建設業務に従事させ、労働者派遣が禁止されている建設業務について労働者派遣事業を行った。令和5年10月、同組長ら2人を労働者派遣法違反（禁止業務への派遣）で逮捕した。

図表 1-23 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
暴力団構成員等の検挙人員	34	23	7	6	12	23	15	12	3	9
うち暴力団構成員の検挙人員	18	3	2	2	1	5	4	6	0	3
暴力団構成員等が占める割合 (%)	87.2	62.2	21.9	42.9	48.0	69.7	55.6	92.3	25.0	56.3

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして風俗営業等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

【事例】

○ **六代目山口組傘下組織組員らによる風営適正化法違反事件（令和5年11月、静岡）**

六代目山口組傘下組織組員らは、令和3年12月から令和5年10月にかけて、無許可で店舗内にトランプ台等の遊技設備を設け、不特定多数の遊技客にトランプカードを使用する「ポーカー」等の遊技をさせる営業を営んだ。令和5年11月、同組員ら3人を風営適正化法違反（無許可営業）等で逮捕した。

(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力

令和5年における暴力団構成員等及び総会屋による企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は417件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は183件、行政対象暴力事犯は234件となっている。

依然として暴力団構成員等が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

【事例】

○ **住吉会傘下組織幹部らによる威力業務妨害等事件（令和5年11月、警視庁）**

住吉会傘下組織幹部らは、令和元年12月、飲食店にダンプカーを衝突させて建物等を損壊し、威力を用いて人の業務を妨害した。令和5年11月、同幹部ら6人を威力業務妨害罪等で逮捕した。

(6) 金融・不良債権関連事犯

令和5年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は6件であり、企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが5件、債権回収過程におけるものが1件（強制執行関係売却妨害事件）であった（**図表1-24**）。

【事例】

○ **五代目工藤會幹部らによる金融商品取引法違反事件（令和5年11月、福岡・沖縄）**

五代目工藤會幹部らは、平成30年11月から令和3年8月頃にかけて、無登録で顧客と「FX取引」と称する外国為替証拠金取引に関する投資一任契約を締結した上、顧客名義の証券口座でFX取引を代行して顧客の金銭を運用し、金融商品取引業を営んだ。令和5年11月までに、同幹部ら5人を金融商品取引法違反（無登録営業）で逮捕した。

図表 1-24 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
融資過程	26	12	12	23	8	14	11	13	7	5
債権回収過程	0	0	2	2	0	1	0	0	1	1
合計	26	12	14	25	8	15	11	13	8	6

第4 暴力団対策法の施行状況等

1 指定状況

令和5年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

なお、令和5年末現在、25団体が指定暴力団として指定されている（図表1-25）。

- (1) 2月24日、三代目狭道会が広島県公安委員会により、太州会が福岡県公安委員会によりそれぞれ11回目の指定を受け、浪川会が福岡県公安委員会により6回目の指定を受けた。
- (2) 5月22日、十代目酒梅組が大阪府公安委員会により11回目の指定を受けた。
- (3) 7月14日、極東会が東京都公安委員会により、二代目東組が大阪府公安委員会によりそれぞれ11回目の指定を受けた。

図表 1-25

指定暴力団一覽表(25団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約3,500人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県	約1,700人
3	住吉会	東京都新宿区新宿7-26-7	小川 修	1都1道1府14県	約2,200人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約200人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山 克博	1県	約210人
6	七代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約120人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約40人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約50人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約320人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約90人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約60人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約310人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約60人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤 義克	1都7県	約300人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約70人
21	浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政浩	1都5県	約150人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上 邦雄	1都2府7県	約140人
23	絆會	大阪府大阪市中央区島之内1-14-14	金 禎紀	1都1道1府9県	約60人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約90人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約60人

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和5年末現在のものを示している。

2: 令和5年末における全暴力団構成員数(約1万400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の割合は95.2%である。

2 行政命令の発出状況

(1) 中止命令

令和5年における中止命令の発出件数は、964件と前年に比べ87件増加している（**図表1-26**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが596件と全体の61.8%を、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対するものが123件と全体の12.8%を、それぞれ占めている（**図表1-27**）。

暴力的要求行為（同法第9条）に対する中止命令596件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが378件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが43件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが102件となっている。また、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（同条第1項）が21件、威迫による加入強要・脱退妨害（同条第2項）が90件、密接関係者に対する加入強要・脱退妨害（同条第3項）が12件となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが273件と最も多く、全体の28.3%を占め、次いで住吉会215件、稲川会136件、極東会32件の順となっている（**図表1-27**）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部に対する暴力的要求行為（不当贈与要求行為）の中止命令（令和5年6月、茨城）

六代目山口組傘下組織幹部は、令和5年5月、仕事上のトラブルを理由に男性ら呼び出し、「俺の名前を出したんだから、俺に200万円ずつ払え」、「ヤクザなめんじゃねーぞ」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、金銭を支払うように要求した。同年6月、同幹部に対し、暴力的要求行為を継続することなどをしてはならない旨の中止命令を発出した。

(2) 再発防止命令

令和5年における再発防止命令の発出件数は30件と、前年に比べ2件減少している（**図表1-26**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが22件と全体の73.3%を占めているほか、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対するものが6件となっている（**図表1-27**）。

暴力的要求行為（同法第9条）に対する再発防止命令22件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが10件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが2件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが7件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが11件と最も多く、全体の36.7%を占め、次いで六代目山口組に対するものが9件、稲川会に対するものが4件となっている（**図表1-27**）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部に対する加入強要の再発防止命令（令和5年5月、神奈川）

六代目山口組傘下組織幹部は、令和4年12月、少年2人に対し、「ヤクザになるんだったら、うちの組に入れよ」などと告げて、暴力団に加入することを強要した。これらの行為により、同幹部が更に反復して同様の行為を行うおそれが認められたことから、令和5年5月、同幹部に対し、1年間、少年に対して暴力団への加入を強要することなどをしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

(3) 請求妨害防止命令

令和5年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は16件である（**図表1-26**）。

団体別では、住吉会に対するものが7件、稲川会に対するものが3件、六代目山口組及び松葉会に対するものがそれぞれ2件となっている（**図表1-27**）。

【事例】

○ 五代目工藤會幹部に対する損害賠償の請求妨害防止命令（令和5年4月、福岡）

五代目工藤會傘下組織組員らが、令和元年9月から同年11月までの間、他人の親族等になりすまして女性4人から現金総額1,135万円を騙し取った詐欺事件について、同女性らが五代目工藤會総裁らに対して損害賠償請求訴訟を提起したことに関し、令和5年4月、五代目工藤會幹部に対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で妨害することなどをしてはならない旨の請求妨害防止命令を発出した。

(4) 用心棒行為等防止命令

令和5年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は、六代目山口組に対するものが1件である（**図表1-26、1-27**）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部に対する用心棒行為等防止命令（令和5年3月、兵庫）

六代目山口組傘下組織幹部は、令和4年9月、縄張内で飲食店を営む女性に対して「10月から頼むね」などと告げ、同女性と用心棒の役務を提供することを約束した。令和5年3月、同幹部に対し、同女性らのために用心棒の役務を提供することなどをしてはならない旨の用心棒行為等防止命令を発出した。

(5) 賞揚等禁止命令

令和5年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は34件である（図表1-26）。

団体別では六代目山口組に対するものが30件、工藤會に対するものが4件となっている（図表1-27）。

【事例】

○ 六代目山口組組長らに対する賞揚等禁止命令（令和5年6月、岡山）

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争において、六代目山口組傘下組織幹部が神戸山口組傘下組織組長の居宅に向けて拳銃等を発砲した事件について、令和5年6月、六代目山口組組長らに対し、出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、同幹部に対して金品等を供与するなどしてはならない旨の賞揚等禁止命令を発出した。

(6) 事務所使用制限命令

令和5年における事務所使用制限命令の発出件数は3件である（図表1-26）。

団体別では、六代目山口組に対するものが2件、工藤會に対するものが1件となっている（図表1-27）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織に対する事務所使用制限命令（令和5年11月、岐阜）

「特定抗争指定暴力団等」として指定されている六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に関連して、岐阜県内に所在する六代目山口組傘下組織事務所2か所について、令和5年11月、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用に供すること、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用に供することなどを禁止する事務所使用制限命令を発出した。

図表1-26 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中止命令	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877	964
再発防止命令	39	36	33	35	43	32	52	37	32	30
請求妨害防止命令	3	2	0	1	0	3	1	0	9	16
用心棒行為等防止命令	4	8	2	1	6	4	3	1	3	1
賞揚等禁止命令	2	4	6	11	16	3	7	11	57	34
事務所使用制限命令	4	4	0	0	2	19(1)	9	2	5	3(1)

注：括弧内は、撤回した仮命令の件数を外数で示している。

3 命令違反事件の検挙状況

令和5年における命令違反事件の検挙件数は1件で、中止命令違反に関するものである。

図表 1-27 令和5年中における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
9 条	1号 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	5	0	—	—	—	—
	2号 不当贈与要求行為	378	10	—	—	—	—
	3号 不当下請等要求行為	5	0	—	—	—	—
	4号 みかじめ料要求行為	43	2	—	—	—	—
	5号 用心棒料等要求行為	102	7	—	—	—	—
	6号 高利債権取立行為	14	2	—	—	—	—
	7号 不当債権取立行為	2	0	—	—	—	—
	8号 不当債務免除要求行為	17	1	—	—	—	—
	9号 不当貸付要求行為	9	0	—	—	—	—
	10号 不当金融商品取引要求行為	0	0	—	—	—	—
	11号 不当自己株式買取等要求行為	0	0	—	—	—	—
	12号 不当預貯金受入要求行為	1	0	—	—	—	—
	13号 不当地上げ行為	0	0	—	—	—	—
	14号 競売等妨害行為	0	0	—	—	—	—
	15号 不当宅地等取引要求行為	0	0	—	—	—	—
	16号 不当宅地賃借要求行為	0	0	—	—	—	—
	17号 不当建設工事要求行為	0	0	—	—	—	—
	18号 不当施設利用要求行為	0	0	—	—	—	—
	19号 不当示談介入行為	0	0	—	—	—	—
	20号 因縁をつけたの金品等要求行為	20	0	—	—	—	—
	21号 不当許認可等要求行為	0	0	—	—	—	—
	22号 不当許認可等排除要求行為	0	0	—	—	—	—
	23号 不当入札参加要求行為	0	0	—	—	—	—
	24号 不当入札排除要求行為	0	0	—	—	—	—
	25号 談合入札要求行為	0	0	—	—	—	—
	26号 不当公契約排除要求行為	0	0	—	—	—	—
	27号 不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0	—	—	—	—
	小計	596	22	—	—	—	—
10 条	1項 暴力的要求行為の要求等	—	0	—	—	—	—
	2項 暴力的要求行為の現場立会援助	214	—	—	—	—	—
	小計	214	0	—	—	—	—
	12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	0	—	—	—	—
	12条の3 準暴力的要求行為の要求等	—	0	—	—	—	—
	12条の5 準暴力的要求行為	8	0	—	—	—	—
15 条	1項 指定暴力団相互の対立抗争	—	—	—	—	—	2
	3項 指定暴力団内部の対立抗争	—	—	—	—	—	0
	小計	—	—	—	—	—	2
16 条	1項 少年に対する加入強要・脱退妨害	21	3	—	—	—	—
	2項 威迫による加入強要・脱退妨害	90	3	—	—	—	—
	3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	12	0	—	—	—	—
	小計	123	6	—	—	—	—
	17条 加入の強要の命令等	—	0	—	—	—	—
	20条 指詰め等の強要等	9	0	—	—	—	—
	21条 指詰め等の強要の命令等	—	0	—	—	—	—
	24条 少年に対する入れ墨の強要等	4	2	—	—	—	—
	25条 少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	—	—	—	—
	29条 事務所における禁止行為	9	—	—	—	—	—
	30条の2 損害賠償請求等の妨害	0	—	16	—	—	—
	30条の5 暴力行為の賞揚等	—	—	—	—	34	—
30 条の6	1項 用心棒の役務提供等	0	0	—	1	—	—
	2項 用心棒行為等の要求等	—	0	—	—	—	—
	小計	0	0	—	1	—	—
	30条の9 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	1	0	—	—	—	—
	30条の11-1 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	—	—	—	—	1
	合計	964	30	16	1	34	3

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		273	9	2	1	30	2
稲川会		136	4	3	0	0	0
住吉会		215	11	7	0	0	0
五代目工藤會		5	2	1	0	4	1
旭琉會		5	0	0	0	0	0
七代目会津小鉄会		1	0	0	0	0	0
六代目共政会		2	0	0	0	0	0
七代目合田一家		1	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		2	0	0	0	0	0
五代目浅野組		3	0	0	0	0	0
道仁会		11	2	0	0	0	0
二代目親和会		1	0	0	0	0	0
双菱会		3	0	0	0	0	0
三代目狭道会		1	0	0	0	0	0
太州会		6	1	0	0	0	0
十代目酒梅組		2	0	0	0	0	0
極東会		32	0	0	0	0	0
二代目東組		13	0	0	0	0	0
松葉会		23	0	2	0	0	0
四代目福博会		1	0	0	0	0	0
浪川会		5	0	0	0	0	0
神戸山口組		6	0	1	0	0	0
絆會		2	0	0	0	0	0
関東閩根組		8	1	0	0	0	0
池田組		5	0	0	0	0	0
指定暴力団員以外		202	0	0	0	0	0
	合計	964	30	16	1	34	3

第5 暴力団排除条例の施行状況等

1 条例の制定及び施行

平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、令和5年末までに46都道府県内の全市町村で制定されている。

2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和5年における実施件数は、勧告46件、指導1件、中止命令7件、再発防止命令5件、検挙20件となっている。

【事例】

○ 利益供与事業者等に対する勧告（令和5年7月、大阪）

飲食店の経営者は、令和4年9月から令和5年3月までの間、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組傘下組織会長にマンション1室及び駐車場を無償で貸し与えるなどして合計約100万円の財産上の利益を供与した。同年7月、同経営者及び同会長に対し、勧告を実施した。

○ 禁止区域における暴力団事務所の運営（令和5年3月、警視庁）

住吉会傘下組織組長らは、条例により定められた暴力団事務所の運営の禁止区域において、令和3年3月頃から令和5年1月頃までの間、暴力団事務所を運営した。同年3月、同組長らを同条例違反（暴力団事務所の運営の禁止）で逮捕した。

第6 暴力団排除等の推進

1 公共部門における暴力団排除

(1) 公共事業等からの暴力団排除

国や地方自治体等においては、警察と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、警察庁と全ての省庁が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築している（令和5年末現在、1府11省2庁）。

イ 地方自治体における取組

(7) 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備してい

る。

なお、平成28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

(イ) 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

(参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況 (令和5年末)

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,734	47	1,698	47	1,527
測量・建設コンサルタント	47	1,732	47	1,690	47	1,524
役務提供	47	1,689	—	—	47	1,481
物品・資材調達	47	1,692	—	—	47	1,477
公有財産売払い	47	1,572	—	—	—	—

注：自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

(2) 各種業法による暴力団排除

各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用や警察による各種業法違反の検挙により、暴力団関係企業の排除を進めている。

【事例】

○ 解体工事業登録からの暴力団排除 (令和5年4月、北海道)

道からの照会に基づき、解体工事業の登録申請業者について調査したところ、同登録申請業者の代表者が元六代目山口組傘下組織組長であることが判明した。令和5年4月、警察からの回答を受けた道が、同登録申請業者の登録を拒否した。

(3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【事例】

○ 生活保護からの暴力団排除 (令和5年9月、千葉)

市からの照会に基づき、生活保護の申請者について調査したところ、同申請者が稲川会傘下組織組員であることが判明した。令和5年9月、警察からの回答を受けた市が、同申請者の申請を却下した。

2 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

(2) 証券取引における暴力団排除

日本証券業協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成18年11月、「証券保安連絡会」を立ち上げ、平成21年3月、同協会を「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(3) 銀行取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成20年5月、「反社会的勢力介入排除対策協議会」を立ち上げ、平成20年11月、融資取引に係る銀行取引約定書に、平成21年9月には普通預金、当座勘定及び貸金庫取引の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の参考例を示すなどし、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに平成30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(4) 祭礼・露店からの暴力団排除

暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

【事例】

○ 露店組合からの暴力団排除（令和5年5月、静岡）

露店の出店権を不正に取得したとして、令和5年3月、露店組合を実質的に支配する暴力団組織総長を詐欺罪で逮捕した。さらに、同総長に対し、露店事業への関与や同組織の解散等について指導を行った結果、同年5月、同総長が解散届を提出するに至り、同組織を壊滅させるとともに同組合から排除した。

3 地域・住民による暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟（平成3年9月からの累計。警察庁に報告があったもの。）については、令和5年末現在で65件提起されており、このうち、係争中が20件、和解等による解決が45件となっている。

また、上記損害賠償請求訴訟のうち、特殊詐欺に関するものは20件提起されており、このうち係争中が6件、和解等による解決が14件となっている。

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

【事例】

○ 極東会傘下組織事務所に対する使用禁止仮処分命令の決定（令和5年1月、茨城）

茨城県ひたちなか市に所在する極東会傘下組織事務所について、その付近に所在する小学校及び中学校の設置者である同市が、警察、民暴委員会等と連携し、令和4年6月、水戸地方裁判所に対し、同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、令和5年1月、同命令が決定された。

○ 神戸山口組傘下組織事務所の撤去（令和5年6月、福岡）

福岡県福津市に所在する神戸山口組傘下組織事務所について、その付近に所在する小学校及び中学校等の設置者である同市が、警察、民暴委員会等と連携し、令和4年12月、福岡地方裁判所に対し、同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同月、同命令が決定された。同市と同組織組長との間で同事務所の土地及び建物を暴力団組織とは無関係の個人に譲渡することで合意が成立し、令和5年6月、同事務所が撤去された。

4 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情

報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。

具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

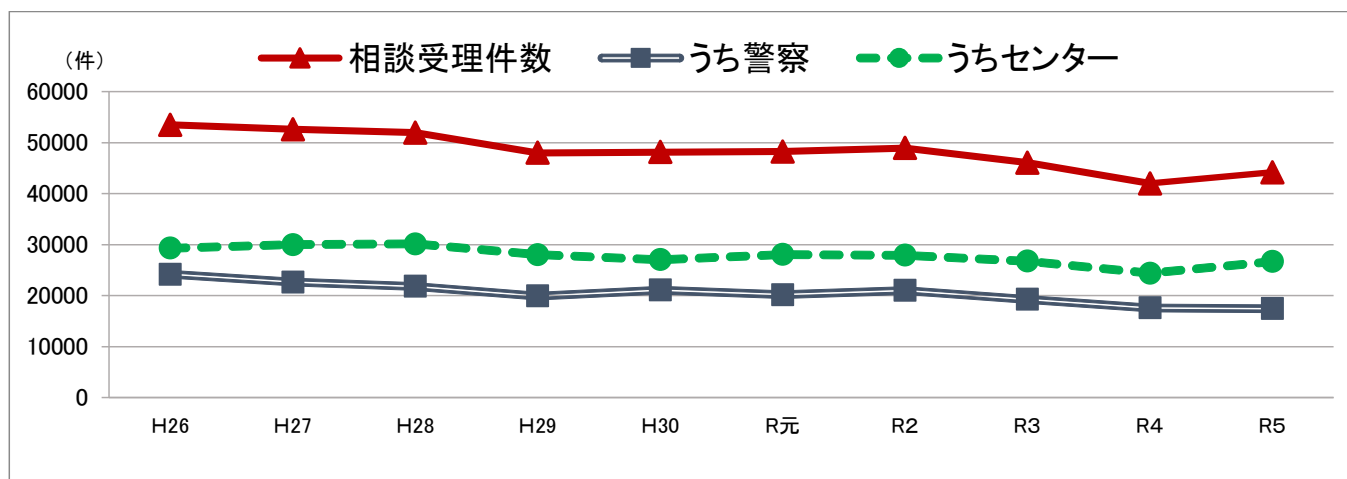
5 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和5年中の暴力団関係相談の受理件数は4万4,161件であり、このうち警察で1万7,469件、都道府県センターで2万6,692件を受理した（図表1-28）。

図表1-28 暴力団関係相談の受理件数



区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
相談受理件数		53,487	52,619	51,967	47,978	48,116	48,234	48,936	46,058	42,005	44,161
	うち警察	24,183	22,637	21,823	19,930	21,085	20,169	21,017	19,287	17,601	17,469
	うちセンター	29,304	29,982	30,144	28,048	27,031	28,065	27,919	26,771	24,404	26,692

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

令和4年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,620回、同講習の受講人数は延べ7万973人であった。

(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けることで、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした

者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行うことができることとなる。

平成26年7月までに全ての都道府県センターが適格都道府県センターとしての認定を受けている。

【事例】

○ 絆會の主たる事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（令和5年12月、大阪）

令和5年11月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが、絆會の主たる事務所の付近住民等から委託を受け、大阪地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、令和5年12月、同命令が決定された。

(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

令和5年中、警察及び都道府県センターに寄せられた、暴力団からの離脱に関する相談（暴力団構成員のほか、その家族及び知人等からの相談を含む。）の受理件数は464件（就労に関する相談及び脱退妨害に関する相談等を含む。）となっている。

令和5年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員は約310人となっている（**図表1-29**）。

令和5年末現在、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会に登録し、暴力団離脱者を雇用する意志を有する事業者（以下「協賛企業」という。）数は1,613社で、令和5年中、同協議会を通じて就労した者は26人となっている（**図表1-30**）。

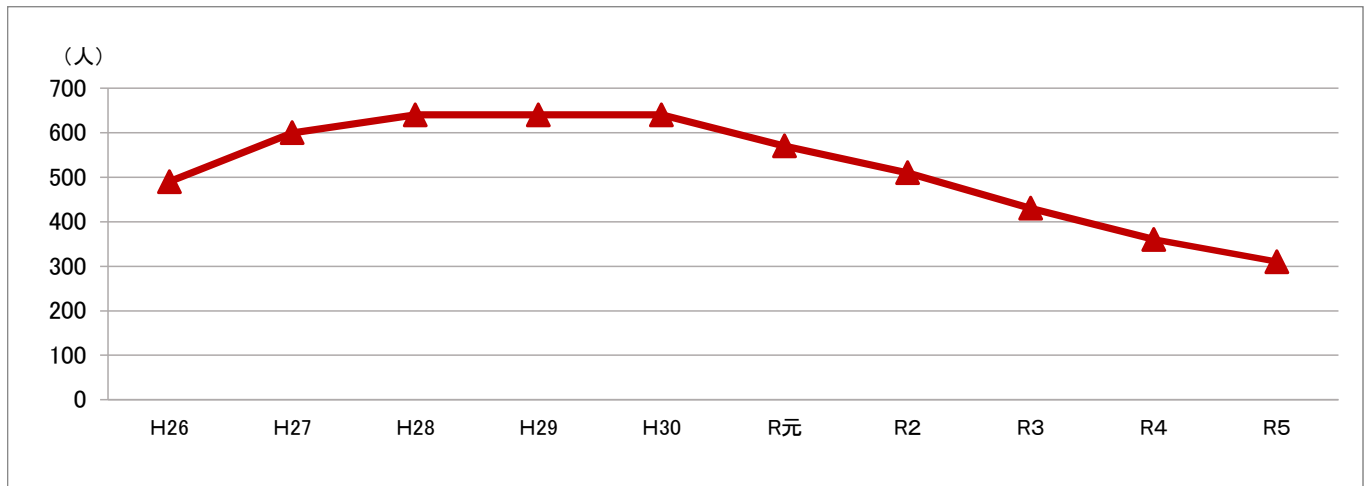
また、令和4年2月に、警察庁において策定した暴力団から離脱した者の預貯金口座の開設に向けた支援策により口座開設に至った件数は、同月から同年12月末までに7件で、令和5年中は8件となっている。

【事例】

○ 暴力団からの離脱者に対する就労支援（令和5年7月）

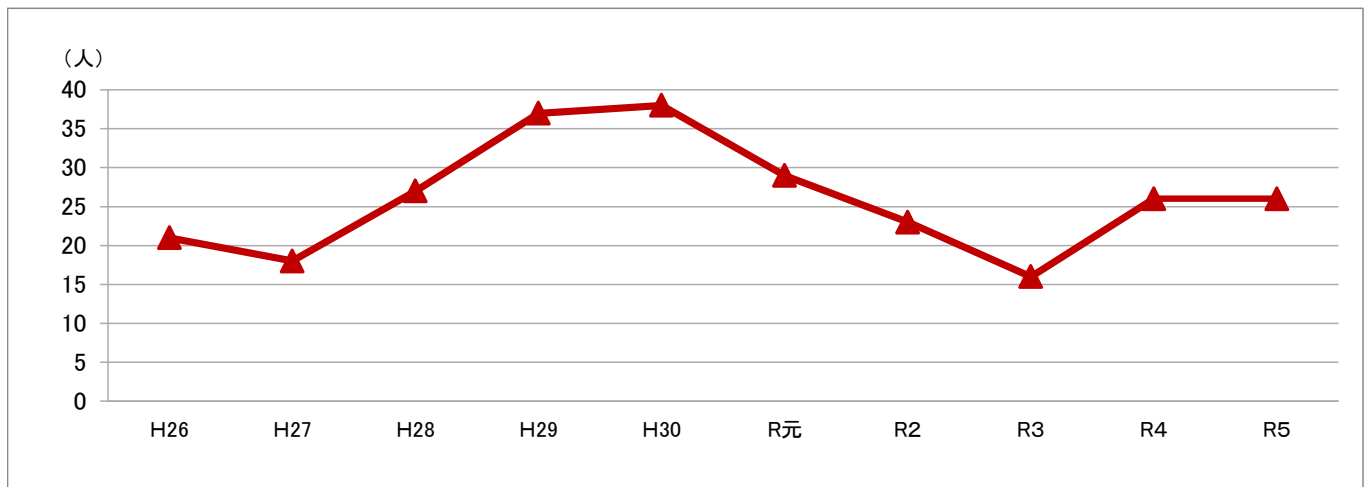
暴力団から離脱し社会復帰を望む相談を受けていた暴力団組員から、別の組織に所属する暴力団組員も離脱を希望している旨の情報を得て、同人らに対する離脱支援及び就労支援を実施したところ、いずれも、所属する組織から離脱し、令和5年7月、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会を通じて協賛企業に就労した。

図表 1-29 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）



区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
離脱者	490	600	640	640	640	570	510	430	360	310

図表 1-30 就労支援により就労した者の推移



区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
就労者	21	18	27	37	38	29	23	16	26	26

第2章：薬物・銃器情勢

第1 薬物情勢

令和5年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいで推移し、令和4年に減少傾向がみられたところ、令和5年は1万3,330人（前年比+1,188人、+9.8%）と前年より増加した。

このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は5,914人（同-210人、-3.4%）と前年よりやや減少し、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から長期的に減少傾向にある。

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向が続いていたところ、令和5年は6,482人（同+1,140人、+21.3%）と過去最多となるとともに、統計を取り始めて以降、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回った（**図表2-1**）。

- 営利犯検挙人員は、近年横ばいが続く中、1,301人（同+273人、+26.6%）と前年より増加した。

このうち、暴力団構成員等によるものは349人（同+43人、+14.1%）とやや増加し、外国人によるものは338人（同+112人、+49.6%）と大幅に増加した。

覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は603人（同+153人、+34.0%）と前年より増加し、このうち、暴力団構成員等は220人（同+29人、+15.2%）と増加し3割以上を占めているほか、外国人も170人（同+73人、+75.3%）と前年より増加した。

また、大麻事犯の営利犯検挙人員は、近年増加傾向がみられるところ、550人（同+114人、+26.1%）と前年より増加した。

このうち、暴力団構成員等は112人（同+7人、+6.7%）とやや増加し、外国人は71人（同+31人、+77.5%）と増加した（**図表2-2**）。

- 薬物別総押収量は、覚醒剤が1,342.9キログラム（同+1,053.9キログラム、+364.7%）、乾燥大麻は784.5キログラム（同+494.9キログラム、+170.9%）といずれも前年より大幅に増加した一方、大麻濃縮物が35.7キログラム（同-38.3キログラム、-51.8%）と前年より大幅に減少した（**図表2-17**）。

以上のとおり、営利目的の覚醒剤事犯に占める暴力団構成員等の割合が高水準で推移していることや、外国人が営利目的で敢行した薬物事犯が大幅に増加している現状から、依然として、その背後にある暴力団や外国人犯罪組織等と薬物事犯との深い関与がうかがわれるところ、引き続き、密輸入・密売関連事犯等の営利犯の検挙による薬物供給網の遮断に取り組むこととしている。

また、大麻事犯の検挙人員は過去最多を記録するなど、大麻の乱用拡大が顕著であることから、引き続き、厳正な取締りに加え、特に若年層による乱用防止を主な目的として、インターネット上での違法情報の排除や広報啓発活動を推進することとしている。

図表 2-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯	検挙件数		12,020	12,124	11,598	8,833	8,440
	検挙人員		8,584	8,471	7,824	6,124	5,914
	暴力団構成員等		3,738	3,577	3,051	2,186	1,947
	構成比率 (%)		43.5	42.2	39.0	35.7	32.9
	外国人		761	480	568	459	521
	構成比率 (%)		8.9	5.7	7.3	7.5	8.8
大麻事犯	検挙件数		5,435	6,015	6,900	6,705	8,034
	検挙人員		4,321	5,034	5,482	5,342	6,482
	暴力団構成員等		780	751	789	648	729
	構成比率 (%)		18.1	14.9	14.4	12.1	11.2
	外国人		279	292	350	311	447
	構成比率 (%)		6.5	5.8	6.4	5.8	6.9
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		945	1,081	966	1,115	1,608
	MDMA等合成麻薬		178	372	380	338	419
	コカイン		482	412	308	455	698
	ヘロイン		13	6	1	0	5
	その他		272	291	277	322	486
	検挙人員		457	562	541	673	928
	暴力団構成員等		58	59	52	81	102
	構成比率 (%)		12.7	10.5	9.6	12.0	11.0
	外国人		123	116	167	207	233
	構成比率 (%)		26.9	20.6	30.9	30.8	25.1
	MDMA等合成麻薬		82	201	221	229	237
	暴力団構成員等		6	15	17	19	16
	構成比率 (%)		7.3	7.5	7.7	8.3	6.8
	外国人		30	62	84	118	96
	構成比率 (%)		36.6	30.8	38.0	51.5	40.5
	コカイン		205	188	157	240	372
	暴力団構成員等		47	33	21	50	74
	構成比率 (%)		22.9	17.6	13.4	20.8	19.9
	外国人		63	42	35	39	63
	構成比率 (%)		30.7	22.3	22.3	16.3	16.9
	ヘロイン		6	6	0	0	3
	暴力団構成員等		0	1	0	0	0
	構成比率 (%)		0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
	外国人		5	5	0	0	2
	構成比率 (%)		83.3	83.3	0.0	0.0	66.7
	その他		164	167	163	204	316
	暴力団構成員等		5	10	14	12	12
構成比率 (%)		3.0	6.0	8.6	5.9	3.8	
外国人		25	7	48	50	72	
構成比率 (%)		15.2	4.2	29.4	24.5	22.8	
あへん事犯	検挙件数		4	11	16	3	6
	検挙人員		2	12	15	3	6
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	1	0	0
	構成比率 (%)		0.0	0.0	6.7	0.0	0.0
合計	検挙件数		18,404	19,231	19,480	16,656	18,088
	検挙人員		13,364	14,079	13,862	12,142	13,330
	暴力団構成員等		4,576	4,387	3,892	2,915	2,778
	構成比率 (%)		34.2	31.2	28.1	24.0	20.8
	外国人		1,163	888	1,086	977	1,201
	構成比率 (%)		8.7	6.3	7.8	8.0	9.0

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

図表 2-2 薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯	検挙件数		691	525	544	500	589
	検挙人員		682	490	455	450	603
	暴力団構成員等		276	278	246	191	220
	構成比率 (%)		40.5	56.7	54.1	42.4	36.5
	外国人		272	86	66	97	170
	構成比率 (%)		39.9	17.6	14.5	21.6	28.2
大麻事犯	検挙件数		407	447	562	572	683
	検挙人員		305	342	426	436	550
	暴力団構成員等		99	83	104	105	112
	構成比率 (%)		32.5	24.3	24.4	24.1	20.4
	外国人		31	28	50	40	71
	構成比率 (%)		10.2	8.2	11.7	9.2	12.9
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		92	92	120	168	186
	MDMA等合成麻薬		24	35	50	64	46
	コカイン		49	29	31	52	75
	ヘロイン		2	0	0	0	0
	その他		17	28	39	52	65
	検挙人員		54	68	93	142	148
	暴力団構成員等		9	4	7	10	17
	構成比率 (%)		16.7	5.9	7.5	7.0	11.5
	外国人		31	24	55	89	97
	構成比率 (%)		57.4	35.3	59.1	62.7	65.5
	MDMA等合成麻薬		11	28	42	60	39
	暴力団構成員等		0	2	2	1	0
	構成比率 (%)		0.0	7.1	4.8	1.7	0.0
	外国人		8	12	30	49	33
	構成比率 (%)		72.7	42.9	71.4	81.7	84.6
	コカイン		33	16	20	34	63
	暴力団構成員等		8	2	1	7	15
	構成比率 (%)		24.2	12.5	5.0	20.6	23.8
	外国人		19	10	9	18	40
	構成比率 (%)		57.6	62.5	45.0	52.9	63.5
	ヘロイン		1	0	0	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		1	0	0	0	0	
構成比率 (%)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他		9	24	31	48	46	
暴力団構成員等		1	0	4	2	2	
構成比率 (%)		11.1	0.0	12.9	4.2	4.3	
外国人		3	2	16	22	24	
構成比率 (%)		33.3	8.3	51.6	45.8	52.2	
あへん事犯	検挙件数		1	0	3	0	0
	検挙人員		0	0	1	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	1	0	0
	構成比率 (%)		0.0	100.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数		1,191	1,064	1,229	1,240	1,458
	検挙人員		1,041	900	975	1,028	1,301
	暴力団構成員等		384	365	357	306	349
	構成比率 (%)		36.9	40.6	36.6	29.8	26.8
	外国人		334	138	172	226	338
	構成比率 (%)		32.1	15.3	17.6	22.0	26.0

注：本表の薬物事犯別営利犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

1 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯の検挙人員は、1万3,330人と前年より増加した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯が5,914人（構成比率44.4%）と平成28年以降減少し続けている一方、大麻事犯は6,482人（同48.6%）と大幅に増加し、過去最高となった（図表2-3）。

暴力団構成員等の検挙人員は2,778人（同20.8%）で、検挙人員及び薬物事犯に占める割合は共に減少傾向にある。

外国人の検挙人員は1,201人（同9.0%）と前年より増加している。

また、麻薬及び向精神薬事犯の外国人の検挙人員は233人（同25.1%）で、前年に引き続き、他の薬物事犯と比較して同人員に占める外国人の割合が高い（図表2-1）。

図表2-3 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯 (%)	83.5	81.5	78.0	74.7	71.2	64.2	60.2	56.4	50.4	44.4
大麻事犯 (%)	13.4	15.5	18.9	22.2	25.8	32.3	35.8	39.5	44.0	48.6
その他 (%)	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0	3.4	4.1	4.0	5.6	7.0

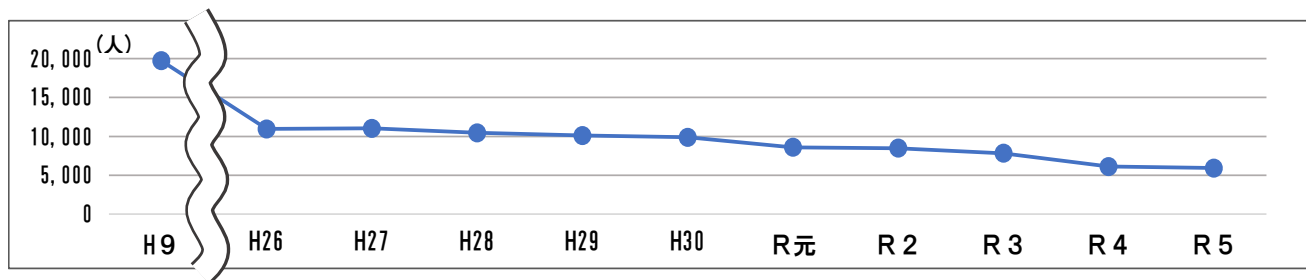
(1) 主な薬物事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は5,914人と前年より減少した。同検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から長期的に減少傾向にあり、平成30年以降連続して1万人を下回っている（図表2-4）。

なお、同検挙人員のうち、暴力団構成員等は1,947人（構成比率32.9%）、外国人は521人（同8.8%）となっている。

図表2-4 覚醒剤事犯検挙人員の推移

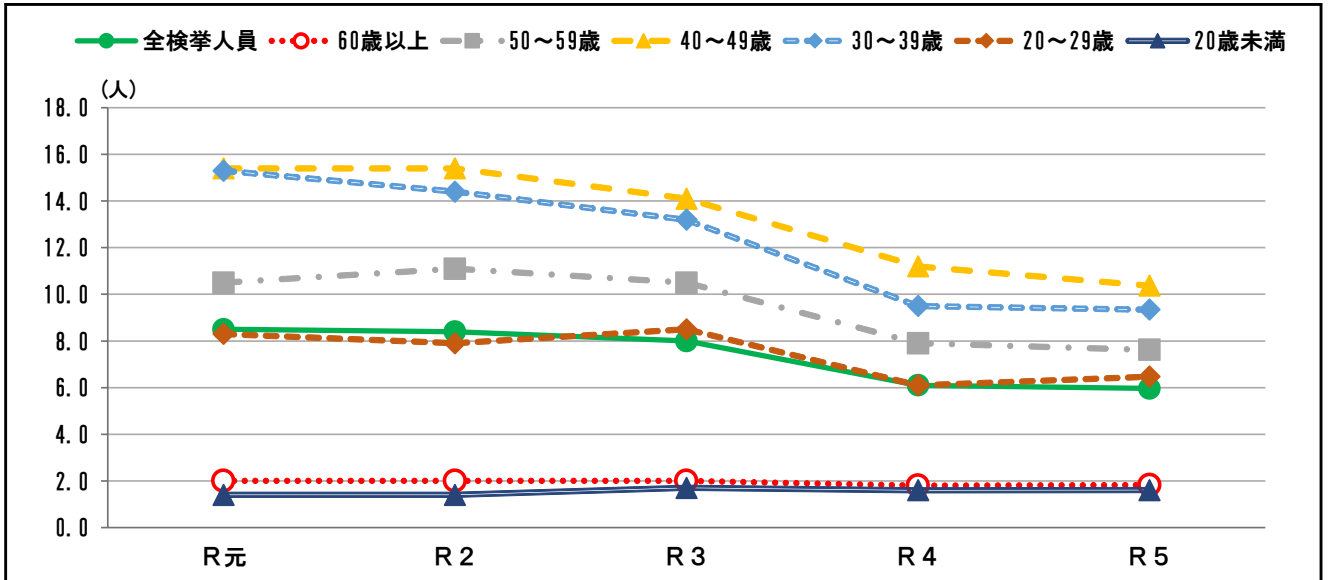


区別 \ 年別	H9	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯検挙人員	19,722	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914

(7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの年齢層別検挙人員は、20歳未満が1.6人、20歳代が6.5人、30歳代が9.3人、40歳代が10.4人、50歳代が7.6人、60歳以上が1.8人であり、最多は40歳代で、次いで30歳代となっている（図表2-5、2-6）。

図表2-5 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表2-6 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

年別		R元	R2	R3	R4	R5	
区分 覚醒剤事犯	検挙人員	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914	
	人口10万人当たりの検挙人員	8.5	8.4	8.0	6.1	6.0	
	年齢別	60歳以上	637	657	636	565	572
		人口10万人当たりの検挙人員	2.0	2.0	2.0	1.8	1.8
		構成比率 (%)	7.4	7.8	8.1	9.2	9.7
		50~59歳	1,686	1,811	1,706	1,343	1,334
		人口10万人当たりの検挙人員	10.5	11.1	10.5	7.9	7.6
		構成比率 (%)	19.6	21.4	21.8	21.9	22.6
		40~49歳	2,885	2,844	2,526	2,012	1,806
		人口10万人当たりの検挙人員	15.4	15.4	14.1	11.2	10.4
		構成比率 (%)	33.6	33.6	32.3	32.9	30.5
		30~39歳	2,241	2,063	1,822	1,327	1,276
		人口10万人当たりの検挙人員	15.3	14.4	13.2	9.5	9.3
		構成比率 (%)	26.1	24.4	23.3	21.7	21.6
		20~29歳	1,038	1,000	1,019	774	820
		人口10万人当たりの検挙人員	8.3	7.9	8.5	6.1	6.5
		構成比率 (%)	12.1	11.8	13.0	12.6	13.9
		20歳未満	97	96	115	103	106
		人口10万人当たりの検挙人員	1.4	1.4	1.7	1.6	1.6
		構成比率 (%)	1.1	1.1	1.5	1.7	1.8
	うち中学生	3	0	1	1	3	
	うち高校生	10	11	10	12	8	
大学生		26	8	18	12	24	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、60歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は60歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(4) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は66.2%と前年よりやや減少した（図表2-7）。

図表2-7 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分		年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯	検挙人員		10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914
	再犯者数		7,067	7,147	6,804	6,647	6,521	5,687	5,880	5,272	4,188	3,918
	再犯者率(%)		64.5	64.8	65.1	65.7	66.1	66.3	69.4	67.4	68.4	66.2
	年齢別	60歳以上	83.0	88.3	86.3	86.7	84.6	81.6	89.6	86.5	82.8	83.2
	再犯者率	50~59歳	78.9	81.2	80.8	80.6	81.8	83.7	83.2	83.1	81.5	81.6
		40~49歳	71.2	72.2	72.1	72.1	71.8	73.6	74.6	73.1	74.8	72.4
		30~39歳	57.3	57.9	56.9	58.5	57.9	57.0	61.4	58.8	60.7	58.7
		20~29歳	39.2	36.0	38.9	35.6	35.4	33.7	38.6	35.3	38.0	33.4
	20歳未満	5.4	16.0	12.5	16.5	13.5	6.2	9.4	21.7	20.4	22.6	

(5) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が3,293人、所持事犯が1,865人、譲渡事犯が205人、密輸入事犯が275人となっており、使用事犯及び所持事犯で覚醒剤事犯検挙人員全体（5,914人）の87.2%を占めている。

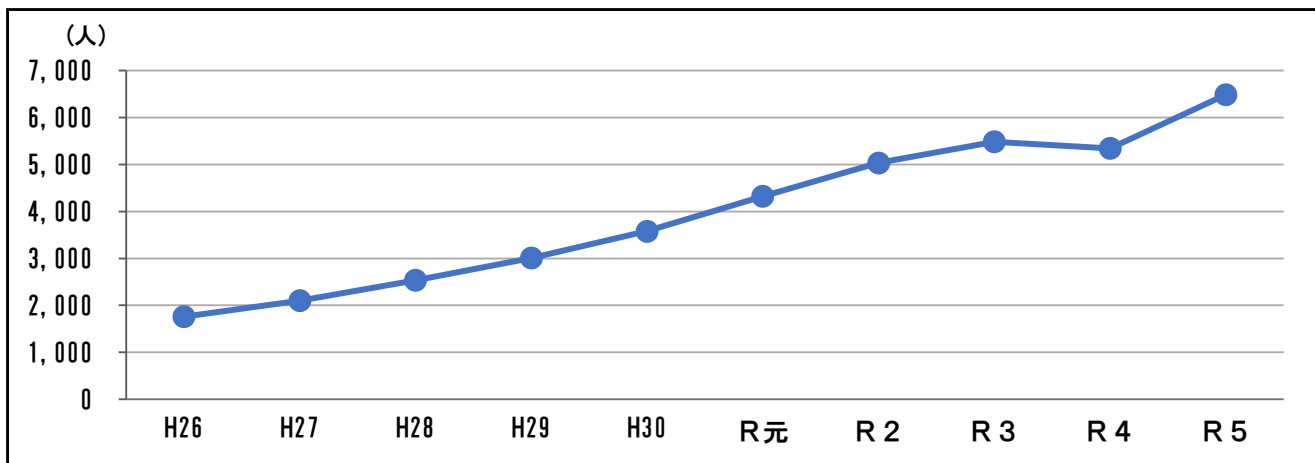
イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向が続いていたところ、令和5年は6,482人と過去最多であった（図表2-8）。

大麻の種類別の検挙人員は、乾燥大麻に関する検挙人員は5,070人（構成比率78.2%）、大麻濃縮物に関する検挙人員は665人（同10.3%）といずれも前年より増加した。

また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は729人（同11.2%）、外国人は447人（同6.9%）となっている。

図表2-8 大麻事犯検挙人員の推移



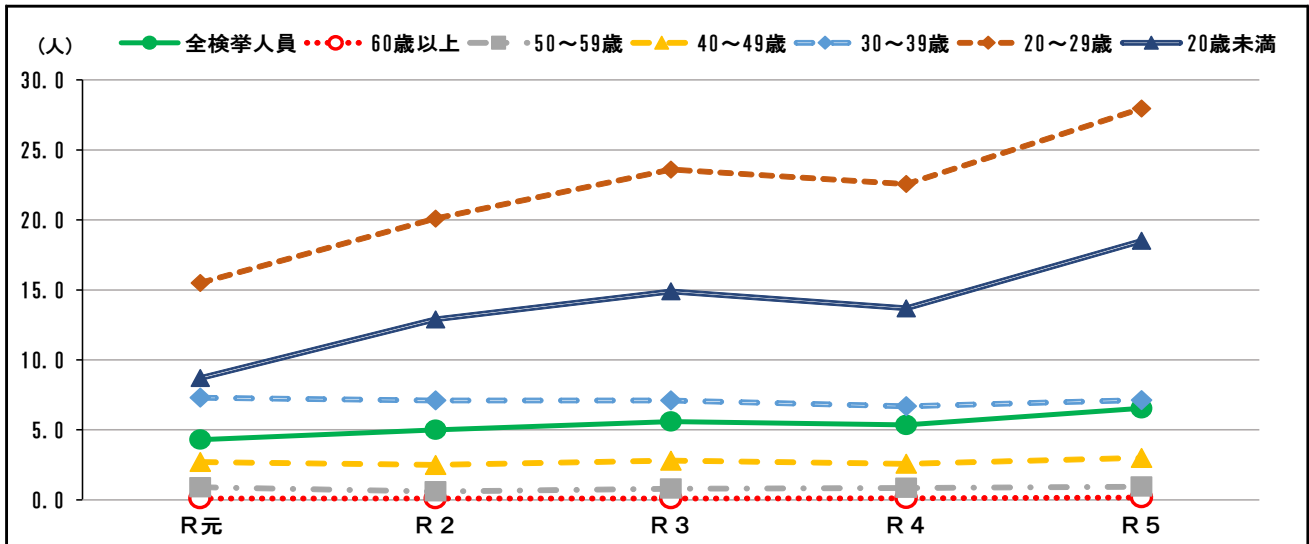
区別	年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
大麻事犯検挙人員		1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482

(7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの年齢層別検挙人員でみると、前年と比較して、20歳代以下の年齢層では大幅に増加、30歳代と40歳代が微増、50歳代以上の年齢層ではおおむね横ばいで推移した。

最多は、前年に引き続き20歳代で、次いで20歳未満、30歳代となっており、これらの年齢層で同検挙人員の88.6%を占めている（図表2-9、2-10、2-11）。

図表 2-9 人口10万人当たり的大麻事犯検挙人員の推移



図表 2-10 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
大麻事犯	検挙人員		4,321	5,034	5,482	5,342	6,482
	人口10万人当たりの検挙人員		4.3	5.0	5.6	5.4	6.5
	年齢別	60歳以上	44	30	43	38	53
		人口10万人当たりの検挙人員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
		構成比率 (%)	1.0	0.6	0.8	0.7	0.8
		50~59歳	148	103	131	146	166
		人口10万人当たりの検挙人員	0.9	0.6	0.8	0.9	0.9
		構成比率 (%)	3.4	2.0	2.4	2.7	2.6
		40~49歳	502	459	507	462	522
		人口10万人当たりの検挙人員	2.7	2.5	2.8	2.6	3.0
		構成比率 (%)	11.6	9.1	9.2	8.6	8.1
		30~39歳	1,068	1,015	984	931	974
		人口10万人当たりの検挙人員	7.3	7.1	7.1	6.7	7.1
		構成比率 (%)	24.7	20.2	17.9	17.4	15.0
		20~29歳	1,950	2,540	2,823	2,853	3,545
		人口10万人当たりの検挙人員	15.5	20.1	23.6	22.6	28.0
		構成比率 (%)	45.1	50.5	51.5	53.4	54.7
	20歳未満	609	887	994	912	1,222	
	人口10万人当たりの検挙人員	8.7	12.9	14.9	13.7	18.5	
	構成比率 (%)	14.1	17.6	18.1	17.1	18.9	
		うち中学生	6	8	8	11	21
		うち高校生	109	159	186	150	214
		大学生	132	219	232	160	235

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、60歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は60歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

図表 2-11 大麻事犯 20歳未満の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
大麻事犯	検挙人員		609	887	994	912	1,222
	年齢別	19歳	294	430	463	441	528
		18歳	164	238	288	225	335
		17歳	97	136	158	148	206
		16歳	42	65	64	71	116
		15歳	11	15	17	22	24
		14歳	1	3	4	5	13

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は76.1%と、引き続き高い割合となっている（図表2-12）。

図表2-12 大麻事犯の初犯者率の推移

区分		年別										
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
大麻事犯	検挙人員	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482	
	初犯者数	1,385	1,613	1,962	2,294	2,741	3,355	3,974	4,281	4,054	4,935	
	初犯者率(%)	78.6	76.8	77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1	75.9	76.1	
	年齢別	60歳以上	66.7	62.5	92.3	67.7	68.6	63.6	53.3	69.8	55.3	64.2
		50～59歳	73.1	56.3	58.6	58.7	63.1	57.4	56.3	64.9	63.0	60.2
		40～49歳	69.3	66.5	70.6	66.0	64.9	67.1	67.5	67.5	66.5	66.5
		30～39歳	79.4	75.1	74.6	70.9	69.7	71.1	71.3	68.5	68.3	69.2
		20～29歳	81.0	80.9	80.5	82.6	81.2	81.8	81.0	80.4	77.5	76.1
20歳未満		91.3	91.7	91.0	89.9	92.8	90.3	91.2	88.5	86.3	88.5	

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別では、所持事犯が5,510人、譲渡事犯が228人、譲受事犯が154人、密輸入事犯が75人、栽培事犯が248人となっており、栽培事犯が前年に引き続き高水準にある（図表2-13）。

図表2-13 大麻栽培事犯の検挙状況の推移

区分		年別				
		R元	R2	R3	R4	R5
検挙件数		172	257	244	217	225
検挙人員		164	232	230	225	248
	暴力団構成員等	42	46	48	41	39

【事例】

○ 稲川会傘下組織幹部らによる大麻栽培事件（令和5年10月、北海道）

稲川会傘下組織幹部の男らは、令和5年7月、北海道内において大麻草を栽培した。同年10月までに、同男ら3人を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で検挙し、大麻草124本、乾燥大麻約2キログラム及び大麻濃縮物約900グラムを押収した。

【事例】

○ ベトナム人による大麻栽培事件（令和5年7月、神奈川）

ベトナム人の男らは、令和5年3月から同年4月にかけて、栃木県内において大麻草を栽培した。同年7月までに、同男ら5人を大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕し、大麻草675本を押収した。

ウ 危険ドラッグ事犯の検挙状況

(7) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ事犯の検挙状況は、平成27年のピーク以降、検挙事件数及び検挙人員の減少傾向が続いていたが、令和4年に増加に転じ、令和5年は375事件、424人とそれぞれ前年より大幅に増加した。

適用法令別では、指定薬物に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、麻薬及び向精神薬取締法違反のいずれもが大幅に増加した（図表2-14）。

危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等によるものは9事件9人、外国人によるものは41事件46人、少年によるものは32事件38人となっている。

図表2-14 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

区分	年別		R元		R2		R3		R4		R5	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	159	165	123	131	103	111	226	242	287	320		
乱用者による単純所持・使用等	119	123	80	82	58	60	178	193	242	270		
麻薬及び向精神薬取締法違反	16	17	15	19	30	34	34	37	88	104		
交通関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	175	182	138	150	133	145	260	279	375	424		

注1：同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注2：複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注3：指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注4：麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注5：交通関係法令違反は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注6：適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上。

注7：乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注8：指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

(4) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は395人（構成比率93.2%）となっている。

a 年齢層別の検挙状況

危険ドラッグ乱用者の年齢層別検挙人員は、20歳代以下が6割以上を占めている。

また、年齢層別の構成比率を前年と比較すると、20歳未満の占める割合が増加、20歳代及び40歳代の占める割合が微増、30歳代及び50歳以上の占める割合は減少している（図表2-15）。

図表 2-15 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		172	140	123	264	395
	年齢層別	50歳以上	32	41	30	21	30
		構成比率 (%)	18.6	29.3	24.4	8.0	7.6
		40～49歳	65	34	33	32	49
		構成比率 (%)	37.8	24.3	26.8	12.1	12.4
		30～39歳	47	32	26	59	72
		構成比率 (%)	27.3	22.9	21.1	22.3	18.2
		20～29歳	27	31	31	136	207
		構成比率 (%)	15.7	22.1	25.2	51.5	52.4
	20歳未満	1	2	3	16	37	
	構成比率 (%)	0.6	1.4	2.4	6.1	9.4	

b 薬物経験別の検挙状況

危険ドラッグ乱用者のうち、薬物犯罪の初犯者が318人（構成比率80.5%）、薬物犯罪の再犯者が77人（同19.5%）となっている。

c 危険ドラッグの入手状況

危険ドラッグの入手先別では、最多は密売人76人（構成比率19.2%）となっている（図表 2-16）。

図表 2-16 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		172	140	123	264	395
	入手先別	街頭店舗	10	3	2	5	19
		構成比率 (%)	5.8	2.1	1.6	1.9	4.8
		インターネット	63	71	53	69	71
		構成比率 (%)	36.6	50.7	43.1	26.1	18.0
		友人・知人	30	18	10	23	39
		構成比率 (%)	17.4	12.9	8.1	8.7	9.9
		密売人	19	6	8	44	76
		構成比率 (%)	11.0	4.3	6.5	16.7	19.2
		その他・不明	50	42	50	123	190
構成比率 (%)		29.1	30.0	40.7	46.6	48.1	

d 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は0人となっている。

(ウ) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は46事件、51人と前年からおおむね横ばいであった。仕出国地域別では、最多は台湾9事件、ベトナム9事件、次いでスロバキア6事件、アメリカ4事件となっている。

(2) 薬物の押収状況

薬物別の押収量は、覚醒剤が1,342.9キログラム、乾燥大麻が784.5キログラムとそれぞれ前年より大幅に増加した一方、大麻濃縮物は35.7キログラム、大麻樹脂は1.0キログラムとそれぞれ大きく減少した。

また、主な麻薬では、MDMAが16万9,374錠、コカインが53.4キログラムとそれぞれ前年より大幅に増加した（図表2-17）。

図表2-17 薬物種類別押収量の推移

種類	年別	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤	(kg)	2,293.1	437.2	688.8	289.0	1,342.9
	(錠)	64	5	2,952	1,533	484
乾燥大麻	(kg)	350.2	265.1	329.7	289.6	784.5
大麻樹脂	(kg)	12.8	3.4	2.1	5.6	1.0
大麻草	(本)	8,074	9,893	7,301	7,563	9,312
	(kg)	33.2	37.9	17.8	11.2	27.2
大麻濃縮物	(kg)	0.0	0.0	22.2	74.0	35.7
合成麻薬	(錠)	73,935	90,322	54,204	74,824	169,442
	MDMA (錠)	73,874	90,218	54,192	74,747	169,374
コカイン	(kg)	34.9	23.4	10.0	41.8	53.4
ヘロイン	(kg)	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.0	5.8	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。
 注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。
 注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(3) 暴力団による薬物事犯

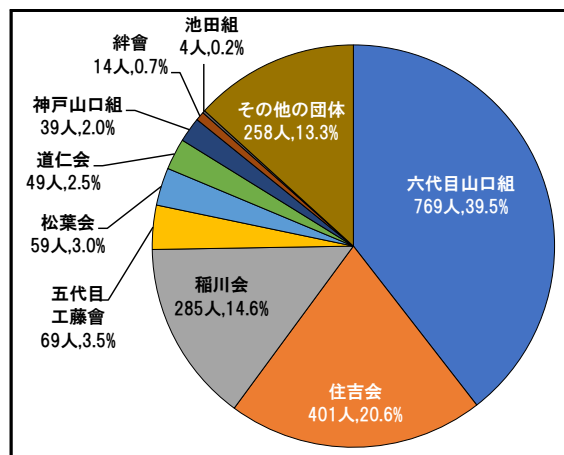
ア 暴力団構成員等の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員の32.9%（1,947人）を暴力団構成員等が占めている。

組織別では、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要団体等で、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の全検挙人員の77.7%を占めている（図表2-18）。

図表2-18 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率

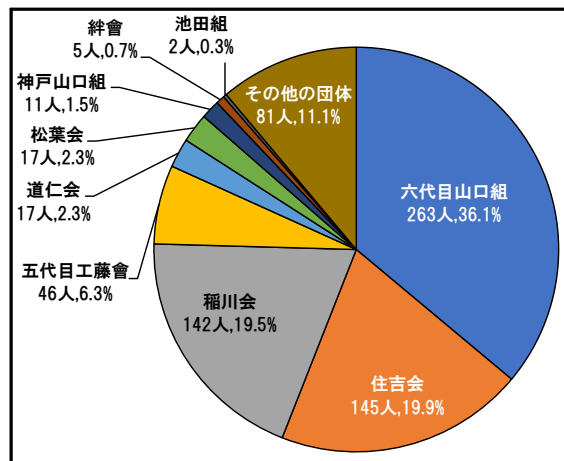


(4) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員の11.2%（729人）を暴力団構成員等が占めている。

組織別では、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要団体等で、大麻事犯に係る暴力団構成員等の全検挙人員の77.9%を占めている。（図表2-19）。

図表2-19 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



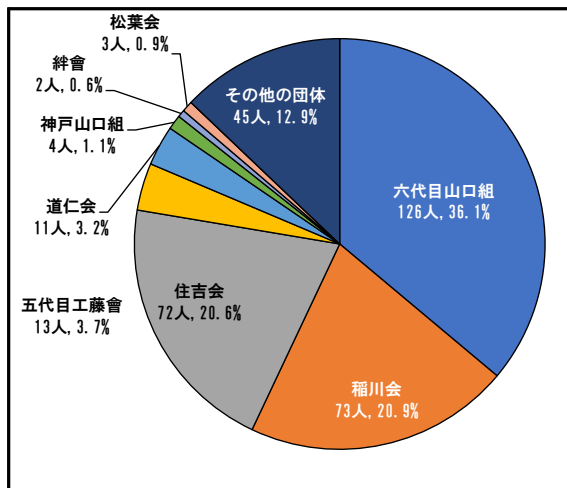
イ 営利犯の検挙状況

(7) 全薬物事犯

暴力団構成員等による薬物事犯の営利犯検挙人員は349人と、全営利犯検挙人員（1,301人）の26.8%を占めている。

組織別では、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要団体等で、営利犯検挙人員に係る暴力団構成員等の全検挙人員の79.4%を占めている（図表2-20）。

図表2-20 営利犯における暴力団組織別構成比率



(イ) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は220人と覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（603人）の36.5%を占めている。

同構成比率を他の薬物と比較すると、大麻事犯が20.4%（112人）、麻薬及び向精神薬事犯が11.5%（17人）となっており、薬物事犯で利益を得ている暴力団構成員等が取り扱う薬物については覚醒剤が主となっている状況がうかがわれる。

(ウ) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯検挙人員は112人と同検挙人員全体（550人）の20.4%を占めている。

また、暴力団構成員等による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は26人と同事犯検挙人員全体（131人）の19.8%を占めており、大麻の密輸入・密売のみならず、栽培への一定の暴力団の関与もうかがわれる。

(4) 外国人による薬物事犯

ア 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

(7) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別で見ると、ベトナムが265人と最も多く、次いでブラジルが224人、韓国・朝鮮が118人、フィリピンが79人、中国（台湾・香港等を除く。）が52人となっている（図表2-21）。

(イ) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が86人と最も多く、次いでブラジルが65人、カンボジアが47人、ベトナムが46人、フィリピンが39人となっている。

(ウ) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが143人と最も多く、次いでベトナムが89人、フィリピンが39人、韓国・朝鮮が26人、アメリカが20人となっている。

図表 2-21 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	MDMA等		コカイン		ヘロイン		R4	R5		
							R4	R5	R4	R5	R4	R5				
計	977	1,201	459	521	311	447	207	233	118	96	39	63	0	2	0	0
アメリカ	43	46	6	17	27	20	10	9	3	4	1	1	0	0	0	0
アルゼンチン	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
イギリス	5	10	3	3	0	2	2	5	0	1	2	3	0	0	0	0
イタリア	3	2	2	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
イラン	16	16	12	14	2	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0
インドネシア	5	6	2	2	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウクライナ	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オーストラリア	0	7	0	1	0	0	0	6	0	1	0	5	0	0	0	0
カナダ	2	13	0	7	1	2	1	4	0	4	0	0	0	0	0	0
カンボジア	8	47	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ギニア	1	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
ギリシャ	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
コロンビア	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スーダン	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
スペイン	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
スリナム	5	7	0	0	0	0	5	7	0	0	5	7	0	0	0	0
スリランカ	24	14	7	2	9	12	8	0	1	0	4	0	0	0	0	0
セルビア	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タイ	45	51	38	35	7	9	0	7	0	1	0	5	0	0	0	0
チュニジア	3	4	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チリ	3	4	0	2	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ドイツ	2	7	2	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ドミニカ	1	6	1	2	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
トルコ	14	16	9	7	3	7	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0
ナイジェリア	11	11	9	11	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ネパール	2	5	0	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
パキスタン	3	16	2	3	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	79	79	56	39	17	39	6	1	4	0	1	0	0	0	0	0
ブラジル	202	224	85	65	110	143	7	16	2	3	4	10	0	0	0	0
フランス	5	7	2	3	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベトナム	227	265	51	46	45	89	131	130	100	76	0	0	0	2	0	0
ペルー	32	30	6	8	14	15	12	7	0	0	12	7	0	0	0	0
ポーランド	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
ボリビア	13	9	5	3	8	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
ポルトガル	0	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
マレーシア	3	9	2	8	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
メキシコ	1	20	1	18	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
ラオス	2	7	2	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロシア	4	5	1	4	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
韓国・朝鮮	124	118	90	86	29	26	5	6	1	1	4	3	0	0	0	0
中国	47	52	34	37	8	15	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0
香港	1	16	0	11	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台湾	3	18	2	10	1	2	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0

注：令和5年中に検挙人員が2人以上の国籍・地域を選出（五十音順）。

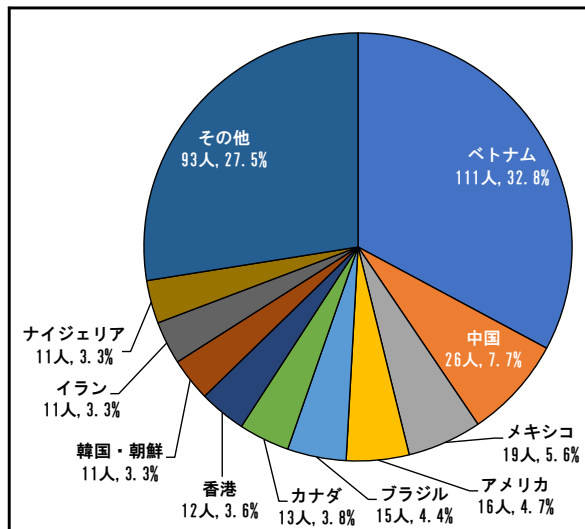
イ 営利犯の検挙状況

(7) 全薬物事犯

全薬物事犯の営利犯検挙人員(1,301人)のうち、外国人は338人(構成比率26.0%)を占めている。

国籍・地域別では、最多はベトナム111人、次いで中国26人、メキシコ19人、アメリカ16人、ブラジル15人、カナダ13人、香港12人となっており、最多のベトナムが、外国人の全営利犯検挙人員の32.8%を占めている(図表2-22)。

図表2-22 営利犯における国籍・地域別構成比率



(4) 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は170人で、覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員(603人)の28.2%を占めている。

国籍・地域別では、最多は中国26人、次いでメキシコ18人、アメリカ13人、ナイジェリア11人、香港11人となっている。

また、外国人による全薬物事犯の営利犯検挙人員338人の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が170人(構成比率50.3%)、大麻事犯が71人(同21.0%)、麻薬及び向精神薬事犯97人(同28.7%)となっており、営利目的で薬物事犯を敢行する外国人が取り扱う薬物については覚醒剤が主となっている状況がうかがわれる。

(5) 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯検挙人員は71人で、大麻事犯の全営利犯検挙人員(550人)の12.9%を占めている。

国籍・地域別では、最多はベトナム56人、次いで韓国・朝鮮3人、フィリピン2人、アメリカ2人、カナダ2人となっている。

また、外国人による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は35人と同事犯検挙人員全体(131人)の26.7%を占めており、栽培への外国人の一定の関与もうかがわれる。

(5) 麻薬特例法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

ア 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数

薬物犯罪収益等隠匿罪の検挙事件数は20件と前年より増加し、最近5年間で最多となっている。同收受罪の検挙事件数は1件であった（図表2-23）。

図表2-23 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件の推移

区分 \ 年別	R元	R2	R3	R4	R5
薬物犯罪収益等隠匿（6条）	8 (6)	3 (1)	5 (2)	15 (2)	20 (3)
薬物犯罪収益等收受（7条）	1 (1)	0 (0)	4 (2)	2 (0)	1 (0)
合計	9 (7)	3 (1)	9 (4)	17 (2)	21 (3)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

イ 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全状況

薬物犯罪収益に係る起訴前の没収保全命令の発出件数は20件で、金銭債権等総額は4,542万7,415円（外貨を除く。）であった（図表2-24）。

図表2-24 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額の推移

区分 \ 年別	R元	R2	R3	R4	R5
件数	8 (1)	18 (6)	24 (6)	23 (5)	20 (2)
金銭債権等総額	415万3,977円	1,268万4,518円	3,271万2,378円	2,536万3,870円	4,542万7,415円
その他	外貨 1,800米ドル 72台湾ドル 95.6リンギット				外貨 900米ドル 116ユーロ34セント

注1：警察官たる司法警察員が請求したものに限る。

注2：括弧内は、暴力団構成員等による事件に係るものを示す。

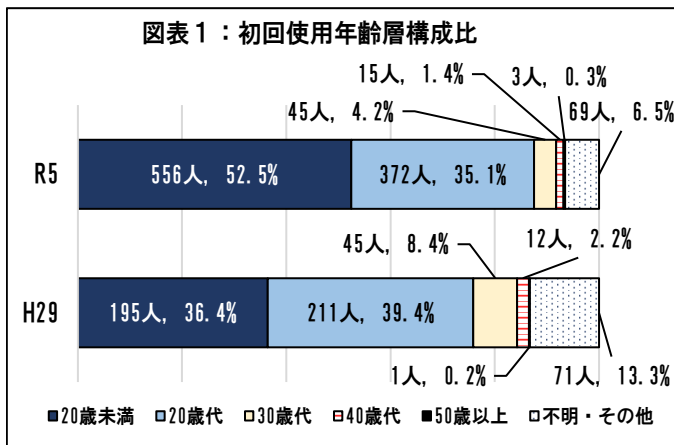
大麻乱用者の実態

令和5年10月から同年11月にかけて、大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち1,060人について、捜査の過程において明らかとなった大麻使用の経緯、動機、大麻の入手先を知った方法等は次のとおりである（図表1で対比した平成29年については、平成29年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち535人について取りまとめたもの。）。

○ 大麻を初めて使用した年齢（図表1）

対象者が初めて大麻を使用した年齢は、20歳未満が52.5%、20歳代が35.1%と、30歳未満で9割近くを占める（最低年齢は11歳（1人））。

初回使用年齢層の構成比を平成29年と比較すると、20歳未満が36.4%から52.5%に増加しており、若年層の中でも特に20歳未満での乱用拡大が懸念される。



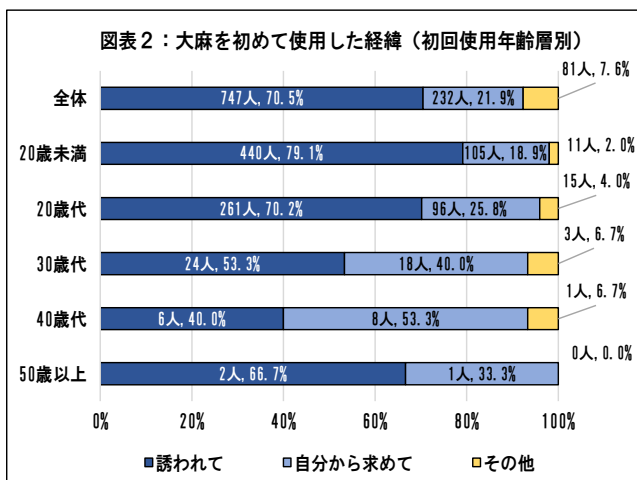
○ 大麻を初めて使用した経緯、動機（図表2、3）

大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が最多であり、20歳未満が79.1%、20歳代が70.2%と、特に若年層において誘われて使用する割合が高い。

使用した動機については、いずれの年齢層でも「好奇心・興味本位」が最多で、特に30歳未満では約6割を占めるなど顕著である。

また、同年齢層では、次いで「その場の雰囲気」が多く、比較的多い「クラブ・音楽イベント等の高揚感」、「パーティー感覚」と合わせてみると、若年層では、身近な環境に影響を受け、短絡的かつ享乐的に大麻に手を出す傾向がうかがわれる。

30歳代及び40歳代の壮年層では、「ストレス発散・現実逃避」や「多幸感・陶酔効果を求めて」といった、薬理効果を求める動機が比較的多数を占めた。



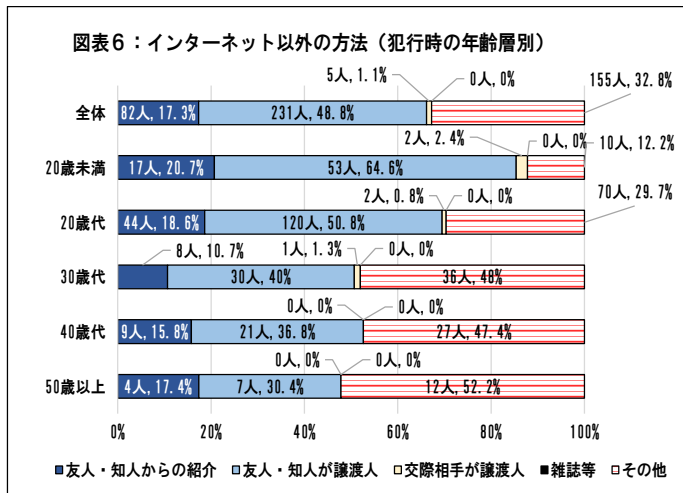
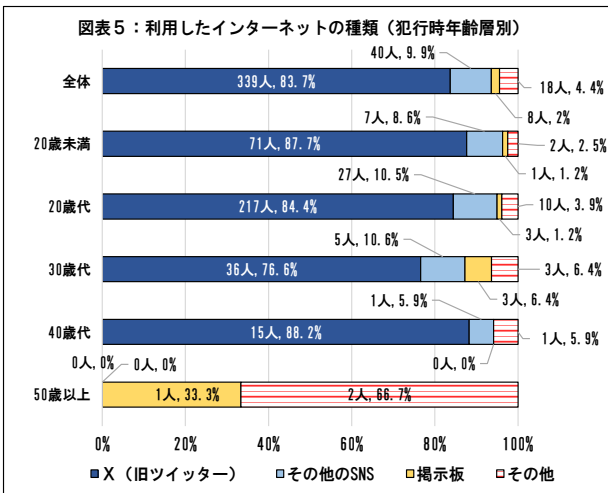
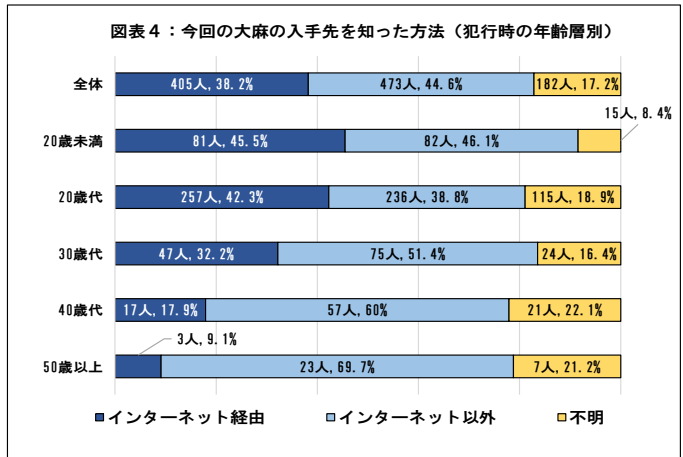
図表3：大麻を初めて使用した動機（初回使用年齢層別・複数回答）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	57.9%	53.7%	47.3%	55.0%	54.0%
その場の雰囲気	21.2%	18.9%	12.2%	5.0%	19.2%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	4.0%	4.2%	5.4%	5.0%	3.9%
パーティー感覚	2.1%	1.1%	1.4%	0.0%	1.6%
ストレス発散・現実逃避	8.4%	11.9%	20.3%	30.0%	10.4%
多幸感・陶酔効果を求めて	4.6%	7.2%	8.1%	5.0%	5.4%
その他	1.8%	3.0%	5.4%	0.0%	5.4%

○ 大麻の入手先（譲渡人）を知った方法（図表4～6）

検挙事実となった大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、30歳未満で「インターネット経由」が3分の1以上を占め、その9割以上がSNSを利用していた。

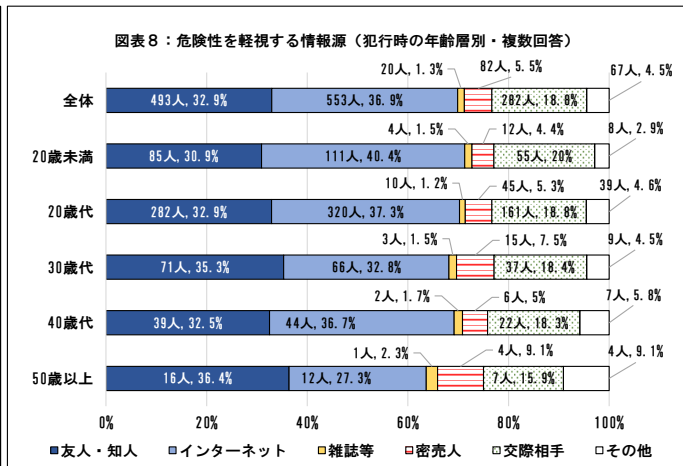
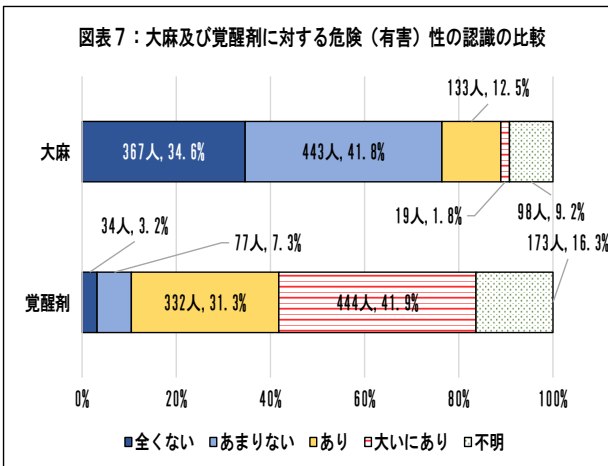
「インターネット以外の方法」では、全ての年齢層で「友人・知人」から直接大麻を入手しているケースが半数程度に上り、30歳未満では半数を超える。



○ 大麻に対する危険（有害）性の認識（図表7、8）

大麻に対する危険（有害）性の認識は、「なし（全くない・あまりない）」が76.4%（前年比3.1ポイント低下）で、覚醒剤に対する危険（有害）性の認識と比較すると、昨年に引き続き著しく低い。

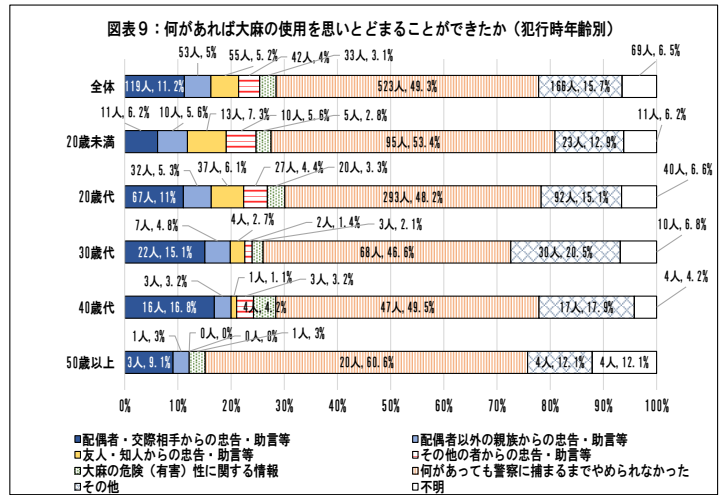
また、大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報の入手先については、引き続き、「友人・知人」、「インターネット」が多く、年齢層が低いほど「インターネット」の占める割合が高い傾向にある。



○ 何があれば大麻の使用を思いとどまることができたか（犯行時の年齢層別）（図表 9）

大麻の使用を阻害し得る要因について、「警察に捕まるまでやめられなかった」との回答が全体の約半数（49.3%）で、いずれの年齢層においても最多を占めている。

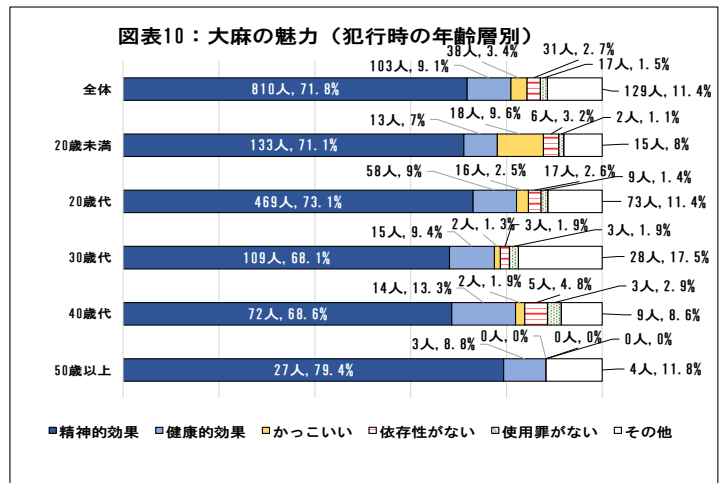
また、「配偶者以外の親族からの忠告・助言等」、「友人・知人からの忠告・助言等」及び「その他の者からの忠告・助言等」との回答が占める割合は、年齢層が低いほど高い傾向にある。



○ 感じている大麻の魅力（犯行時の年齢層別、複数回答）（図表10）

大麻乱用者が感じている大麻の魅力は、いずれの年齢層においても「精神的効果」（リラックス効果・多幸感・陶酔感等）が最多となっており、全体の7割以上を占めている。

一方で、20歳代以下の若年層においては、「かっこいい」との回答が比較的多く、20歳未満では約1割を占める。



今回の実態調査では、大麻を使用し始めた経緯や動機、入手先、危険（有害）性に関する誤った認識の形成等多くの面で、前年に引き続き、若年層（30歳未満）の大麻乱用者の多くが身近な環境に影響されている実態が改めて裏付けられた。

また、大麻に対する危険（有害）性の認識を有さない者の割合が前年（79.5%）から僅かに低下したものの、依然として全体の8割近くを占めている実態も明らかとなった。

一方で、20歳未満の年齢層において、大麻の使用を阻害し得る要因に関して、「配偶者以外の親族からの忠告・助言等」、「友人・知人からの忠告・助言等」及び「その他の者からの忠告・助言等」の占める割合が他の年齢層より高いことや、同年齢層において、感じている大麻の魅力について、「かっこいい」の占める割合が顕著に高いことなどから、少年等若年層と関係性を有する人物を含む周辺環境に着目した広報啓発活動等の重要性が再確認されるとともに、その有効性を示唆する実態がうかがわれた。

引き続き、少年等若年層の周辺環境を健全化させるための総合的な施策が求められるとともに、大麻の供給源となる組織的な栽培・密売を厳正に取り締まり、SNSにおける違法情報の排除や大麻の危険（有害）性を正しく認識できるような広報啓発等を推進することが重要である。

2 薬物密売関連事犯の検挙状況

(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況

薬物密売関連事犯の検挙件数は1,062件、検挙人員は767人といずれも前年より増加し、最近5年間で最多となった。

同検挙人員のうち、暴力団構成員等は267人(構成比率34.8%)、外国人は50人(同6.5%)となっている。

(図表2-25)。

図表 2-25 薬物事犯別密売関連事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別				
		R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯	検挙件数	440	466	493	385	398
	検挙人員	372	389	377	280	333
	暴力団構成員等	240	258	229	150	169
	構成比率 (%)	64.5	66.3	60.7	53.6	50.8
	外国人	43	32	34	21	22
	構成比率 (%)	11.6	8.2	9.0	7.5	6.6
大麻事犯	検挙件数	324	338	466	466	571
	検挙人員	199	228	306	305	389
	暴力団構成員等	63	53	71	61	86
	構成比率 (%)	31.7	23.2	23.2	20.0	22.1
	外国人	14	19	29	18	17
	構成比率 (%)	7.0	8.3	9.5	5.9	4.4
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	55	59	77	97	93
	MDMA等合成麻薬	15	15	26	25	21
	コカイン	29	18	21	37	34
	ヘロイン	1	0	0	0	0
	その他	10	26	30	35	38
	検挙人員	17	32	30	41	45
	暴力団構成員等	9	3	6	1	12
	構成比率 (%)	52.9	9.4	20.0	2.4	26.7
	外国人	3	3	13	11	11
	構成比率 (%)	17.6	9.4	43.3	26.8	24.4
	MDMA等合成麻薬	1	8	3	12	7
	暴力団構成員等	0	1	1	0	0
	構成比率 (%)	0.0	12.5	33.3	0.0	0.0
	外国人	1	2	1	6	3
	構成比率 (%)	100.0	25.0	33.3	50.0	42.9
	コカイン	11	3	3	8	19
	暴力団構成員等	8	2	1	1	11
	構成比率 (%)	72.7	66.7	33.3	12.5	57.9
	外国人	1	0	1	2	3
	構成比率 (%)	9.1	0.0	33.3	25.0	15.8
ヘロイン	0	0	0	0	0	
暴力団構成員等	0	0	0	0	0	
構成比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
外国人	0	0	0	0	0	
構成比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	5	21	24	21	19	
暴力団構成員等	1	0	4	0	1	
構成比率 (%)	20.0	0.0	16.7	0.0	5.3	
外国人	1	1	11	3	5	
構成比率 (%)	20.0	4.8	45.8	14.3	26.3	
あへん事犯	検挙件数	1	0	2	0	0
	検挙人員	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0
	構成比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数	820	863	1,038	948	1,062
	検挙人員	588	649	713	626	767
	暴力団構成員等	312	314	306	212	267
	構成比率 (%)	53.1	48.4	42.9	33.9	34.8
	外国人	60	54	76	50	50
	構成比率 (%)	10.2	8.3	10.7	8.0	6.5

注：本表の薬物密売関連事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密売関連事犯

覚醒剤の密売関連事犯の検挙件数は398件、検挙人員は333人といずれも前年よりやや増加した。

一方、密売関連事犯全体（1,062件、767人）における覚醒剤密売関連事犯の占める割合をみると、最近5年間において、検挙件数及び検挙人員のいずれの割合も減少傾向がみられる。

また、令和4年以降では同割合がいずれも半数を下回っていることから、供給者側が取り扱う薬物が覚醒剤中心から各種薬物に多様化しつつある状況がうかがわれる（図表2-26）。

図表2-26 覚醒剤密売関連事犯検挙状況の推移

区分		年別				
		R元	R2	R3	R4	R5
薬物密売全体	件数	820	863	1,038	948	1,062
	人員	588	649	713	626	767
覚醒剤密売事犯	件数	440	466	493	385	398
	構成比率	53.7%	54.0%	47.5%	40.6%	37.5%
	人員	372	389	377	280	333
	構成比率	63.3%	59.9%	52.9%	44.7%	43.4%

イ 大麻密売関連事犯

大麻の密売関連事犯の検挙件数は571件、検挙人員は389人といずれも前年より増加した。

なお、密売関連事犯全体（1,062件、767人）における大麻密売関連事犯の占める割合をみると、最近5年間において、検挙件数及び検挙人員のいずれの割合も増加傾向が続いており、令和5年では、同割合がいずれも初めて半数を上回った。（図表2-27）。

図表2-27 大麻密売関連事犯検挙状況の推移

区分		年別				
		R元	R2	R3	R4	R5
薬物密売全体	件数	820	863	1,038	948	1,062
	人員	588	649	713	626	767
大麻密売事犯	件数	324	338	466	466	571
	構成比率	39.5%	39.2%	44.9%	49.2%	53.8%
	人員	199	228	306	305	389
	構成比率	33.8%	35.1%	42.9%	48.7%	50.7%

(3) 暴力団による薬物密売関連事犯

薬物密売関連事犯の検挙件数1,062件のうち暴力団構成員等によるもの（主たる被疑者が暴力団構成員等のもの）は343件（構成比率32.3%）となっており、同事犯の3割強は暴力団構成員等が関与している。

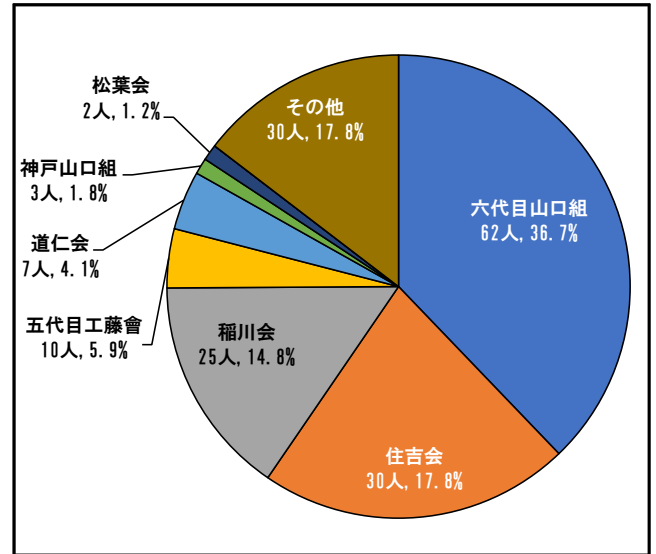
また、薬物密売事犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が267人（同34.8%）を占めており、同事犯で検挙された3人に1人以上が暴力団構成員等である。

なお、覚醒剤密売事犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の構成比率は50.8%と前年よりやや減少するも過半数を占めており、依然として、覚醒剤密売に係る犯罪収益が暴力団の資金源となっている実態がうかがわれる（図表2-25）。

主要団体等の組織別でみると、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会の4団体で、同事犯に係る暴力団構成員等の全検挙人員の71.0%を占めている（図表2-28）。

また、暴力団構成員等による大麻の密売関連事犯の検挙人員は、近年横ばいが続く中、86人（構成比率22.1%）と前年より増加した。

図表2-28 覚醒剤密売事犯における暴力団組織別構成比率



【事例】

○ 道仁会傘下組織幹部らによる覚醒剤及び大麻密売事件（令和5年4月、熊本）

道仁会傘下組織幹部の男らは、令和3年3月から令和5年2月にかけて、熊本県内等において、SNSを利用して覚醒剤及び大麻の密売等をした。同年4月までに、同男ら10人を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）等で逮捕するとともに、同男らから覚醒剤等を購入するなどした客25人を覚醒剤取締法違反（所持等）等で検挙した。

(4) 外国人による薬物密売関連事犯

薬物密売関連事犯の検挙件数1,062件のうち外国人によるもの（主たる被疑者が外国人のもの）は75件（構成比率7.1%）となっている。

検挙人員でみると、同事犯の検挙人員（767人）のうち外国人が50人（構成比率6.5%）を占めている。

また、外国人による覚醒剤密売関連事犯の検挙人員は22人（構成比率6.6%）、大麻密売関連事犯の検挙人員は17人（同4.4%）と、いずれも前年から横ばいであった。

なお、麻薬及び向精神薬密売関連事犯の検挙人員は11人と前年と同数であったが、構成比率は24.4%と他の薬物と比べて高くなっている（図表2-25）。

【事例】

○ ペルー人による麻薬製造等事件（令和5年5月、警視庁）

ペルー人の男らは、令和4年10月、滋賀県内において麻薬であるコカインの製造等をした。令和5年5月までに、同男ら5人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的製造等）で検挙し、コカイン約850グラムを押収した。

3 薬物密輸入事犯の検挙状況

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は419件と前年より大幅に増加した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯は200件と前年より大幅に増加し、大麻事犯は74件、麻薬及び向精神薬事犯は145件といずれも前年より増加した。

また、薬物密輸入事犯の検挙人員に占める暴力団の割合が前年より減少した一方、外国人の割合は61.6%と増加するとともに高水準で推移しており、同事犯に海外の薬物犯罪組織が深く関与していることがうかがわれる（**図表2-29**）。

図表 2-29 薬物事犯別密輸入事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	R元	R2	R3	R4	R5
覚醒剤事犯	検挙件数		273	73	56	129	200
	検挙人員		333	114	83	175	275
	暴力団構成員等		36	20	17	37	51
	構成比率 (%)		10.8	17.5	20.5	21.1	18.5
	外国人		246	63	35	81	153
	構成比率 (%)		73.9	55.3	42.2	46.3	55.6
大麻事犯	検挙件数		89	66	72	61	74
	検挙人員		80	53	81	74	75
	暴力団構成員等		8	6	12	17	2
	構成比率 (%)		10.0	11.3	14.8	23.0	2.7
	外国人		36	19	35	31	43
	構成比率 (%)		45.0	35.8	43.2	41.9	57.3
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		101	79	83	104	145
	MDMA等合成麻薬		26	51	37	51	41
	コカイン		32	16	16	15	48
	ヘロイン		3	2	0	0	1
	その他		40	10	30	38	55
	検挙人員		85	68	103	127	145
	暴力団構成員等		1	1	1	9	5
	構成比率 (%)		1.2	1.5	1.0	7.1	3.4
	外国人		53	39	64	91	109
	構成比率 (%)		62.4	57.4	62.1	71.7	75.2
	MDMA等合成麻薬		23	40	51	60	43
	暴力団構成員等		0	1	1	1	0
	構成比率 (%)		0.0	2.5	2.0	1.7	0.0
	外国人		13	24	33	52	39
	構成比率 (%)		56.5	60.0	64.7	86.7	90.7
	コカイン		31	17	25	26	51
	暴力団構成員等		1	0	0	6	4
	構成比率 (%)		3.2	0.0	0.0	23.1	7.8
	外国人		24	13	13	16	41
	構成比率 (%)		77.4	76.5	52.0	61.5	80.4
	ヘロイン		2	1	0	0	1
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		2	0	0	0	0	
構成比率 (%)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他		29	10	27	41	50	
暴力団構成員等		0	0	0	2	1	
構成比率 (%)		0.0	0.0	0.0	4.9	2.0	
外国人		14	2	18	23	29	
構成比率 (%)		48.3	20.0	66.7	56.1	58.0	
あへん事犯	検挙件数		0	0	1	0	0
	検挙人員		0	0	1	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	1	0	0
	構成比率 (%)		0.0	100.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数		463	218	212	294	419
	検挙人員		498	235	268	376	495
	暴力団構成員等		45	27	30	63	58
	構成比率 (%)		9.0	11.5	11.2	16.8	11.7
	外国人		335	121	135	203	305
	構成比率 (%)		67.3	51.5	50.4	54.0	61.6

注：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤の密輸入事犯の検挙件数は200件と前年より大幅に増加した。

検挙人員については、暴力団構成員等及び外国人はいずれも増加した（図表2-30）。

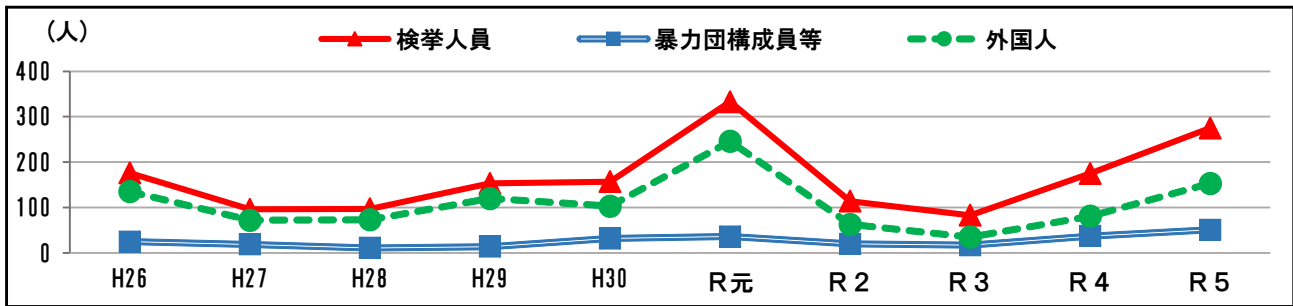
態様別では、国際宅配便利用の占める割合が前年より大幅に低くなった一方、航空機利用による携帯密輸入の占める割合は大幅に高くなっている。

こうした状況の背景には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施されていた入国制限の解除が影響したものと推認される。

また、国内における根強い覚醒剤需要の存在に加え、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が国内外に存在し、国内における覚醒剤取引を活発化させていることがあると推認される。

押収量については、密輸入事犯の検挙件数の大幅な増加に伴い、前年より大幅に増加した。

図表2-30 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



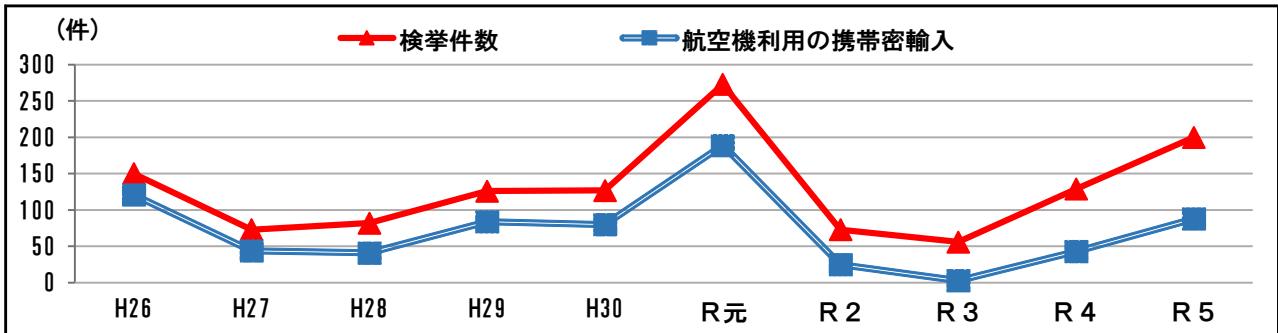
区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
検挙人員	検挙人員	176	96	97	153	157	333	114	83	175	275
	暴力団構成員等	25	19	11	14	32	36	20	17	37	51
	外国人	135	72	73	120	103	246	63	35	81	153

(7) 態様別の検挙状況

態様別では、航空機利用による覚醒剤の携帯密輸入事犯が88件（構成比率44.0%）と前年より大幅に増加した（図表2-31）。

また、国際宅配便が72件、国際郵便が25件、事業用貨物が11件となっている。

図表2-31 航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯検挙状況の推移

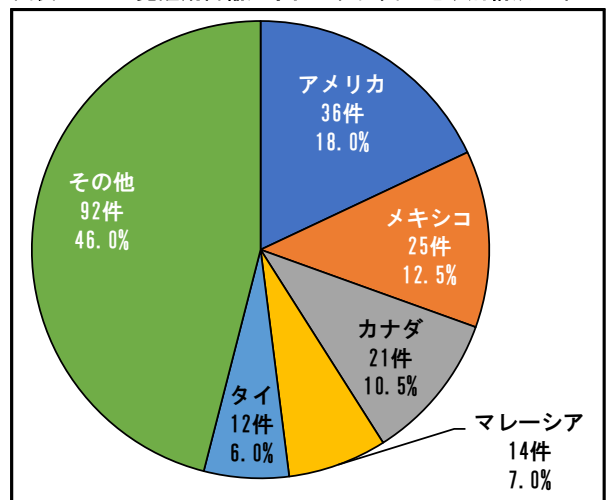


区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
検挙件数	検挙件数	150	73	82	126	127	273	73	56	129	200
	航空機利用の携帯密輸入	121	44	41	84	80	189	25	3	43	88

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、最多がアメリカ36件（構成比率18.0%）で、次いでメキシコ25件（同12.5%）、カナダ21件（同10.5%）、マレーシア14件（同7.0%）、タイ12件（同6.0%）となっている（図表2-32）。

図表2-32 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



イ 大麻密輸入事犯

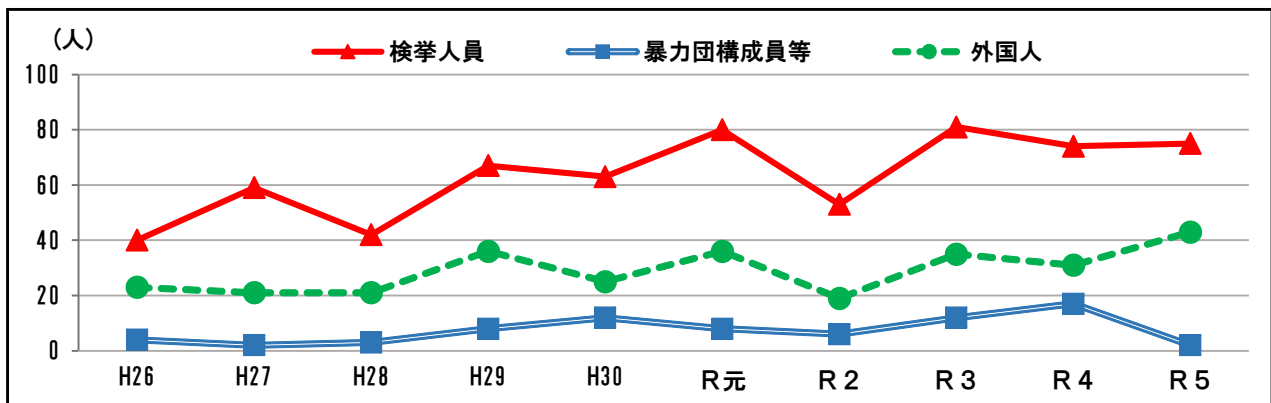
大麻の密輸入事犯の検挙件数は74件と前年より増加した。

このうち、乾燥大麻の密輸入事犯が45件（構成比率60.8%）と6割以上を占めている。

検挙人員については、暴力団構成員等は2人（同2.7%）と前年より大幅に減少した一方、外国人は43人（同57.3%）と前年より増加した（図表2-33）。

検挙被疑者の国籍・地域別では、最多が日本32人（同42.7%）で、次いでベトナム14人（18.7%）、アメリカ9人（同12.0%）となっている。

図表2-33 大麻密輸入事犯検挙状況の推移



区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
検挙人員	40	59	42	67	63	80	53	81	74	75
暴力団構成員等	4	2	3	8	12	8	6	12	17	2
外国人	23	21	21	36	25	36	19	35	31	43

(7) 態様別の検挙状況

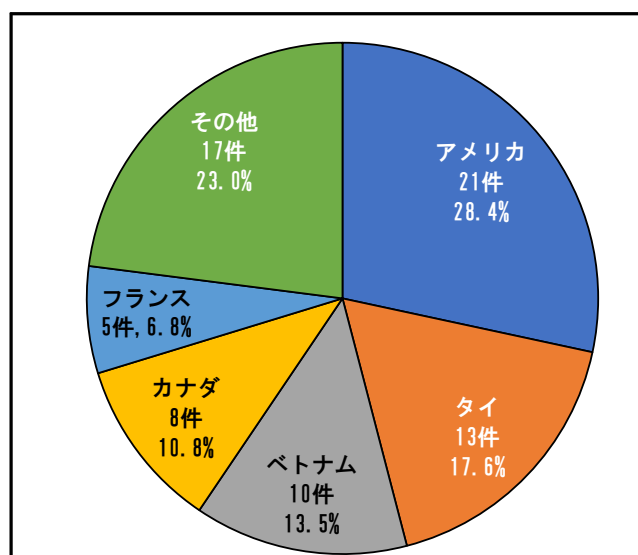
態様別では、主なものとしては、国際宅配便24件、国際郵便17件、航空機利用の携帯密輸入31件となっており、国際宅配便及び国際郵便を利用した密輸入の占める割合は55.4%（前年比28.2ポイント低下）と前年より低くなった一方、航空機利用の携帯密輸入の占める割合は41.9%（前年比25.5ポイント上昇）と大幅に高くなっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、最多がアメリカ21件（構成比率28.4%）で、次いでタイ13件（同17.6%）、ベトナム10件（同13.5%）、カナダ8件（同10.8%）、フランス5件（同6.8%）となっている。

アメリカの21件のうち、大麻濃縮物の密輸入検挙件数が11件となっており、これは、同物件の密輸入検挙件数全体（14件）の78.6%を占める（図表2-34）。

図表2-34 大麻密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 大麻密輸入事犯の主な特徴

大麻密輸入事犯の検挙件数は74件と前年より増加した。

なお、乾燥大麻は、同物件総押収量（784.5キログラム）の半数近い370.4キログラム（構成比率47.2%）が密輸入事犯による押収であり、大麻濃縮物については、同物件総押収量（35.7キログラム）の9割近くとなる30.9キログラム（同86.6%）が密輸入事犯による押収となっている。

(3) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は1,215.5キログラムと前年より大幅に増加した。

また、大麻濃縮物の押収量は30.9キログラムと大幅に減少した一方、乾燥大麻の押収量は370.4キログラムと大幅に増加した（図表2-35）。

図表2-35 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類	年別	R元	R2	R3	R4	R5
	覚醒剤	(kg)	609.5	418.2	673.1	282.1
	(錠)	13	0	1,951	0	0
乾燥大麻	(kg)	120.3	19.9	8.7	13.9	370.4
大麻樹脂	(kg)	10.5	1.6	0.0	4.9	0.1
大麻濃縮物	(kg)	0.0	0.0	18.3	70.2	30.9
合成麻薬	(錠)	73,183	87,097	48,909	70,118	167,714
	MDMA (錠)	73,123	87,092	48,909	70,103	167,690
コカイン	(kg)	33.4	22.8	9.2	40.5	46.4
ヘロイン	(kg)	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(4) 暴力団による薬物密輸入事犯

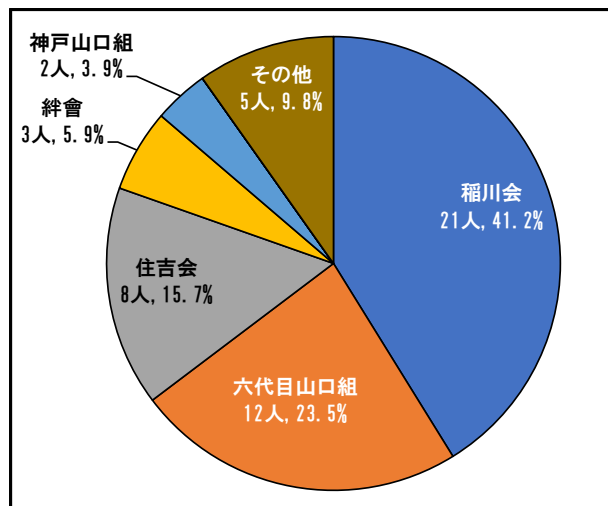
暴力団構成員等による薬物密輸入事犯の検挙人員は58人と前年よりやや減少した。

同検挙人員の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が51人（構成比率87.9%）、大麻事犯が2人（同3.4%）、麻薬及び向精神薬事犯が5人（同8.6%）と9割近くを覚醒剤事犯が占めており、最近5年間で最も高い割合となっている。

組織別では、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要団体等で、覚醒剤密輸入事犯に係る暴力団構成員等の全検挙人員の90.2%を占めている。

なお、主要団体等では、最多は稲川会21人（構成比率41.2%）、次いで六代目山口組12人（同23.5%）、住吉会8人（同15.7%）、絆會3人（同5.9%）、神戸山口組2人（同3.9%）となっており、特に稲川会が覚醒剤密輸入事犯に深く関与し、有力な資金源としている状況がうかがえる（図表2-36）。

図表2-36 覚醒剤密輸事犯における暴力団組織別構成比率



【事例】

○ 極東会傘下組織幹部らによる覚醒剤密輸事件（令和5年10月、千葉）

極東会傘下組織幹部の男らは、令和4年12月、メキシコから国際宅配便を利用し、クレーンフック内に隠匿した覚醒剤を密輸入した。令和5年10月までに、同男ら8人を覚醒剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、覚醒剤約9.4キログラムを押収した。

(5) 外国人による薬物密輸入事犯

外国人による薬物密輸入事犯の検挙人員は305人と前年より大幅に増加した。

同検挙人員の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が153人（構成比率50.2%）、大麻事犯が43人（同14.1%）、麻薬及び向精神薬事犯が109人（同35.7%）と覚醒剤事犯が最多となっている（図表2-29）。

外国人による覚醒剤密輸事犯の検挙人員を国籍・地域別でみると、最多は中国23人、次いでメキシコ18人、アメリカ14人、香港11人となっている。

同じく大麻密輸事犯の検挙人員を国籍・地域別でみると、最多はベトナム14人、次いでアメリカ9人、タイ5人、香港4人となっている。

なお、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員（145人）に占める外国人被疑者（109人）の割合は75.2%と最近5年間で最も高い数値となっている。

【事例】

○ 中国人らによる覚醒剤密輸事件（令和5年5月、大阪）

中国人等の男らは、令和5年3月、アメリカから国際宅配便を利用し、木製パレット内に隠匿した覚醒剤を密輸入した。同年5月までに、同男ら5人を覚醒剤取締法違反（営利目的輸入等）等で逮捕し、覚醒剤約104キログラムを押収した。

第2 銃器情勢

令和5年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は9件と前年と同数で、このうち暴力団構成員等によるとみられるものは3件であった。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、令和5年は349丁と昨年より増加した。
このうち暴力団からの押収丁数は29丁と前年より減少した。

以上のとおり、銃器発砲事件数は横ばいで推移したものの、暴力団による銃器発砲事件が発生したほか、依然として暴力団からの相当数の拳銃押収があるなど、平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、暴力団の組織防衛強化による情報収集の困難化や拳銃隠匿方法の巧妙化に適切に対応し、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化するとともに、インターネット上に流通する銃器に関する情報の収集に努めるなど、引き続き、関係機関と連携した活動等により総合的な銃器対策を推進していくこととしている。

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件の発生状況

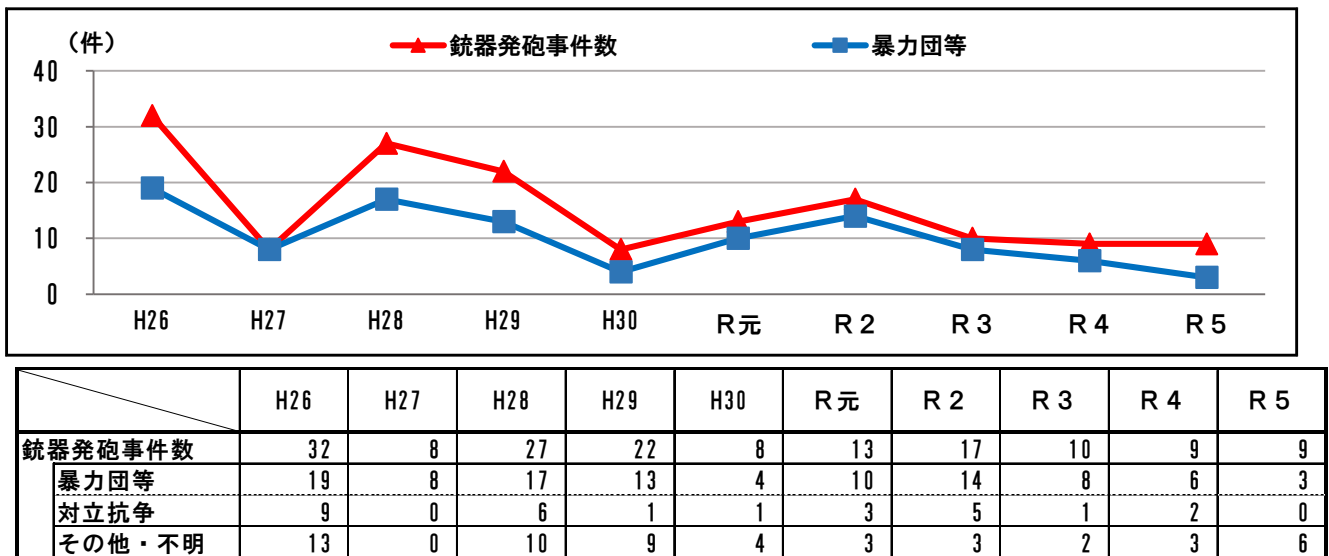
ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件の発生件数は9件と前年と同数で、このうち暴力団構成員等によるとみられるものは3件と前年より減少した。

なお、暴力団の対立抗争によるとみられる発砲事件の発生はなかった（図表2-37）。

銃器発砲事件による死傷者数は10人（うち死者数7人、負傷者3人）と前年より増加しており、このうち暴力団構成員等は3人となっている。（図表2-38）。

図表2-37 銃器発砲事件数の推移



注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表 2-38 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分	年別	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
死傷者数		10	4	11	8	3	12	9	5	6	10
死者数		6	1	5	3	2	4	4	1	4	7
暴力団構成員等		0	1	2	1	0	4	1	0	2	3
負傷者数		4	3	6	5	1	8	5	4	2	3
暴力団構成員等		3	3	1	2	1	5	5	3	1	0

イ 銃種別の発生状況

発生した銃器発砲事件（9件）のうち、拳銃の使用は5件である（図表 2-39）。

図表 2-39 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
銃器発砲事件数		13	17	10	9	9
拳銃		12	16	10	7	5
猟銃等		0	0	0	1	1
小銃等		1	0	0	0	3
その他・不明		0	1	0	1	0

注 1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注 2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数は80件と前年より増加した。

罪種別では、殺人が9件、強盗が12件、その他が59件となっている（図表 2-40）。

図表 2-40 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
認知件数		93	81	61	50	80
拳銃及び拳銃様のもの		55	53	43	27	47
殺人		15	11	7	5	9
拳銃及び拳銃様のもの		10	9	6	4	6
強盗		18	10	6	7	12
拳銃及び拳銃様のもの		18	9	6	7	10
その他		60	60	48	38	59
拳銃及び拳銃様のもの		27	35	31	16	31

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

2 銃器事犯取締状況

(1) 拳銃の押収状況等

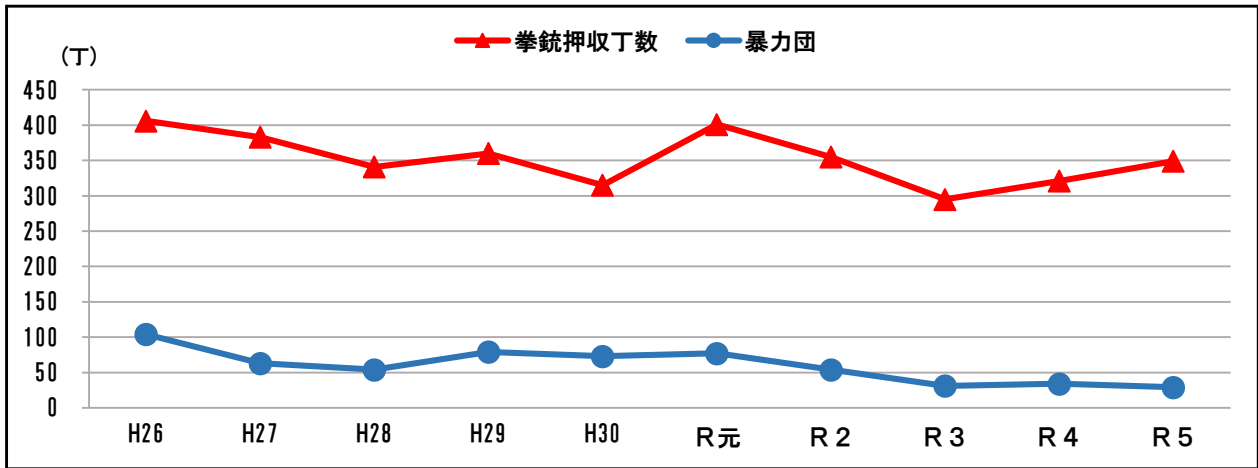
ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含め長期的には減少傾向にあるところ、令和5年は349丁と前年より増加した。

このうち、真正拳銃は281丁（うち密造拳銃8丁）、改造拳銃は68丁となっている。

暴力団から押収した拳銃は29丁と前年より減少し、暴力団以外から押収した拳銃は320丁と前年より増加した（図表 2-41、2-42）。

図表 2-41 拳銃の押収状況の推移



区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
押収丁数		406	383	341	360	315	401	355	295	321	349
	暴力団	104	63	54	79	73	77	54	31	34	29
	構成比率 (%)	25.6	16.4	15.8	21.9	23.2	19.2	15.2	10.5	10.6	8.3
その他・不明		302	320	287	281	242	324	301	264	287	320
	構成比率 (%)	74.4	83.6	84.2	78.1	76.8	80.8	84.8	89.5	89.4	91.7

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃281丁の製造国別では、最多がアメリカ製108丁（構成比率38.4%）、次いで日本製75丁（同26.7%）、ベルギー製27丁（同9.6%）、ドイツ製12丁（同4.3%）、スペイン製9丁（同3.2%）、イタリア製6丁（同2.1%）、ブラジル製4丁（同1.4%）となっている（図表 2-42）。

また、真正拳銃の名称別では、S & Wが30丁（構成比率10.7%）、ハーリントン&リチャードソンが24丁（同8.5%）、南部十四年式が23丁（同8.2%）となっている（図表 2-43）。

図表 2-42 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分	年別	R元	R2	R3	R4	R5
押収丁数		401	355	295	321	349
真正拳銃		342	312	250	258	281
構成比率 (%)		85.3	87.9	84.7	80.4	80.5
(製造国別)	アメリカ	125	110	81	89	108
	中国	6	8	3	4	2
	フィリピン	9	4	7	1	1
	ロシア(旧ソ連)	8	5	4	6	3
	ブラジル	3	8	10	6	4
	ベルギー	24	28	28	26	27
	イタリア	9	1	4	2	6
	ドイツ	15	14	17	15	12
	スペイン	11	8	7	8	9
	日本	79	77	61	65	75
	その他	7	4	6	4	7
	不明	46	45	22	32	27
改造拳銃		59	43	45	63	68
構成比率 (%)		14.7	12.1	15.3	19.6	19.5

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表 2-43 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分	年別	R元	R2	R3	R4	R5
真正拳銃の押収丁数		342	312	250	258	281
トカレフ型	主に中国製	5	9	2	4	2
S & W	主にアメリカ製	42	33	14	22	30
ブローニング	主にベルギー製	19	20	20	16	18
マカロフ型	主にロシア製	8	2	2	4	2
ハーリントン&リチャードソン	主にアメリカ製	24	14	19	11	24
南部十四年式	日本製	31	27	22	16	23
その他		213	207	171	185	182

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は66丁で、前年より増加した（図表 2-44）。

図表 2-44 インターネット関連の拳銃押収状況

区分	年別	R元	R2	R3	R4	R5
押収丁数		54	41	36	41	66

エ 拳銃 110 番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃 110 番報奨制度」により受理した通報件数は1,739件、本通報を端緒とする拳銃の押収は1丁で、報奨金の支払いはなかった。

(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は124件、検挙人員は127人となっている。

このうち暴力団構成員等の検挙件数は19件（構成比率15.3%）、検挙人員は27人（同21.3%）となっている（図表 2-45）。

図表 2-45 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分	年別	R元	R2	R3	R4	R5
検挙件数		150	116	90	101	124
検挙人員		151	127	78	97	127
暴力団構成員等		57	58	29	26	27
構成比率（%）		37.7	45.7	37.2	26.8	21.3

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数は3件、検挙人員は3人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収は2丁となっている（図表 2-46）。

図表 2-46 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分	年別	R元	R2	R3	R4	R5
検挙事件数		3	2	2	6	3
拳銃		0	2	1	5	2
検挙人員		3	2	2	6	3
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
拳銃		0	2	1	5	2
拳銃押収丁数		0	2	1	6	2
暴力団		0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

【事例】

○ **元二代目東組傘下組織幹部らによる拳銃加重所持事件（令和5年9月、和歌山）**

元二代目東組傘下組織幹部らは、令和4年6月、大阪府内において、拳銃1丁を適合実包6個と共に携帯して所持した。令和5年9月までに、同幹部ら3人を銃刀法違反（拳銃加重所持等）等で逮捕し、同拳銃等を押収した。

第 3 章：来日外国人犯罪情勢

第 1 来日外国人犯罪の検挙状況等

1 令和 5 年中の来日外国人犯罪情勢

令和 5 年中の来日外国人犯罪については

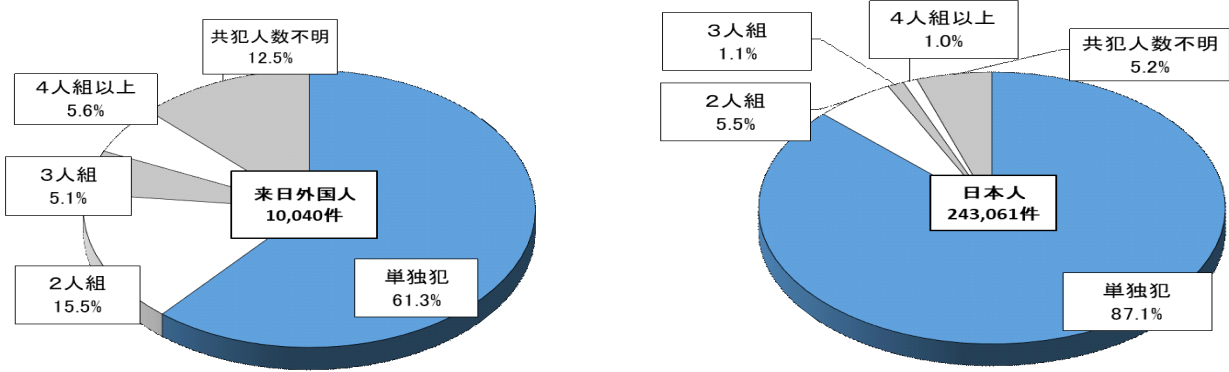
- 総検挙状況、刑法犯検挙状況、特別法犯検挙状況のいずれをみても、令和 4 年に比べ、検挙件数・人員共に増加した。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙件数はベトナムと中国の 2 か国で全体の約 6 割を占め、総検挙人員は同 2 か国で 5 割以上を占めており、いずれも令和 4 年に引き続きベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員 11,534 人の国籍等別の内訳は、ベトナム 4,229 人（構成比率 36.7%）、中国 2,008 人（同 17.4%）、フィリピン 637 人（同 5.5%）、タイ 585 人（同 5.1%）、ブラジル 532 人（同 4.6%）等となっている。
- 総検挙人員 11,534 人の在留資格別の内訳は「技能実習」2,692 人（構成比率 23.3%）、「短期滞在」2,122 人（同 18.4%）、「定住者」1,396 人（同 12.1%）、「留学」1,196 人（同 10.4%）、「技術・人文知識・国際業務」841 人（同 7.3%）等となっている。
- 刑法犯の検挙件数・人員が増加した主な要因としては、ベトナム、フィリピン、韓国等による窃盗犯、中国、ベトナム、ブラジル等による粗暴犯が増加したことなどが挙げられる。
- 特別法犯の検挙件数・人員が増加した主な要因としては、ベトナム、タイ等による入管法違反、ベトナム等による薬物事犯が増加したことなどが挙げられる。

2 来日外国人犯罪の組織化の状況

来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に行われる傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

令和 5 年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は 38.7%と、日本人（12.9%）の 3 倍になっている。また、形態別にみると、2 人組は 15.5%、3 人組は 5.1%、4 人組以上は 5.6%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では 62.2%と、日本人（15.3%）の約 4.1 倍、万引きでは 25.8%と、日本人（3.6%）の約 7.2 倍になっている（**図表 3-1**、**図表 3-2**）。

図表 3-1 刑犯の共犯形態別 構成比率



図表 3-2 共犯形態別・罪種等別 刑犯検挙件数

	総数	来日外国人						日本人						
		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明	
刑 法 犯 件 数	10,040	6,151	3,889	1,552	513	564	1,260	243,061	211,804	31,257	13,417	2,741	2,408	12,691
	構成比率	61.3%	38.7%	15.5%	5.1%	5.6%	12.5%	構成比率	87.1%	12.9%	5.5%	1.1%	1.0%	5.2%
凶 悪 犯	222	199	23	8	5	7	3	4,373	4,023	350	142	85	105	18
	構成比率	89.6%	10.4%	3.6%	2.3%	3.2%	1.4%	構成比率	92.0%	8.0%	3.2%	1.9%	2.4%	0.4%
うち強盗	82	61	21	7	5	7	2	1,100	839	261	82	69	93	17
	構成比率	74.4%	25.6%	8.5%	6.1%	8.5%	2.4%	構成比率	76.3%	23.7%	7.5%	6.3%	8.5%	1.5%
窃 盗 犯	6,149	3,163	2,986	1,194	418	486	888	139,528	122,262	17,266	7,513	1,443	1,000	7,310
	構成比率	51.4%	48.6%	19.4%	6.8%	7.9%	14.4%	構成比率	87.6%	12.4%	5.4%	1.0%	0.7%	5.2%
うち侵入窃盗	1,846	501	1,345	509	132	294	410	20,481	17,220	3,261	1,923	450	409	479
	構成比率	27.1%	72.9%	27.6%	7.2%	15.9%	22.2%	構成比率	84.1%	15.9%	9.4%	2.2%	2.0%	2.3%
うち住宅対象	524	198	326	121	65	27	113	7,781	6,592	1,189	677	200	75	237
	構成比率	37.8%	62.2%	23.1%	12.4%	5.2%	21.6%	構成比率	84.7%	15.3%	8.7%	2.6%	1.0%	3.0%
うち車上ねらい	25	20	5	3	2	0	0	6,181	5,698	483	334	76	33	40
	構成比率	80.0%	20.0%	12.0%	8.0%	0.0%	0.0%	構成比率	92.2%	7.8%	5.4%	1.2%	0.5%	0.6%
うち万引き	2,202	1,633	569	394	123	25	27	58,514	56,381	2,133	1,756	236	85	56
	構成比率	74.2%	25.8%	17.9%	5.6%	1.1%	1.2%	構成比率	96.4%	3.6%	3.0%	0.4%	0.1%	0.1%
うち自動車盗	294	74	220	68	53	60	39	1,805	1,014	791	432	92	65	202
	構成比率	25.2%	74.8%	23.1%	18.0%	20.4%	13.3%	構成比率	56.2%	43.8%	23.9%	5.1%	3.6%	11.2%
そ の 他	3,669	2,789	880	350	90	71	369	99,160	85,519	13,641	5,762	1,213	1,303	5,363
	構成比率	76.0%	24.0%	9.5%	2.5%	1.9%	10.1%	構成比率	86.2%	13.8%	5.8%	1.2%	1.3%	5.4%

3 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を実行するため、犯罪ごとに様々な国籍の構成員が離合集散を繰り返すなど、組織の多国籍化もみられる。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、近年は、海外の指示役からの指示により国内の実行犯が組織的に窃盗（万引き）や詐欺等を取行し、盗品等を海外に輸出したり、犯罪収益を海外に送金したりする事例が多数認められており、引き続き、国境を越えて取行されている。

【事例】

○ ベトナム人による窃盗（万引き）事件（令和5年6月、新潟・秋田）

ベトナム人の男らは、令和5年5月、東北地方のドラッグストアにおいて医薬品等を窃取し、海外に輸出していた。同年6月までにベトナム人の男2人（技能実習1、短期滞在1）を窃盗罪で逮捕した。

【事例】

○ **ベトナム人による詐欺事件（令和5年1月、奈良）**

SNSを通じて勧誘されたベトナム人の男らは、令和2年5月から令和4年6月にかけて、警察に携帯電話機を紛失したとの虚偽の届出をし、電気通信事業者の紛失補償サービスに申請して代替機をだまし取っていた。令和5年1月までに、ベトナム人の男ら12人（技術・人文知識・国際業務2、特定活動3、技能実習4、特定技能2、留学1）を詐欺罪及び詐欺未遂罪で逮捕した。

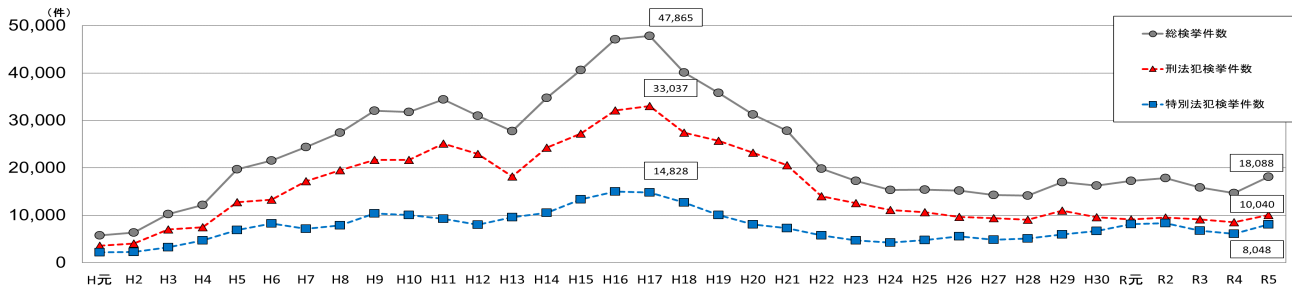
4 令和5年中の検挙状況の概要

(1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙状況をみると、総検挙件数・人員共に平成24年から令和2年にかけてはおおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年は検挙件数・人員共に令和4年に比べ増加した（図表3-3）。

図表3-3 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

【検挙件数】

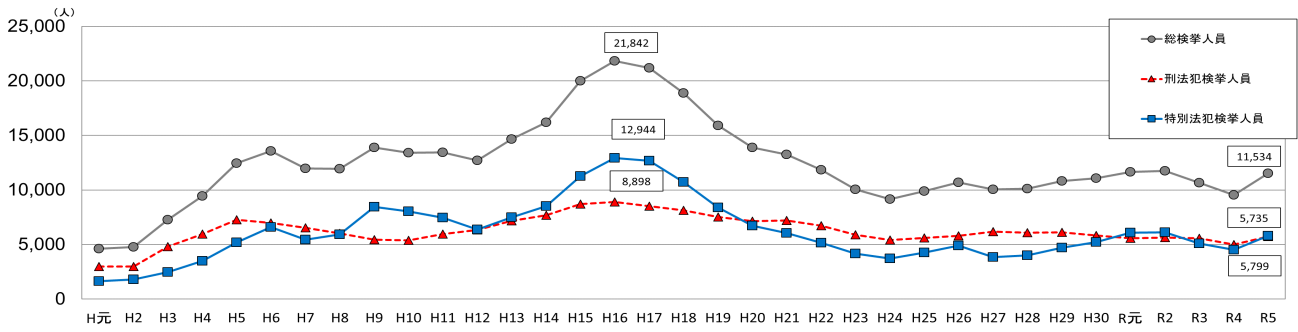


区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙件数		5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑法犯検挙件数		3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特別法犯検挙件数		2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙件数		47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑法犯検挙件数		32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特別法犯検挙件数		15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

区分	年次	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総検挙件数		17,260	17,865	15,893	14,662	18,088	3,426	23.4%
刑法犯検挙件数		9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	1,492	17.5%
特別法犯検挙件数		8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	1,934	31.6%

【検挙人員】



区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 人 員		4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑 法 犯 検 挙 人 員		2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特 別 法 犯 検 挙 人 員		1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 人 員		21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑 法 犯 検 挙 人 員		8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特 別 法 犯 検 挙 人 員		12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

区分	年次	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総 検 挙 人 員		11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	1,986	20.8%
刑 法 犯 検 挙 人 員		5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	721	14.4%
特 別 法 犯 検 挙 人 員		6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	1,265	27.9%

(2) 国籍等別総検挙状況

総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれもベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-4、3-5、3-6、3-7）。

なお、令和5年6月末現在、在留外国人数のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約200万人）の国籍・地域別の割合は、ベトナム24.6%、中国22.1%、フィリピン8.1%、ネパール7.4%、インドネシア5.7%、ブラジル4.5%、韓国3.8%、ミャンマー3.3%、米国2.1%、インド1.8%、タイ1.8%、その他14.7%となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

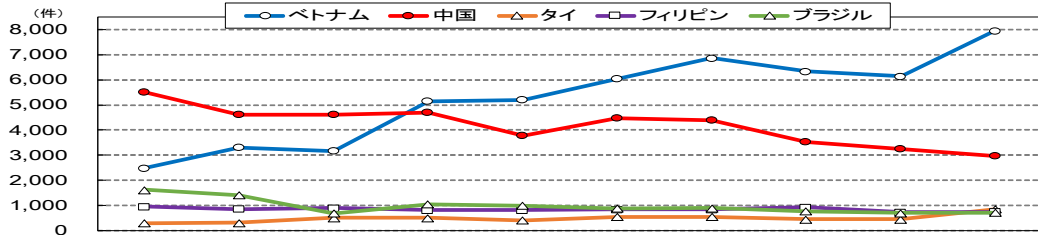
図表3-4 国籍等別 総検挙状況

区分	数	総検挙件数			構成比率
		刑法犯	特別法犯		
総	数	10,040	8,048	18,088	100.0%
ベトナム		4,082	3,868	7,950	44.0%
中国		1,932	1,048	2,980	16.5%
タイ		212	644	856	4.7%
フィリピン		403	340	743	4.1%
ブラジル		467	251	718	4.0%
ネパール		243	177	420	2.3%
カンボジア		153	262	415	2.3%
韓国		305	94	399	2.2%
インドネシア		90	290	380	2.1%
スリランカ		134	172	306	1.7%
その他		2,019	902	2,921	16.1%

区分	数	総検挙人員			構成比率
		刑法犯	特別法犯		
総	数	5,735	5,799	11,534	100.0%
ベトナム		1,608	2,621	4,229	36.7%
中国		1,231	777	2,008	17.4%
フィリピン		357	280	637	5.5%
タイ		84	501	585	5.1%
ブラジル		335	197	532	4.6%
ネパール		231	146	377	3.3%
韓国		247	73	320	2.8%
インドネシア		76	214	290	2.5%
スリランカ		138	140	278	2.4%
カンボジア		35	166	201	1.7%
その他		1,393	684	2,077	18.0%

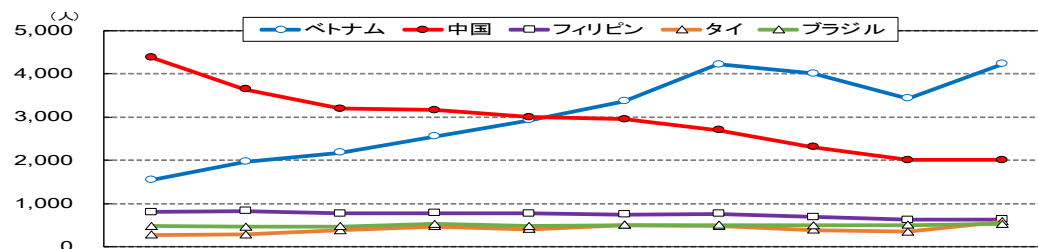
図表 3-5 国籍等別 総検挙状況

【総検挙件数】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総検挙件数		15,215	14,267	14,133	17,006	16,235	17,260	17,865	15,893	14,662	18,088	3,426	23.4%
ベトナム		2,488	3,315	3,177	5,140	5,199	6,040	6,855	6,329	6,136	7,950	1,814	29.6%
中国		5,509	4,615	4,620	4,701	3,783	4,485	4,395	3,536	3,255	2,980	-275	-8.4%
タイ		299	311	506	510	415	560	547	463	453	856	403	89.0%
フィリピン		958	866	896	823	821	847	844	923	736	743	7	1.0%
ブラジル		1,619	1,410	687	1,058	998	888	902	774	700	718	18	2.6%
		10.6%	9.9%	4.9%	6.2%	6.1%	5.1%	5.0%	4.9%	4.8%	4.0%	-0.8	ポイント

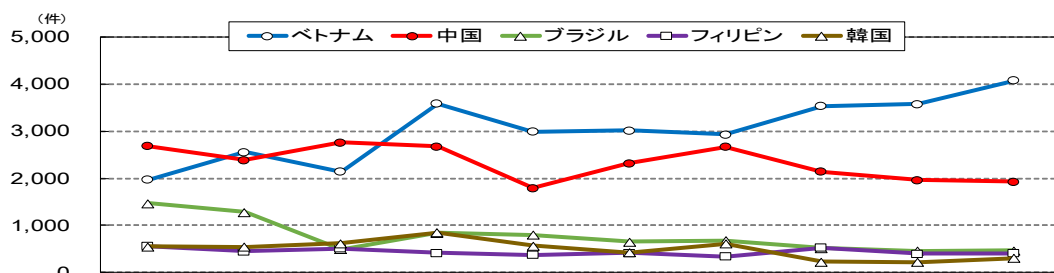
【総検挙人員】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総検挙人員		10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	1,986	20.8%
ベトナム		1,548	1,967	2,179	2,549	2,924	3,365	4,219	4,007	3,432	4,229	797	23.2%
中国		4,382	3,637	3,193	3,159	3,001	2,948	2,699	2,305	2,006	2,008	2	0.1%
フィリピン		803	833	772	784	771	746	765	695	626	637	11	1.8%
タイ		280	287	387	472	404	509	480	389	348	585	237	68.1%
ブラジル		482	461	469	529	484	508	508	496	509	532	23	4.5%
		4.5%	4.6%	4.6%	4.9%	4.4%	4.4%	4.3%	4.6%	5.3%	4.6%	-0.7	ポイント

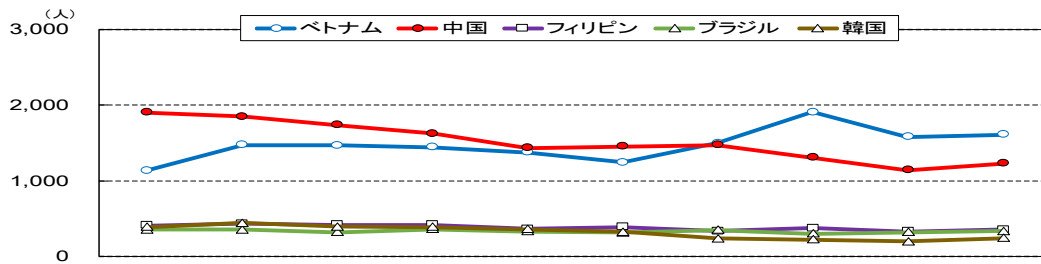
図表 3-6 国籍等別 刑法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
刑法犯検挙件数		9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	1,492	17.5%
ベトナム		1,972	2,556	2,142	3,591	2,993	3,021	2,931	3,539	3,579	4,082	503	14.1%
中国		2,684	2,390	2,761	2,682	1,795	2,321	2,666	2,144	1,965	1,932	-33	-1.7%
ブラジル		1,474	1,282	495	839	795	650	682	514	461	467	6	1.3%
フィリピン		559	450	509	418	375	415	339	524	397	403	6	1.5%
韓国		547	543	620	853	566	427	608	229	220	305	85	38.6%
		5.7%	5.8%	6.9%	7.7%	5.9%	4.7%	6.4%	2.5%	2.6%	3.0%	+0.4	ポイント

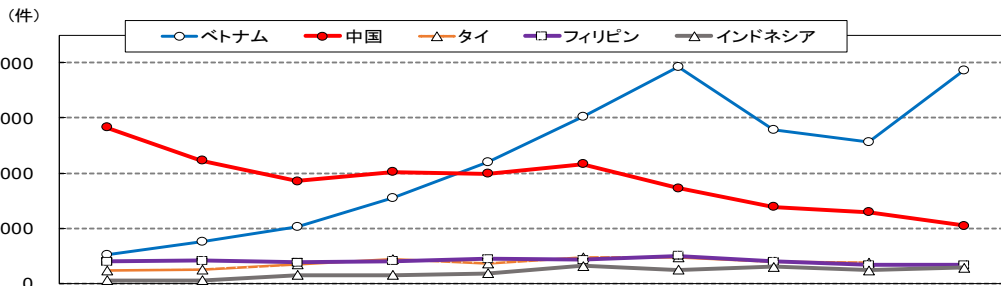
【検挙人員】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
刑法定検挙人員		5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	721	14.4%
ベトナム		1,136	1,475	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	1,908	1,581	1,608	27	1.7%
		19.6%	23.8%	24.1%	23.6%	23.5%	22.4%	26.5%	34.2%	31.5%	28.0%	-3.5	ポイント
中国		1,904	1,848	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	1,309	1,140	1,231	91	8.0%
		32.9%	29.9%	28.5%	26.5%	24.6%	26.1%	26.1%	23.5%	22.7%	21.5%	-1.2	ポイント
フィリピン		410	435	420	422	368	391	335	374	334	357	23	6.9%
		7.1%	7.0%	6.9%	6.9%	6.3%	7.0%	5.9%	6.7%	6.7%	6.2%	-0.5	ポイント
ブラジル		356	358	322	362	333	318	351	305	322	335	13	4.0%
		6.2%	5.8%	5.3%	5.9%	5.7%	5.7%	6.2%	5.5%	6.4%	5.8%	-0.6	ポイント
韓国		391	444	397	389	360	328	242	225	202	247	45	22.3%
		6.8%	7.2%	6.5%	6.4%	6.2%	5.9%	4.3%	4.0%	4.0%	4.3%	+0.3	ポイント

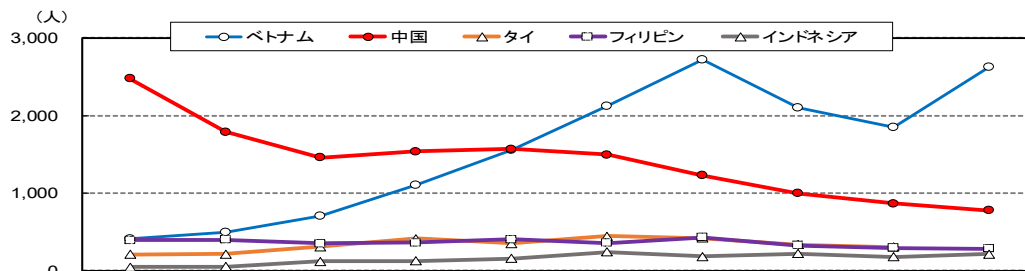
図表3-7 国籍等別 特別法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
特別法犯検挙件数		5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	1,934	31.6%
ベトナム		516	759	1,035	1,549	2,206	3,019	3,924	2,790	2,557	3,868	1,311	51.3%
		9.3%	15.6%	20.3%	25.8%	33.1%	37.2%	47.0%	41.1%	41.8%	48.1%	+6.3	ポイント
中国		2,825	2,225	1,859	2,019	1,988	2,164	1,729	1,392	1,290	1,048	-242	-18.8%
		50.9%	45.9%	36.5%	33.7%	29.8%	26.7%	20.7%	20.5%	21.1%	13.0%	-8.1	ポイント
タイ		235	246	351	442	364	474	468	396	386	644	258	66.8%
		4.2%	5.1%	6.9%	7.4%	5.5%	5.8%	5.6%	5.8%	6.3%	8.0%	+1.7	ポイント
フィリピン		399	416	387	405	446	432	505	399	339	340	1	0.3%
		7.2%	8.6%	7.6%	6.8%	6.7%	5.3%	6.0%	5.9%	5.5%	4.2%	-1.3	ポイント
インドネシア		56	58	151	154	188	324	246	302	238	290	52	21.8%
		1.0%	1.2%	3.0%	2.6%	2.8%	4.0%	2.9%	4.4%	3.9%	3.6%	-0.3	ポイント

【検挙人員】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
特別法犯検挙人員		4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	1,265	27.9%
ベトナム		412	492	709	1,106	1,551	2,121	2,724	2,099	1,851	2,621	770	41.6%
		8.4%	12.8%	17.7%	23.5%	29.6%	34.8%	44.5%	41.1%	40.8%	45.2%	-4.4	ポイント
中国		2,478	1,789	1,456	1,536	1,566	1,497	1,226	996	866	777	-89	-10.3%
		50.6%	46.4%	36.3%	32.6%	29.9%	24.6%	20.0%	19.5%	19.1%	13.4%	-5.7	ポイント
タイ		209	215	307	411	349	446	420	336	304	501	197	64.8%
		4.3%	5.6%	7.7%	8.7%	6.7%	7.3%	6.9%	6.6%	6.7%	8.6%	+1.9	ポイント
フィリピン		393	398	352	362	403	355	430	321	292	280	-12	-4.1%
		8.0%	10.3%	8.8%	7.7%	7.7%	5.8%	7.0%	6.3%	6.4%	4.8%	-1.6	ポイント
インドネシア		46	49	117	126	153	240	183	218	177	214	37	20.9%
		0.9%	1.3%	2.9%	2.7%	2.9%	3.9%	3.0%	4.3%	3.9%	3.7%	-0.2	ポイント

(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、凶悪犯、粗暴犯及び窃盗犯の検挙件数・人員が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が61.2%、検挙人員が42.1%となっている（図表3-8）。

イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が71.8%、検挙人員が67.4%となっている（図表3-9）。

図表3-8 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑法犯			
		R4	R5	増減数	増減率
刑法犯	件数	8,548	10,040	1,492	17.5%
	人員	5,014	5,735	721	14.4%
凶悪犯	件数	153	222	69	45.1%
		構成比率 1.8%	構成比率 2.2%		
	人員	196	245	49	25.0%
		構成比率 3.9%	構成比率 4.3%		
粗暴犯	件数	1,158	1,371	213	18.4%
		構成比率 13.5%	構成比率 13.7%		
	人員	1,267	1,442	175	13.8%
		構成比率 25.3%	構成比率 25.1%		
窃盗犯	件数	5,048	6,149	1,101	21.8%
		構成比率 59.1%	構成比率 61.2%		
	人員	1,992	2,414	422	21.2%
		構成比率 39.7%	構成比率 42.1%		
知能犯	件数	888	813	-75	-8.4%
		構成比率 10.4%	構成比率 8.1%		
	人員	466	425	-41	-8.8%
		構成比率 9.3%	構成比率 7.4%		
風俗犯	件数	243	213	-30	-12.3%
		構成比率 2.8%	構成比率 2.1%		
	人員	206	204	-2	-1.0%
		構成比率 4.1%	構成比率 3.6%		
その他の刑法犯	件数	1,058	1,272	214	20.2%
		構成比率 12.4%	構成比率 12.7%		
	人員	887	1,005	118	13.3%
		構成比率 17.7%	構成比率 17.5%		

図表3-9 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯			
		R4	R5	増減数	増減率
特別法犯	件数	6,114	8,048	1,934	31.6%
	人員	4,534	5,799	1,265	27.9%
入管法	件数	3,970	5,782	1,812	45.6%
		構成比率 64.9%	構成比率 71.8%		
	人員	2,815	3,906	1,091	38.8%
		構成比率 62.1%	構成比率 67.4%		
風営適 正化法	件数	122	51	-71	-58.2%
		構成比率 2.0%	構成比率 0.6%		
	人員	97	68	-29	-29.9%
		構成比率 2.1%	構成比率 1.2%		
売春防止法	件数	14	7	-7	-50.0%
		構成比率 0.2%	構成比率 0.1%		
	人員	10	5	-5	-50.0%
		構成比率 0.2%	構成比率 0.1%		
銃刀法	件数	169	185	16	9.5%
		構成比率 2.8%	構成比率 2.3%		
	人員	147	147	0	0.0%
		構成比率 3.2%	構成比率 2.5%		
薬物事犯	件数	829	1,083	254	30.6%
		構成比率 13.6%	構成比率 13.5%		
	人員	652	870	218	33.4%
		構成比率 14.4%	構成比率 15.0%		
その他	件数	1,010	940	-70	-6.9%
		構成比率 16.5%	構成比率 11.7%		
	人員	813	803	-10	-1.2%
		構成比率 17.9%	構成比率 13.8%		

(4) 在留資格別総検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和5年は、正規滞在の割合が全体の64.2%、不法滞在の割合が35.8%であった。不法滞在の割合は、令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年は、令和4年に比べ増加した。また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は「技能実習」23.3%、「短期滞在」18.4%、「定住者」12.1%、「留学」10.4%、「技術・人文知識・国際業務」7.3%等となっている（図表3-10）。

図表 3-10 主な在留資格別検挙人員の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率	構成比率
総 検 挙 人 員	合 計	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	1,986	20.8%	100.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	721	14.4%	
	正 規 滞 在	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	5,077	4,687	5,272	585	12.5%	
	不 法 滞 在	283	358	398	399	366	335	437	496	327	463	136	41.6%	
	う ち 不 法 残 留	227	293	331	338	303	297	396	452	299	454	155	51.8%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	1,265	27.9%	
	正 規 滞 在	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	2,251	2,079	2,137	58	2.8%	
	不 法 滞 在	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	2,853	2,455	3,662	1,207	49.2%	
	う ち 不 法 残 留	1,403	1,685	1,877	2,322	2,829	3,557	4,053	2,799	2,399	3,632	1,233	51.4%	
技 能 実 習	合 計	961	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	2,538	2,036	2,692	656	32.2%	23.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	507	604	678	736	687	714	1,076	1,104	810	933	123	15.2%	
	正 規 滞 在	453	524	562	623	604	592	899	887	682	708	26	3.8%	
	不 法 残 留	54	80	116	113	83	122	177	217	128	225	97	75.8%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	1,759	533	43.5%	
	正 規 滞 在	133	135	117	146	213	221	311	359	303	289	-14	-4.6%	
	不 法 残 留	321	613	592	760	893	1,168	1,502	1,075	923	1,470	547	59.3%	
短 期 滞 在	合 計	1,198	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	1,193	1,231	2,122	891	72.4%	18.4%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	420	474	526	628	721	688	410	223	260	533	273	105.0%	
	正 規 滞 在	373	435	475	587	665	654	342	167	198	425	227	114.6%	
	不 法 残 留	47	39	51	41	56	34	68	56	62	108	46	74.2%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	971	1,589	618	63.6%		
	正 規 滞 在	289	187	252	353	395	564	195	115	167	303	136	81.4%	
	不 法 残 留	489	441	635	848	975	1,185	1,219	855	804	1,286	482	60.0%	
定 住 者	合 計	1,618	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	1,368	1,288	1,396	108	8.4%	12.1%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	902	1,005	103	11.4%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	420	353	374	419	357	366	344	411	386	391	5	1.3%	
留 学	合 計	2,476	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	1,515	1,060	1,196	136	12.8%	10.4%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	745	118	18.8%	
	正 規 滞 在	1,210	1,436	1,397	1,273	1,146	1,012	871	725	584	710	126	21.6%	
	不 法 残 留	64	112	109	130	102	85	81	82	43	35	-8	-18.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	708	433	451	18	4.2%	
	正 規 滞 在	943	321	381	397	383	372	292	268	210	192	-18	-8.6%	
	不 法 残 留	259	306	382	441	587	652	841	440	223	259	36	16.1%	
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	合 計	586	491	437	508	531	580	692	701	711	841	130	18.3%	7.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	307	328	296	345	350	384	482	444	453	567	114	25.2%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	279	163	141	163	181	196	210	257	258	274	16	6.2%	
日 本 人 の 配 偶 者 等	合 計	1,641	1,416	1,280	1,097	1,018	978	859	882	806	836	30	3.7%	7.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	977	928	889	731	681	678	613	603	570	605	35	6.1%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	664	488	391	366	337	300	246	279	236	231	-5	-2.1%	
特 定 活 動	合 計	158	173	251	388	468	351	459	822	769	406	-363	-47.2%	3.5%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	93	138	188	242	304	246	351	517	546	289	-257	-47.1%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	65	35	63	146	164	105	108	305	223	117	-106	-47.5%	
家 族 滞 在	合 計	468	368	342	349	316	349	329	319	316	380	64	20.3%	3.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	246	250	237	258	241	252	246	246	239	286	47	19.7%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	222	118	105	91	75	97	83	73	77	94	17	22.1%	
特 定 技 能	合 計	-	-	-	-	-	-	6	56	137	270	133	97.1%	2.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	-	-	-	-	-	-	5	38	87	198	111	127.6%	
	正 規 滞 在	-	-	-	-	-	-	5	38	87	195	108	124.1%	
	不 法 残 留	-	-	-	-	-	-	0	0	0	3	3	-	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	-	-	-	-	-	-	1	18	50	72	22	44.0%	
	正 規 滞 在	-	-	-	-	-	-	1	18	42	56	14	33.3%	
	不 法 残 留	-	-	-	-	-	-	0	0	8	16	8	100.0%	

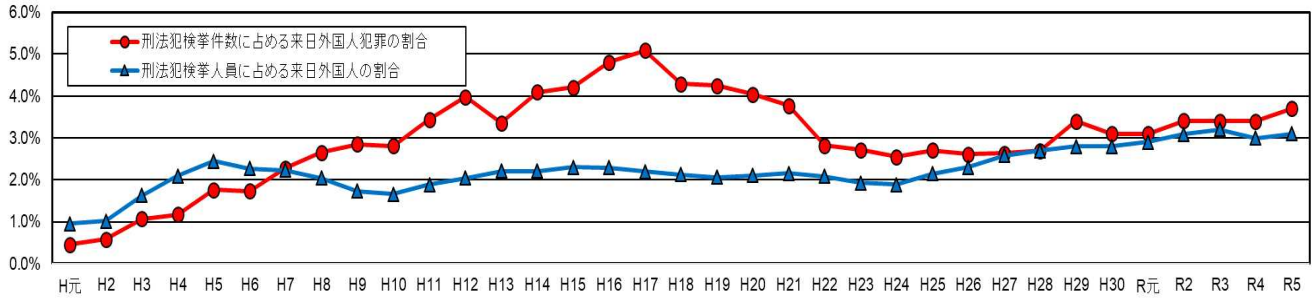
注 1 : 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について検挙時の在留資格の状態別（正規滞在、不法滞在（うち不法残留））に計上した数。
 注 2 : 在留資格の構成比率は、R 5 年における総検挙人員の構成比率。

5 刑法犯検挙状況

(1) 刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合

刑法犯検挙件数・人員（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、令和2年からほぼ横ばい状態であったが、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数が3.7%、検挙人員が3.1%といずれも増加した（図表3-11）。

図表3-11 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	1.8%	1.7%	2.3%	2.7%	2.9%	2.8%	3.4%	4.0%	3.4%	4.1%	4.2%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	1.0%	1.0%	1.6%	2.1%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.2%	2.3%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	4.8%	5.1%	4.3%	4.3%	4.0%	3.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	3.4%	3.1%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.1%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%

	R元	R2	R3	R4	R5
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	3.1%	3.4%	3.4%	3.4%	3.7%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.9%	3.1%	3.2%	3.0%	3.1%

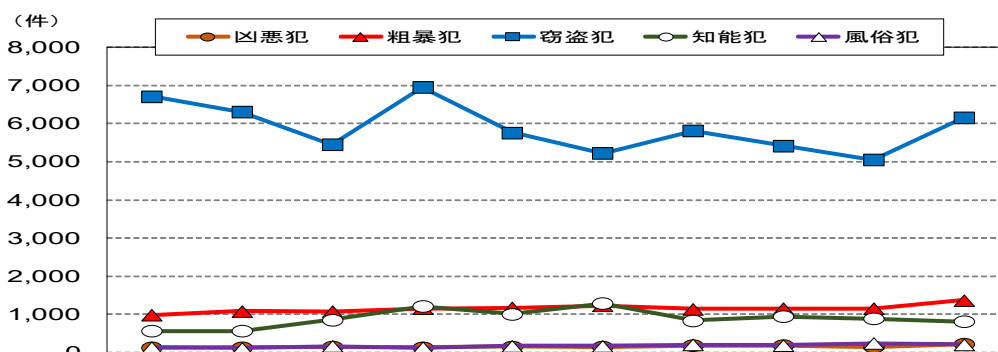
(2) 包括罪種等別検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数・人員共に凶悪犯、粗暴犯及び窃盗犯が増加した一方、知能犯及び風俗犯が減少した（図表3-12）。

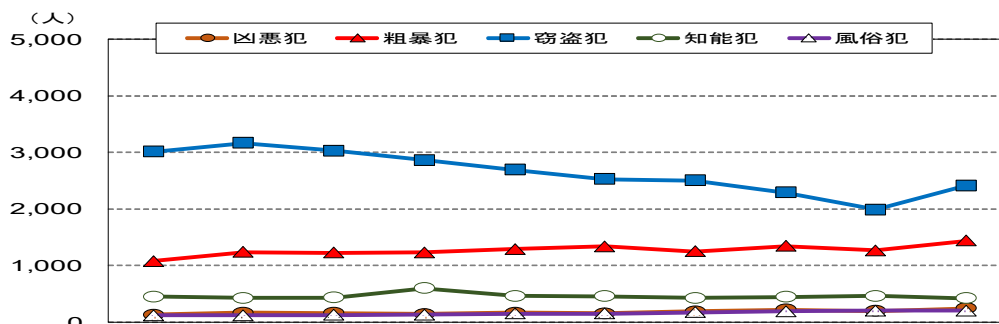
図表3-12 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
刑法犯件数		9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	1,492	17.5%
凶悪犯		133	142	146	138	156	147	190	191	153	222	69	45.1%
粗暴犯		990	1,094	1,081	1,152	1,176	1,235	1,146	1,155	1,158	1,371	213	18.4%
窃盗犯		6,716	6,303	5,452	6,955	5,763	5,218	5,809	5,425	5,048	6,149	1,101	21.8%
知能犯		566	565	865	1,214	1,010	1,285	843	944	888	813	-75	-8.4%
風俗犯		137	121	169	134	183	176	211	194	243	213	-30	-12.3%
その他の刑法犯		1,122	1,192	1,330	1,419	1,285	1,087	1,313	1,196	1,058	1,272	214	20.2%

【検挙人員】



区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
刑法犯人員		5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	721	14.4%
	凶悪犯	131	167	161	147	171	157	192	224	196	245	49	25.0%
	粗暴犯	1,082	1,238	1,225	1,233	1,290	1,342	1,252	1,343	1,267	1,442	175	13.8%
	窃盗犯	3,012	3,168	3,030	2,868	2,694	2,528	2,503	2,293	1,992	2,414	422	21.2%
	知能犯	454	429	437	598	463	457	428	448	466	425	-41	-8.8%
	風俗犯	122	120	127	131	153	148	177	194	206	204	-2	-1.0%
	その他の刑法犯	986	1,065	1,117	1,136	1,073	931	1,082	1,071	887	1,005	118	13.3%

イ 財産犯被害状況

令和5年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約32億4,000万円に上り、このうち約28億円（構成比率86.8%）が窃盗犯被害、約3億6,500万円（同11.3%）が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約3億6,500万円（同11.3%）、乗り物盗被害が約11億9,000万円（同36.6%）となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約3億5,000万円（同10.8%）となっている。

(3) 国籍等別検挙状況

ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯、粗暴犯及び知能犯は、ベトナム及び中国が引き続き多くを占めている。また、窃盗犯の検挙件数・人員が大きく増加しており、特にベトナムの侵入窃盗の検挙件数・人員の増加が顕著となっている（図表3-13）。

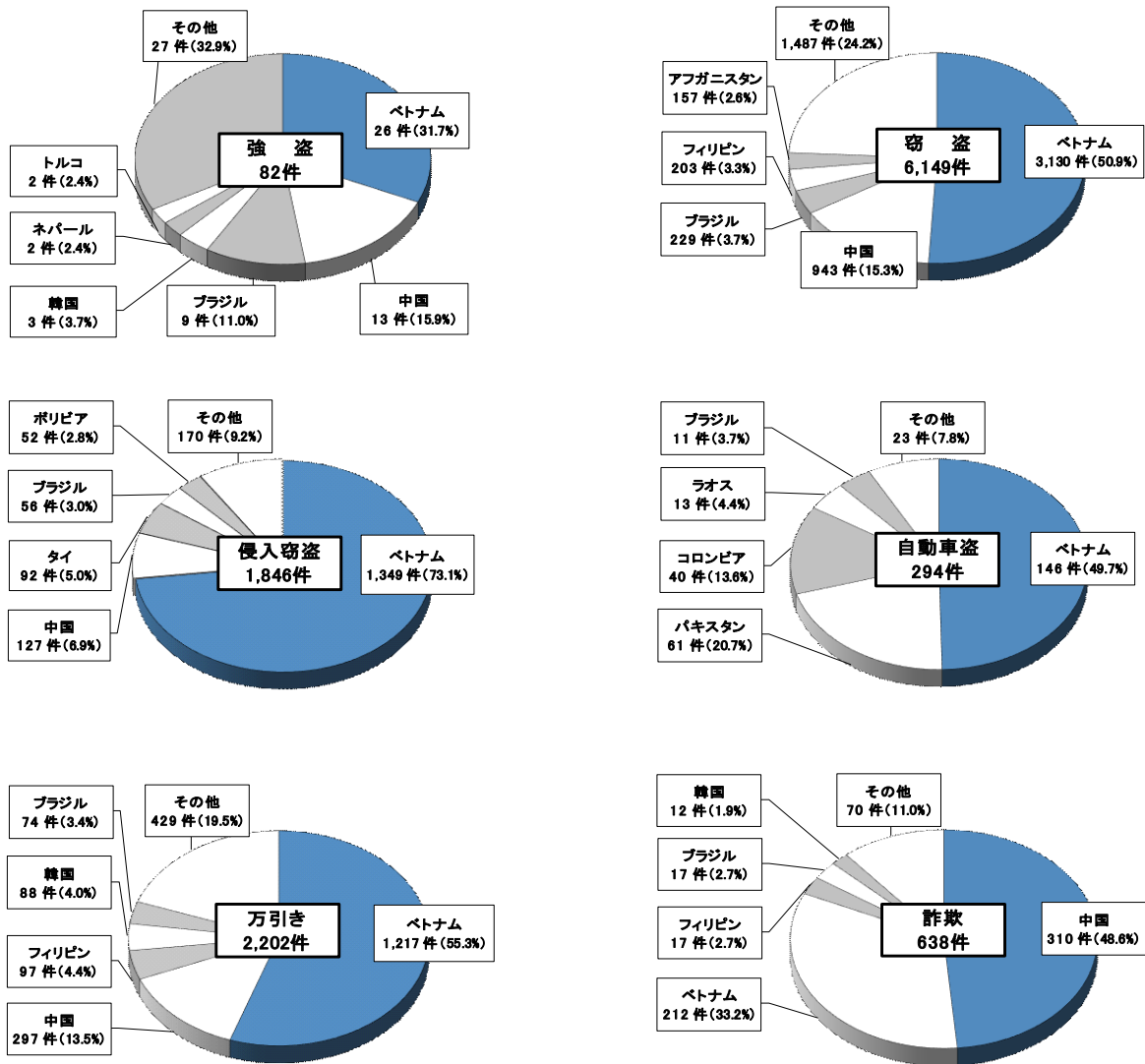
図表 3-13 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

区分	年次	総数			うちベトナム			うち中国			うちブラジル			うちフィリピン			うち韓国		
		R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数
刑 法 犯	件数	8,548	10,040	1,492	3,579	4,082	503	1,965	1,932	-33	461	467	6	397	403	6	220	305	85
	人員	5,014	5,735	721	1,581	1,608	27	1,140	1,231	91	322	335	13	334	357	23	202	247	45
凶 悪 犯	件数	153	222	69	49	57	8	22	28	6	12	19	7	8	8	0	9	12	3
	人員	196	245	49	69	67	-2	32	35	3	13	23	10	10	9	-1	7	9	2
殺 人	件数	45	55	10	18	19	1	4	6	2	4	6	2	3	4	1	1	3	2
	人員	44	56	12	19	19	0	5	5	0	4	6	2	3	4	1	0	3	3
強 盗	件数	57	82	25	28	26	-2	8	13	5	4	9	5	1	2	1	4	3	-1
	人員	99	107	8	47	38	-9	18	21	3	4	14	10	4	3	-1	4	0	-4
放 火	件数	8	5	-3	0	1	1	1	0	-1	2	1	-1	1	0	-1	0	2	2
	人員	7	5	-2	0	1	1	1	0	-1	2	1	-1	0	0	0	0	2	2
不 同 意 等	件数	43	80	37	3	11	8	9	9	0	2	3	1	3	2	-1	4	4	0
	人員	46	77	31	3	9	6	8	9	1	3	2	-1	3	2	-1	3	4	1
粗 暴 犯	件数	1,158	1,371	213	170	188	18	265	306	41	107	125	18	103	109	6	71	82	11
	人員	1,267	1,442	175	184	203	19	322	338	16	114	123	9	117	126	9	73	79	6
窃 盗 犯	件数	5,048	6,149	1,101	2,620	3,130	510	1,041	943	-98	233	229	-4	184	203	19	97	140	43
	人員	1,992	2,414	422	770	836	66	441	509	68	123	122	-1	127	148	21	77	105	28
侵入窃盗	件数	739	1,846	1,107	300	1,349	1,049	238	127	-111	41	56	15	7	15	8	10	24	14
	人員	126	255	129	48	130	82	23	26	3	10	16	6	5	10	5	6	6	0
うち住宅対象	件数	277	524	247	97	320	223	75	35	-40	19	28	9	5	5	0	8	19	11
	人員	58	109	51	22	58	36	13	10	-3	2	7	5	3	4	1	4	5	1
非 侵 入 窃 盗	件数	3,842	3,789	-53	2,206	1,586	-620	778	775	-3	127	143	16	157	156	-1	82	111	29
	人員	1,624	1,917	293	641	638	-3	390	447	57	87	84	-3	103	118	15	67	94	27
うち万引き	件数	2,621	2,202	-419	1,927	1,217	-710	243	297	54	62	74	12	69	97	28	61	88	27
	人員	1,106	1,326	220	488	482	-6	222	259	37	58	61	3	64	78	14	53	75	22
乗 り 物 盗	件数	467	514	47	114	195	81	25	41	16	65	30	-35	20	32	12	5	5	0
	人員	242	242	0	81	68	-13	28	36	8	26	22	-4	19	20	1	4	5	1
うち自動車盗	件数	273	294	21	40	146	106	5	2	-3	47	11	-36	2	6	4	0	0	0
	人員	61	41	-20	10	18	8	6	2	-4	9	4	-5	2	1	-1	0	0	0
知 能 犯	件数	888	813	-75	326	269	-57	400	382	-18	41	25	-16	36	23	-13	6	12	6
	人員	466	425	-41	164	172	8	177	137	-40	17	12	-5	24	18	-6	10	8	-2
風 俗 犯	件数	243	213	-30	54	23	-31	43	28	-15	10	10	0	12	11	-1	11	14	3
	人員	206	204	-2	37	24	-13	43	34	-9	9	7	-2	7	9	2	9	9	0
そ の 他 の 刑 法 犯	件数	1,058	1,272	214	360	415	55	194	245	51	58	59	1	54	49	-5	26	45	19
	人員	887	1,005	118	357	306	-51	125	178	53	46	48	2	49	47	-2	26	37	11

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗は、ベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗及び万引きはベトナムが高い割合を占め、自動車盗はベトナム及びパキスタンが高い割合を占めている。また、知能犯のうち詐欺については中国及びベトナムが高い割合を占めている（図表 3-14）。

図表 3-14 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数



(4) 在留資格別検挙状況

ア 在留資格別・包括罪種等別検挙状況

在留資格別の刑法犯検挙人員を包括罪種等別にみると、「日本人の配偶者等」を除く在留資格で窃盗犯が占める割合が最も高い。窃盗犯については、「技能実習（不法を含む）」、「定住者」で、全体の38.3%を占めている（図表 3-15）。

図表 3-15 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	包括罪種等別					うち		うち		知能犯	風俗犯	その他の刑法犯
		凶悪犯	殺人	強盗	放火	不同意性交等	粗暴犯	傷害	窃盗犯	侵入窃盗			
刑法犯人員	5,735	245	56	107	5	77	1,442	691	2,414	255	425	204	1,005
構成比率	100%	4.3%	1.0%	1.9%	0.1%	1.3%	25.1%	12.0%	42.1%	4.4%	7.4%	3.6%	17.5%
定住者	1,005	41	9	23	3	6	343	162	411	24	53	17	140
技能実習（不法含む）	933	40	21	13	0	6	140	71	514	83	70	20	149
留学（就学・不法含む）	745	20	1	11	0	8	134	58	294	18	80	28	189
日本人の配偶者等	605	27	5	9	1	12	253	112	188	9	33	26	78
技術・人文知識・国際業務	567	26	3	6	0	17	154	66	212	19	45	31	99
短期滞在（不法含む）	533	30	7	17	1	5	99	61	246	34	28	19	111
特定活動	289	17	4	8	0	5	70	30	99	24	34	14	55
その他	1,058	44	6	20	0	18	249	131	450	44	82	49	184

※「不法」は、当該在留資格で日本に正規入国後、在留期間内に出国せず、不法残留となり検挙された数値。

イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

在留資格別の刑法犯検挙人員の総数をみると、「特定活動」を除く在留資格で、令和5年は、令和4年に比べて増加した。次に、国籍別に10年前と比較すると、「定住者」はブラジル及び中国がおおむね横ばいで、フィリピン、ペルー及びベトナムは減少傾向にある。「技能実習」は、ベトナムが増加傾向にある一方で、中国は減少傾向にある。また、「留学」は中国及びベトナム、「日本人の配偶者等」は5か国とも減少傾向にあり、「技術・人文知識・国際業務」はベトナム及びネパールが増加傾向にある。

図表3-16 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【定住者】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	902	1,005	103	11.4%
ブラジル		282	282	238	294	263	238	278	256	261	281	20	7.7%
フィリピン		228	225	226	219	193	198	190	218	200	189	-11	-5.5%
中国		127	142	142	125	120	113	86	124	128	136	8	6.3%
ペルー		145	153	119	105	99	87	89	76	69	92	23	33.3%
ベトナム		99	105	78	83	68	63	68	70	45	63	18	40.0%
その他		317	300	284	267	234	233	215	213	199	244	45	22.6%

【技能実習】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		507	604	678	736	687	714	1,076	1,104	810	933	123	15.2%
ベトナム		181	253	328	398	380	450	681	797	554	672	118	21.3%
中国		278	300	295	263	245	203	291	224	152	145	-7	-4.6%
インドネシア		1	8	15	17	20	15	14	19	20	22	2	10.0%
フィリピン		2	2	10	17	11	15	18	9	27	20	-7	-25.9%
カンボジア		2	0	2	3	2	4	12	11	10	18	8	80.0%
その他		43	41	28	38	29	27	60	44	47	56	9	19.1%

【留学】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	745	118	18.8%
中国		407	379	356	334	255	309	299	228	230	230	0	0.0%
ベトナム		641	888	794	690	564	421	349	326	214	183	-31	-14.5%
ネパール		20	35	91	75	90	80	77	75	47	74	27	57.4%
スリランカ		11	27	32	74	103	75	53	44	22	46	24	109.1%
ウズベキスタン		5	4	16	32	33	30	23	25	18	39	21	116.7%
その他		190	215	217	198	203	182	151	109	96	173	77	80.2%

【日本人の配偶者等】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		977	928	889	731	681	678	613	603	570	605	35	6.1%
中国		346	306	277	202	165	172	133	151	129	143	14	10.9%
フィリピン		132	163	139	117	104	120	74	93	71	95	24	33.8%
韓国		102	88	97	80	79	65	58	74	66	55	-11	-16.7%
ブラジル		53	52	57	41	50	57	55	35	48	34	-14	-29.2%
アメリカ		52	35	48	42	29	35	31	26	30	34	4	13.3%
その他		292	284	271	249	254	229	262	224	226	244	18	8.0%

【技術・人文知識・国際業務】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		307	328	296	345	350	384	482	444	453	567	114	25.2%
ベトナム		21	26	30	45	65	84	125	146	128	169	41	32.0%
中国		148	147	124	149	130	123	175	147	138	163	25	18.1%
ネパール		5	6	11	4	11	16	23	15	31	41	10	32.3%
韓国		31	40	28	30	26	41	35	27	23	31	8	34.8%
スリランカ		6	4	7	9	6	8	5	13	14	25	11	78.6%
その他		96	105	96	108	112	112	119	96	119	138	19	16.0%

【短期滞在】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		420	474	526	628	721	688	410	223	260	533	273	105.0%
ベトナム		16	18	27	21	21	26	42	101	136	90	-46	-33.8%
中国		91	107	104	125	193	180	119	41	22	75	53	240.9%
韓国		51	82	70	75	72	73	25	4	12	54	42	350.0%
アメリカ		28	23	49	31	50	46	20	4	10	46	36	360.0%
台湾		27	31	32	47	30	30	6	1	4	28	24	600.0%
その他		207	213	244	329	355	333	198	72	76	240	164	215.8%

【特定活動】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総数		93	138	188	242	304	246	351	517	546	289	-257	-47.1%
ベトナム		3	14	32	61	94	26	54	212	238	91	-147	-61.8%
トルコ		19	24	19	40	28	24	39	30	26	39	13	50.0%
ミャンマー		11	8	9	3	8	10	9	14	22	27	5	22.7%
中国		18	19	28	17	18	30	47	61	77	21	-56	-72.7%
スリランカ		4	9	16	12	24	26	34	47	45	16	-29	-64.4%
その他		38	64	84	109	132	130	168	153	138	95	-43	-31.2%

※「技能実習」、「留学」及び「短期滞在」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数。

※「定住者」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(5) 検挙事例

ア 凶悪犯

(7) 殺人

【事例】

○ ブラジル人による強盗殺人事件（令和5年5月、三重）

ブラジル人の男らは、令和5年5月、ブラジル人女性の頭部や頸部等を刃物様のもので切り付けけるなどして殺害し財布等を強取した。同月、ブラジル人の男ら3人（定住者2、永住者1）を強盗殺人罪で逮捕した。

(4) 強盗

【事例】

○ ベトナム人による住居侵入、強盗致傷等事件（令和5年4月、大阪）

ベトナム人の男らは、令和5年2月、マンションの一室に侵入し、ベトナム人男性の顔面等を木の棒で殴打するなどの暴行を加えて現金等を強取した上連れ去り、車両内に監禁した。同年4月までに、ベトナム人の男5人（経営・管理1、技術・人文知識・国際業務1、技能実習2、特定活動1）を住居侵入罪、強盗致傷罪及び逮捕監禁罪等で逮捕した。

イ 窃盗犯

(7) 侵入窃盗

【事例】

○ ベトナム人による窃盗等事件（令和5年5月、岐阜・群馬）

ベトナム人の男らは、令和5年4月、中部地方の空き家等に侵入し、現金等を窃取した。同年5月までに、ベトナム人の男6人（技術・人文知識・国際業務1、特定活動3、技能実習1、短期滞在1）を邸宅侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

○ トルコ人による窃盗等事件（令和5年10月、埼玉・警視庁）

トルコ人の男らは、令和5年5月から同年8月にかけて、関東地方の空き家等に侵入し、腕時計等を窃取した。同年10月までに、トルコ人の男6人（特定活動6）を邸宅侵入罪、窃盗罪及び強盗致傷罪等で逮捕した。

(4) 自動車盗

【事例】

○ ベトナム人による窃盗事件（令和5年9月、長野・茨城）

ベトナム人の男らは、令和4年9月から同年11月にかけて、関東地方の中古車販売所等において、普通乗用自動車等を窃取した。令和5年9月までに、ベトナム人の男3人（技能実習3）を窃盗罪で逮捕した。

(ウ) その他の窃盗

【事例】

○ ベトナム人による窃盗事件（令和5年3月、大阪）

ベトナム人の男らは、令和5年1月、路上に駐輪中の電動アシスト自転車からバッテリーを取り外して窃取した。同年3月、ベトナム人の男ら2人（特定活動1、留学1）を窃盗罪で逮捕した。

ウ 知能犯

(7) 詐欺

【事例】

○ 中国人による詐欺事件（令和5年4月、大阪）

中国人の男らは、令和4年10月、コンビニエンスストアにおいて他人名義で登録されたスマートフォン決済サービスのバーコード画面をスマートフォンに表示させて店員に提示し、加熱式たばこ等をだまし取った。令和5年4月までに、中国人の男2人（技能実習1、経営・管理1）を詐欺罪で逮捕した。

○ 中国人らによる詐欺事件（令和5年9月、愛知）

中国人の男らは、令和5年5月、不正に入手した法人名義のクレジットカード情報を使用して、オンラインショップで化粧品等を注文し、九州地方のアパートに郵送させてだまし取った。同年9月までに、中国人の男4人（留学4）及びベトナム人の男1人（特定技能1）を詐欺罪で逮捕した。

(イ) 通貨偽造

【事例】

○ ベトナム人による偽造通貨輸入・同行使事件（令和5年10月、熊本）

ベトナム人の男は、令和5年7月、偽造の旧一万円札を輸入し、金融機関において知人の日本人の男に両替等を行わせた。同年10月までに、ベトナム人の男1人（技能実習）を偽造通貨輸入及び同行使罪で逮捕した。

エ その他の刑法犯

【事例】

○ 中国人による盗品等無償譲受け等事件（令和5年4月、徳島・兵庫・香川）

中国人の男は、令和4年4月、中国人の男らが他人名義で登録されたスマートフォン決済サービスのバーコード画面を使用してコンビニエンスストアからだまし取った加熱式たばこを、自宅に配送させて無償で譲り受けた。令和5年4月、中国人の男1人（技術・人文知識・国際業務）を盗品等無償譲受け罪等で逮捕した。

6 特別法犯検挙状況

(1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、検挙件数・人員共に2年連続で減少していたが、令和5年は令和4年に比べいずれも増加した。違反法令別にみると、令和4年に比べ、入管法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が大きく増加した（図表3-17）。

図表3-17 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
特別法犯	件数	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	1,934	31.6%
	人員	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	1,265	27.9%
入管法	件数	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	5,782	1,812	45.6%
	人員	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	3,906	1,091	38.8%
風営適正化法	件数	241	239	190	153	162	180	100	117	122	51	-71	-58.2%
	人員	289	277	220	211	224	190	118	93	97	68	-29	-29.9%
売春防止法	件数	86	64	49	30	25	24	18	29	14	7	-7	-50.0%
	人員	51	40	36	18	14	18	6	15	10	5	-5	-50.0%
銃刀法	件数	98	123	135	143	141	145	164	157	169	185	16	9.5%
	人員	80	99	116	120	125	127	133	124	147	147	0	0.0%
薬物事犯	件数	527	560	641	838	809	890	686	890	829	1,083	254	30.6%
	人員	427	410	465	617	608	749	525	714	652	870	218	33.4%
その他	件数	744	710	732	838	781	976	851	1,033	1,010	940	-70	-6.9%
	人員	681	638	655	749	726	729	753	967	813	803	-10	-1.2%

(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反は、ベトナム、タイの検挙件数・人員がいずれも大きく増加した一方で、中国はいずれも大きく減少した（図表3-18）。

図表3-18 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

区分	年次	総数			うちベトナム			うち中国			うちタイ			うちフィリピン			うちインドネシア		
		R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数	R4	R5	増減数
		特別法犯	件数	6,114	8,048	1,934	2,557	3,868	1,311	1,290	1,048	-242	386	644	258	339	340	1	238
	人員	4,534	5,799	1,265	1,851	2,621	770	866	777	-89	304	501	197	292	280	-12	177	214	37
入管法	件数	3,970	5,782	1,812	1,884	3,255	1,371	750	620	-130	305	541	236	207	232	25	213	272	59
	人員	2,815	3,906	1,091	1,289	2,056	767	484	429	-55	241	419	178	181	188	7	150	197	47
風営適正化法	件数	122	51	-71	8	3	-5	100	30	-70	11	15	4	1	2	1	0	0	0
	人員	97	68	-29	5	4	-1	75	41	-34	15	18	3	1	4	3	0	0	0
売春防止法	件数	14	7	-7	1	0	-1	12	4	-8	0	2	2	1	0	-1	0	0	0
	人員	10	5	-5	1	0	-1	7	3	-4	0	2	2	1	0	-1	0	0	0
銃刀法	件数	169	185	16	60	58	-2	48	49	1	3	5	2	10	4	-6	0	1	1
	人員	147	147	0	50	45	-5	47	43	-4	1	2	1	8	3	-5	0	1	1
薬物事犯	件数	829	1,083	254	261	290	29	33	39	6	59	67	8	52	60	8	6	6	0
	人員	652	870	218	221	260	39	26	38	12	37	45	8	45	47	2	5	4	-1
その他	件数	1,010	940	-70	343	262	-81	347	306	-41	8	14	6	68	42	-26	19	11	-8
	人員	813	803	-10	285	256	-29	227	223	-4	10	15	5	56	38	-18	22	12	-10

(3) 在留資格別検挙状況

ア 在留資格別・違反法令別検挙状況

在留資格別の特別法犯検挙人員を違反法令別にみると、入管法違反が占める割合が最も高く、次いで薬物事犯となっている。入管法違反については、「技能実習（不法含む）」、「短期滞在（不法含む）」で、全体の69.7%を占めている（図表3-19）。

図表 3-19 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	特別法犯検挙人員						
	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	銃刀法	その他
特別法犯人員	5,799	3,906	68	5	870	147	803
構成比率	100%	67.4%	1.2%	0.1%	15.0%	2.5%	13.8%
技能実習（不法含む）	1,759	1,466	3	0	142	19	129
短期滞在（不法含む）	1,589	1,258	12	2	253	10	54
留学（就学・不法含む）	451	290	2	0	56	22	81
定住者	391	29	8	1	212	20	121
技術・人文知識・国際業務	274	78	4	1	37	24	130
日本人の配偶者等	231	43	30	1	53	21	83
特定活動	117	34	0	0	43	4	36
その他	987	708	9	0	74	27	169

イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

在留資格別の特別法犯検挙人員の総数をみると、「日本人の配偶者等」及び「特定活動」を除く在留資格で、令和5年は、令和4年に比べて増加した。次に、国籍別に10年前と比較すると、「技能実習」はベトナム及びカンボジア、「定住者」はブラジル、「技術・人文知識・国際業務」はベトナムが増加傾向にある一方で、中国が減少傾向にある。「留学」は中国、「日本人の配偶者等」は中国及びフィリピンがいずれも減少傾向にある（図表3-20）。

図表3-20 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	1,759	533	43.5%
	ベトナム	93	144	177	372	596	984	1,401	990	871	1,357	486	55.8%
	中国	330	554	464	472	413	314	278	266	197	177	-20	-10.2%
	カンボジア	0	0	1	1	3	4	25	41	38	88	50	131.6%
	インドネシア	9	19	31	23	30	41	36	58	52	60	8	15.4%
	タイ	3	8	7	9	27	16	9	27	24	27	3	12.5%
	その他	19	23	29	29	37	30	64	52	44	50	6	13.6%

【短期滞在】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1,589	618	63.6%
	ベトナム	17	12	22	36	58	105	135	149	270	449	179	66.3%
	タイ	119	145	229	326	270	380	354	248	238	417	179	75.2%
	中国	133	100	115	318	445	529	385	224	143	113	-30	-21.0%
	インドネシア	14	16	52	51	48	108	101	94	66	105	39	59.1%
	フィリピン	116	103	145	134	127	144	177	104	89	96	7	7.9%
	その他	379	252	324	336	422	483	262	151	165	409	244	147.9%

【留学】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	708	433	451	18	4.2%
	ベトナム	228	224	414	521	663	713	856	483	228	239	11	4.8%
	中国	799	346	250	192	171	145	135	111	113	110	-3	-2.7%
	ネパール	30	7	19	30	20	37	38	21	18	23	5	27.8%
	スリランカ	2	3	10	17	21	33	25	22	28	22	-6	-21.4%
	モンゴル	19	6	9	14	6	11	8	11	4	9	5	125.0%
	その他	124	41	61	64	89	85	71	60	42	48	6	14.3%

【定住者】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	420	353	374	419	357	366	344	411	386	391	5	1.3%
	ブラジル	87	68	110	122	107	131	120	145	144	161	17	11.8%
	フィリピン	76	91	65	75	86	64	87	76	78	71	-7	-9.0%
	中国	108	61	71	72	40	47	43	47	57	42	-15	-26.3%
	ベトナム	22	22	10	36	17	18	18	23	19	29	10	52.6%
	ペルー	22	18	26	21	22	32	13	33	25	17	-8	-32.0%
	その他	105	93	92	93	85	74	63	87	63	71	8	12.7%

【技術・人文知識・国際業務】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	279	163	141	163	181	196	210	257	258	274	16	6.2%
	ベトナム	7	8	10	21	24	35	52	94	90	88	-2	-2.2%
	中国	173	97	73	78	87	71	78	78	70	74	4	5.7%
	ネパール	6	2	14	10	5	20	7	11	26	33	7	26.9%
	スリランカ	4	2	1	3	8	4	16	10	18	19	1	5.6%
	韓国	24	19	5	7	9	7	9	14	7	7	0	0.0%
	その他	65	35	38	44	48	59	48	50	47	53	6	12.8%

【日本人の配偶者等】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	664	488	391	366	337	300	246	279	236	231	-5	-2.1%
	中国	349	251	189	163	151	144	110	91	103	82	-21	-20.4%
	タイ	27	19	12	20	16	11	12	23	12	19	7	58.3%
	ベトナム	0	4	3	4	7	4	2	11	5	18	13	260.0%
	フィリピン	74	59	46	37	41	25	39	43	26	17	-9	-34.6%
	ブラジル	18	16	15	19	21	16	14	14	17	11	-6	-35.3%
	その他	196	139	126	123	101	100	69	97	73	84	11	15.1%

【特定活動】

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総	数	65	35	63	146	164	105	108	305	223	117	-106	-47.5%
	ベトナム	3	4	13	40	45	11	24	175	124	56	-68	-54.8%
	中国	18	4	5	7	8	7	11	18	21	10	-11	-52.4%
	トルコ	3	3	7	12	19	14	16	11	3	6	3	100.0%
	スリランカ	1	3	1	6	2	13	14	19	18	5	-13	-72.2%
	カンボジア	0	0	1	3	3	8	6	16	11	5	-6	-54.5%
	その他	40	21	36	78	87	52	37	66	46	35	-11	-23.9%

※ 「技能実習」、「短期滞在」及び「留学」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数。

※ 「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「日本人の配偶者等」及び「特定活動」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(4) 入管法違反検挙状況等

ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占める状況が続いており、令和5年も同様の傾向にある。令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数・人員共に増加した（図表3-21）。

図表3-21 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
入管法違反件数	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	5,782	1,812	45.6%
不法入国・上陸	18	14	16	17	14	27	17	7	2	9	7	350.0%
不法在留	170	153	114	86	82	68	57	45	41	26	-15	-36.6%
不法残留	1,445	1,793	2,030	2,426	2,897	3,603	4,178	2,906	2,458	3,864	1,406	57.2%
旅券等不携帯・提示拒否	1,521	307	325	442	506	793	977	663	620	1,083	463	74.7%
資格外活動	389	351	351	396	415	398	290	217	289	274	-15	-5.2%
偽造在留カード所持等	192	369	304	390	620	748	790	517	402	387	-15	-3.7%
その他	120	167	203	235	210	260	225	207	158	139	-19	-12.0%

【検挙人員】

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
入管法違反人員	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	3,906	1,091	38.8%
不法入国・上陸	12	11	9	13	6	16	12	6	2	6	4	200.0%
不法在留	149	127	82	71	63	49	48	32	30	22	-8	-26.7%
不法残留	1,229	1,412	1,610	1,987	2,353	2,978	3,447	2,357	2,045	3,158	1,113	54.4%
旅券等不携帯・提示拒否	1,409	153	112	126	203	173	120	93	68	86	18	26.5%
資格外活動	357	322	321	358	344	329	252	182	259	231	-28	-10.8%
偽造在留カード所持等	122	250	219	266	438	564	579	383	288	288	0	0.0%
その他	96	116	167	179	134	170	129	138	123	115	-8	-6.5%

注1：「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

注2：「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上を開始。

注3：「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・收受を含む。

イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナム2,056人（構成比率52.6%）、中国429人（同11.0%）、タイ419人（同10.7%）、インドネシア197人（同5.0%）、フィリピン188人（同4.8%）等となっている。

ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は331人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は4,237人となっている。

(5) 雇用関係事犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は278件、検挙人員は332人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は269件（構成比率96.8%）、検挙人員は326人（同98.2%）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あっせん」したとして検挙された者は16人となっている。

イ 暴力団員の検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は1人となっている。

ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は479人となっている。性別では、男性が324人（構成比率67.6%）、女性が155人（同32.4%）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが213人、タイが56人、中国が49人となっている。ベトナム、タイ及び中国の3か国で318人と全体の66.4%を占めている。

エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「技能実習」が177人（構成比率37.0%）と最も多く、次いで、「短期滞在」が129人（同26.9%）、「技術・人文知識・国際業務」が48人（同10.0%）となっている。

(6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は7件、検挙人員は5人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、場所の提供が3人（構成比率60.0%）と最も多く、国籍等別にみると、中国が3人（同60.0%）と最も多くなっている。

(7) 薬物事犯検挙状況

ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は870人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は369人、麻薬及び向精神薬事犯は206人等となっている。

イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム260人、ブラジル138人、フィリピン47人、タイ45人等となっている。

(8) 検挙事例

ア 入管法違反

【事例】

○ イラン人による入管法違反（不法入国）事件（令和5年6月、大阪）

イラン人の男は、令和5年6月、有効な旅券を所持しないでフランスから本邦に入国した。同月、イラン人の男1人（不法入国）を入管法違反（不法入国及び不法入国目的偽造旅券所持）で逮捕した。

イ 薬物事犯

【事例】

○ 中国人による覚醒剤取締法違反等事件（令和5年4月、新潟）

中国人の男らは、令和4年12月から令和5年1月にかけて、国際スピード郵便等を利用して、覚醒剤を隠匿して輸入しようとした。同年4月までに、中国人の男2人（永住者1、家族滞在1）を覚醒剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕した。

ウ その他の特別法犯

【事例】

○ ベトナム人による医薬品医療機器法違反事件（令和5年9月、愛知）

ベトナム人の女は、令和5年8月、自宅等において、業として販売する目的で薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けずに、医薬品を貯蔵していた。同年9月までに、ベトナム人の女1人（特定技能）を医薬品医療機器法違反（販売目的貯蔵）で逮捕した。

最近の来日外国人犯罪の特徴と手口の傾向

1 最近の来日外国人犯罪の特徴

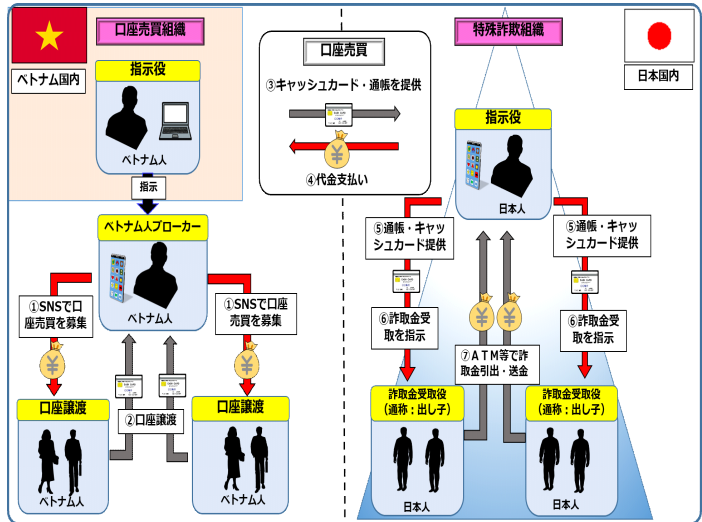
最近では、海外在住の指示役からの指示に基づき、本邦在留の実行役等が犯行に及ぶなどの国境を越えた組織的な犯行が増加し、加えて、秘匿性の高いSNSを利用した役割の細分化、SNS上で面識のない外国人同士が知り合って犯罪を敢行する組織の匿名化といった傾向がみられる。

【事例：ベトナム人による組織的な口座売買事件】

ベトナム人の男が海外に滞在するベトナム人の指示により、SNS上で通帳やキャッシュカードの売買を募集し、郵送された通帳等を買って受けた上、日本人の特殊詐欺組織に対し通帳等を売却していた事例。

売却された口座は、特殊詐欺組織が詐欺金振込先口座に使用していたとみられる。

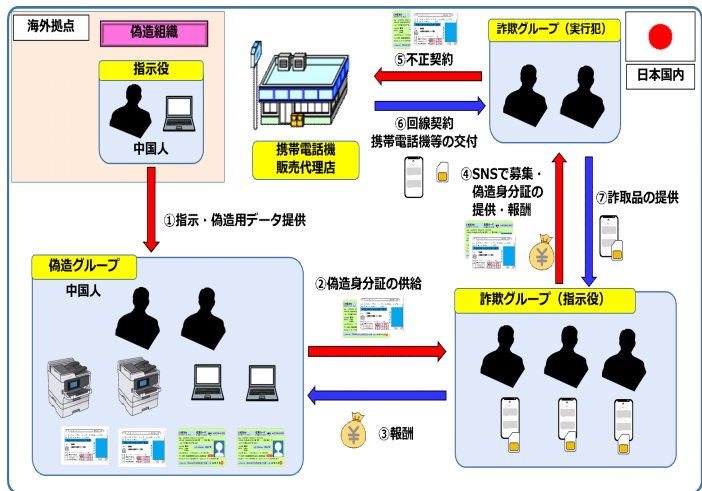
近年、ベトナム人によるSNSを通じた口座売買が多発傾向にあり、売買された口座等は、特殊詐欺を始めとした様々な犯罪で悪用されている。



【事例：中国人による身分証偽造事件】

中国人の指示役から犯行指示や依頼人の人定等データの提供を受け、国内のアパートの一室などにおいて、運転免許証や在留カードを偽造していた事例。

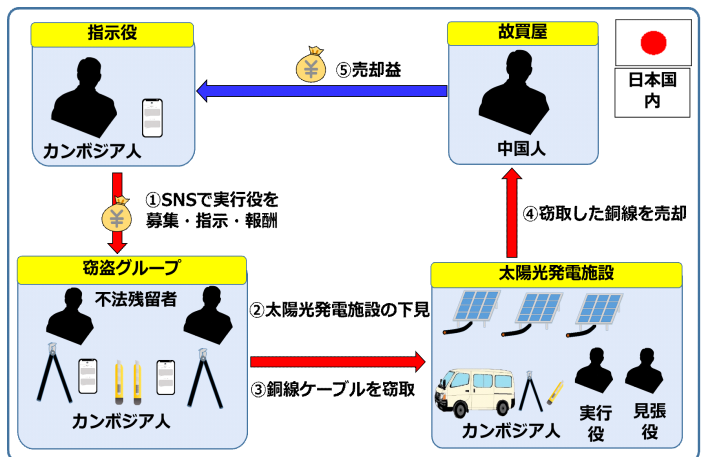
偽造身分証の製造役は不法残留者が多く、SNS等を通じて募集される。全国に所在する依頼人(ベトナム人等)に郵送され、偽造した身分証等は、携帯電話機販売代理店において携帯電話機等をだまし取る詐欺等に利用されるほか、不法就労者に対しても供給されるなど各種犯罪に使用されている。



【事例：カンボジア人による組織的窃盗事件】

カンボジア人の指示役が、SNSで国内の実行犯を募り、複数の実行犯は、車両を使用して太陽光発電施設まで向かった上、見張役と実行役に分かれ、工具等を用いて太陽光発電施設に侵入後、施設内の太陽光発電設備に接続されている銅線ケーブルを切断して、車両に積載し窃取していた事例。

窃取した銅線ケーブルは、中国人の故買屋等に売却される。犯行グループはSNS等を通じて集められた不法残留者等で構成され、覚醒剤等の違法薬物を使用した上で犯行に及ぶ事例もある。

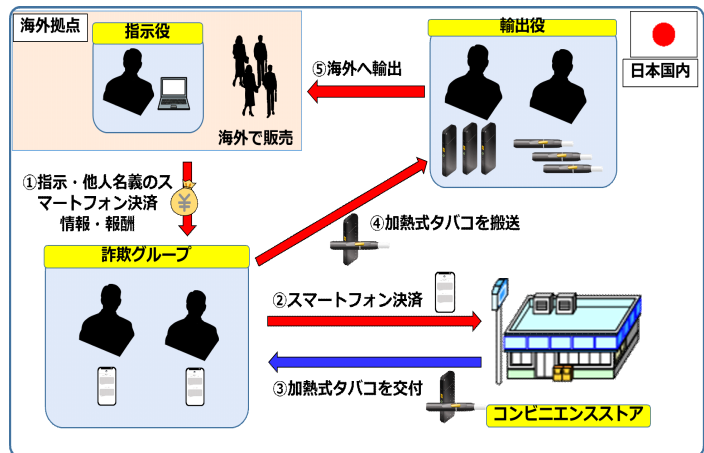


2 最近の手口の傾向

- 電子決済サービスを不正に利用して商品をだまし取る詐欺事案や暗号資産を活用した銀行法違反（地下銀行）等、インターネット環境を利用した犯行手口の複雑化・巧妙化がみられる。
- また、携帯電話機の紛失補償サービスや偽造の身分証を悪用して不正に携帯電話機をだまし取る詐欺事案が全国的に発生している。

【手口：他人名義のスマートフォン決済情報の不正入手詐欺事案】

海外の指示役から国内の実行犯に不正に入手した他人名義のスマートフォン決済用バーコード画面が送付され、コンビニエンスストアにおいてスマートフォンにバーコード画面を表示させて加熱式タバコをだまし取る手口。だまし取った加熱式タバコは、輸出役に郵送された後、海外に輸出され、海外で売却される。

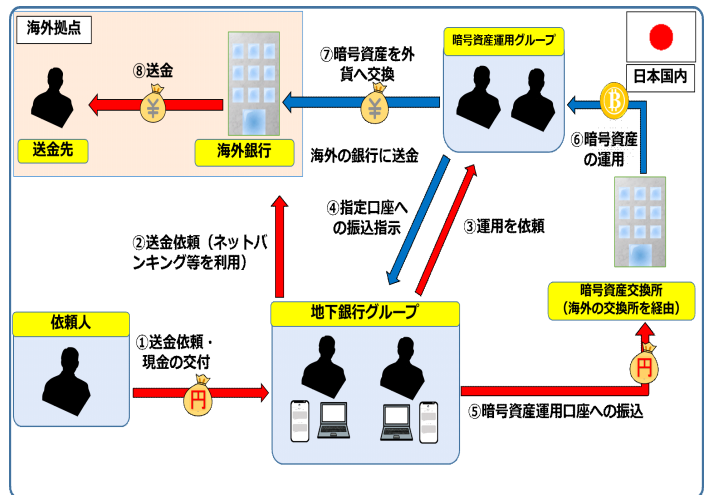


【手口：暗号資産を用いた銀行法違反（地下銀行）事案】

地下銀行グループがSNSで国内の送金依頼人を募り、指定した口座に現金の振込みをさせた後、暗号資産運用グループを通じて暗号資産の運用を行うとともに、海外の銀行口座より送金先口座にネットバンキング等を用いて送金する手口。

これまでは、受け取った現金を商品に替えて貿易会社を通じ送金する手口が多く認められたが、近年、暗号資産を用いて送金する手口が増加している。

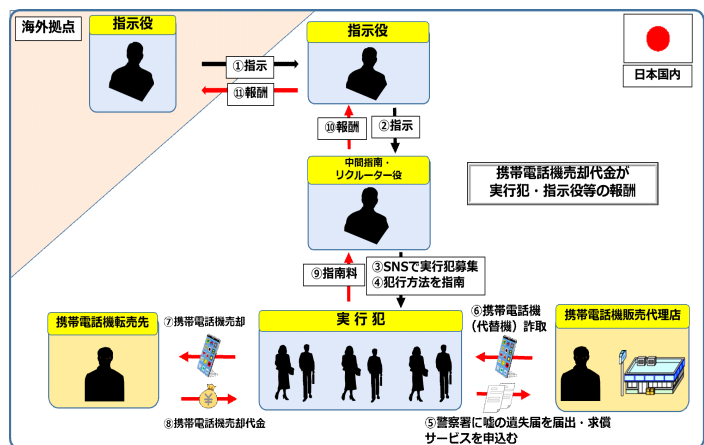
同手口は暗号資産の運用資金獲得を目的としており、送金依頼人から手数料を徴収しない傾向にある。



【手口：紛失名目の携帯電話機詐欺事案】

海外に滞在する指示役が国内の実行役に犯行を指示して、警察に携帯電話機を紛失したとの虚偽の届出をさせるとともに、紛失補償サービスを申請させて代替機をだまし取る手口。

実行役はSNS等を通じて集められ、犯行後、だまし取った携帯電話機を故買屋に転売する。近年、同種手口による犯行が全国的に発生しており、この手口のほか、偽造の身分証を用いて携帯電話機をだまし取る手口も多数発生している。



7 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の44.0%、総検挙人員の36.7%（刑法犯については検挙件数の40.7%、検挙人員の28.0%、特別法犯については、検挙件数の48.1%、検挙人員の45.2%）を占め、総検挙件数・人員共に最も多くなっている。

なお、令和5年6月末現在の在留外国人数から永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除き、国籍・地域別でみると、ベトナムは49万4,467人（前年末比+2万9,714人）となっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が76.7%を占めており、万引きが29.8%となっている。検挙人員については、窃盗犯が52.0%を占めており、万引きが30.0%となっている（図表3-22）。

図表3-22 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	強盗	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住対	非侵入窃	侵入窃	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の刑法犯
件数	ベトナム	4,082	57	19	26	17		188	3,130	1,349	320	1,586	1,217	195	146	269	212	23	415	
	構成比率	100.0%	1.4%	0.5%	0.6%	0.4%		4.6%	76.7%	33.0%	7.8%	38.9%	29.8%	4.8%	3.6%	6.6%	5.2%	0.6%	10.2%	
人員	ベトナム	1,608	67	19	38	32		203	836	130	58	638	482	68	18	172	137	24	306	
	構成比率	100.0%	4.2%	1.2%	2.4%	2.0%		12.6%	52.0%	8.1%	3.6%	39.7%	30.0%	4.2%	1.1%	10.7%	8.5%	1.5%	19.0%	

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が672人（構成比率41.8%）、「留学」が183人（同11.4%）、「技術・人文知識・国際業務」が169人（同10.5%）等となっている（図表3-16）。

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が84.2%を占めており、不法残留が56.6%となっている。検挙人員については、入管法違反が78.4%を占めており、不法残留が66.4%となっている（図表3-23）。

図表3-23 ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総数	入管法	不法残留	偽造在留所持等	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
件数	ベトナム	3,868	3,255	2,190	215	3	0	58	290	262
	構成比率	100.0%	84.2%	56.6%	5.6%	0.1%	0.0%	1.5%	7.5%	6.8%
人員	ベトナム	2,621	2,056	1,740	153	4	0	45	260	256
	構成比率	100.0%	78.4%	66.4%	5.8%	0.2%	0.0%	1.7%	9.9%	9.8%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が1,357人（構成比率51.8%）、「短期滞在」が449人（同17.1%）、「留学」が239人（同9.1%）等となっている（図表3-20）。

(4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、在留資格別で見ると「技能実習」、「特定技能」及び「技術・人文知識・国際業務」が増加傾向にあり、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。加えて、近年、知能犯が増加傾向にあり、携帯電話機販売代理店における携帯電話機詐欺事案等の発生も多数認められる。また、特別法犯では入管法違反が多数を占める状況が続いており、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。

【事例】

○ 労働者派遣会社経営者による入管法違反（不法就労助長）等事件（令和5年7月、石川）

労働者派遣会社経営の日本人の男は、令和5年1月から同年4月にかけて、不法残留のベトナム人の男らを解体工事現場において作業員として働かせていた。同年7月までに、ベトナム人の男らを雇っていた日本人の男1人を入管法違反（不法就労助長）で、作業員として働いていたベトナム人の男3人（技能実習2、短期滞在1）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

【事例】

○ ベトナム人による詐欺事件（令和5年3月、埼玉・福岡）

ベトナム人の男らは、令和4年11月、複合商業施設において、モバイル通信サービス販売代理店社員に対し、不正に取得した他人名義の運転免許証様のものを提示して他人になりすまし、SIMカードをだまし取った。令和5年3月までに、ベトナム人の男3人（技術・人文知識・国際業務2、留学1）を詐欺罪で逮捕した。

8 来日中国人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の16.5%、総検挙人員の17.4%（刑法犯については検挙件数の19.2%、検挙人員の21.5%、特別法犯については検挙件数の13.0%、検挙人員の13.4%）を占め、総検挙件数・人員共にベトナムに次いで多くなっている。

なお、令和5年6月末現在の在留外国人数から永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除き、国籍・地域別で見ると、中国は44万4,556人（前年末比+1万5,829人）となっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

中国の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が48.8%、知能犯が19.8%、粗暴犯が15.8%となっている。検挙人員については、窃盗犯が41.3%、粗暴犯が27.5%、知能犯が11.1%となっている（図表3-24）。

図表3-24 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

	総数	包括罪種等別														その他				
		凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	強盗致死	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住対	住宅非侵入窃	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	文偽	風俗犯	その他の刑法犯
件数	中国	1,932	28	6	13	8	306	943	127	35	775	297	234	41	2	382	310	66	28	245
	構成比率	100.0%	1.4%	0.3%	0.7%	0.4%	15.8%	48.8%	6.6%	1.8%	40.1%	15.4%	12.1%	2.1%	0.1%	19.8%	16.0%	3.4%	1.4%	12.7%
人員	中国	1,231	35	5	21	14	338	509	26	10	447	259	23	36	2	137	117	18	34	178
	構成比率	100.0%	2.8%	0.4%	1.7%	1.1%	27.5%	41.3%	2.1%	0.8%	36.3%	21.0%	1.9%	2.9%	0.2%	11.1%	9.5%	1.5%	2.8%	14.5%

イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」が230人（構成比率18.7%）、「技術・人文知識・国際業務」が163人（同13.2%）、「技能実習」が145人（同11.8%）等となっている（図表3-16）。

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

中国の特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が59.2%を占めており、不法残留が34.0%となっている。検挙人員については、入管法違反が55.2%を占めており、不法残留が36.8%となっている（図表3-25）。

図表3-25 中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

	総数	違反法令別				その他				
		入管法	不法残留	偽造在留所持等	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他	
件数	中国	1,048	620	356	85	30	4	49	39	306
	構成比率	100.0%	59.2%	34.0%	8.1%	2.9%	0.4%	4.7%	3.7%	29.2%
人員	中国	777	429	286	71	41	3	43	38	223
	構成比率	100.0%	55.2%	36.8%	9.1%	5.3%	0.4%	5.5%	4.9%	28.7%

イ 在留資格別検挙状況

中国の特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が177人（構成比率22.8%）、「短期滞在」が113人（同14.5%）、「留学」が110人（同14.2%）等となっている（図表3-20）。

(4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に勢力を拡大させている。

また、近年、中国人犯罪組織がSNS等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見され、中国国内の指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が偽造在留カードの製造や不正に入手した他人名義のスマートフォン決済サービス情報を用いた詐欺を敢行するなどしている。指示役は中国国内に在留していることから、摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして犯行を繰り返すなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

【事例】

○ 中国人による私電磁的記録不正作出・同供用及び窃盗等事件（令和5年2月、兵庫・宮城）

中国人の男は、令和4年6月から同年7月にかけて、不正に入手した他人のクレジットカード情報を使用して、カード会社の会員専用サイトでギフトカードを注文し、自宅に配送させて窃取していた。令和5年2月までに、中国人の男1人（留学）を私電磁的記録不正作出・同供用罪及び窃盗罪で、窃取したギフトカードを盗品と知りながら無償で譲り受けた貿易会社経営の中国人の男1人（永住者）を盗品等無償譲受け罪、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で逮捕した。

【事例】

○ 中国人らによる入管法違反（在留カード偽造等）事件（令和5年10月、警視庁・岩手・群馬・埼玉・千葉・愛知・大阪・兵庫）

中国人の男らは、令和5年10月、自宅において、販売する目的で、在留カード19枚を偽造した。同月までに、中国人の男（特定活動）1人及び日本人の女1人を入管法違反（在留カード偽造）で逮捕した。

第2 犯罪インフラの実態等

1 犯罪インフラの実態

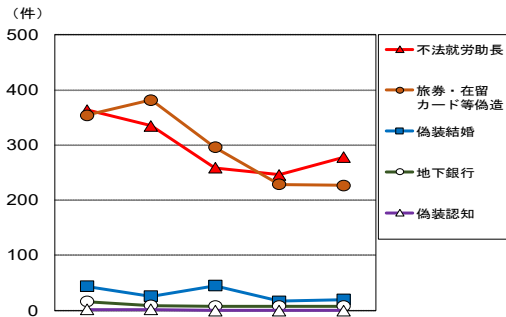
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、不法就労助長、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、地下銀行による不正送金等がある。

不法就労助長、偽装結婚及び偽装認知は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、最近では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。

最近5年間の犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例が引き続きみられ、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数・人員共に増加した。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するためなどに利用されており、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数は減少し、検挙人員は増加した。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であり、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数は増加し、検挙人員は減少した。地下銀行は、最近5年間の検挙件数は10件前後で推移している。また、偽装認知は令和3年以降検挙がなく、令和5年も検挙はなかった（図表3-26）。

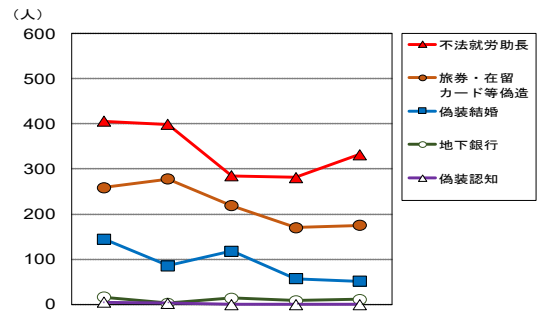
図表3-26 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総 数	780	754	608	500	533	33	6.6%
不法就労助長	364	335	259	246	278	32	13.0%
旅券・在留カード等偽造	354	382	296	229	227	-2	-0.9%
偽装結婚	44	26	45	17	20	3	17.6%
地下銀行	16	9	8	8	8	0	0.0%
偽装認知	2	2	0	0	0	0	-

【検挙人員】



	R元	R2	R3	R4	R5	増減数	増減率
総 人 員	831	769	636	516	569	53	10.3%
不法就労助長	406	399	285	281	332	51	18.1%
旅券・在留カード等偽造	259	278	219	170	175	5	2.9%
偽装結婚	145	86	118	57	51	-6	-10.5%
地下銀行	16	3	14	8	11	3	37.5%
偽装認知	5	3	0	0	0	0	-

2 犯罪インフラ事犯の検挙状況

(1) 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

ア 令和5年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、最近5年間は、検挙件数・人員共に減少傾向で推移していたところ、令和5年は、令和4年に比べ、いずれも増加した。検挙人員を国籍等別にみると、

中国44人、ベトナム30人、タイ11人、韓国9人、フィリピン8人等となっており、日本人の検挙は208人となっている。

イ 検挙事例

【事例】

○ 製本請負会社経営者による入管法違反（不法就労助長等）事件（令和5年2月、埼玉）

製本請負会社経営の日本人の男は、令和2年4月から令和4年9月にかけて、不法残留のベトナム人の男らを労働者の派遣事業の許可がないのに製本会社の工場に派遣し作業員として働かせていた。令和5年2月までに、ベトナム人の男らに不法就労させた日本人の男1人を入管法違反（不法就労助長）及び労働者派遣法違反（無許可派遣）で、日本人の男にベトナム人の男らをあっせんしたベトナム人の女1人（日本人の配偶者等）を入管法違反（不法就労あっせん）で、製本作業員として働いていたベトナム人の男2人（短期滞在2）を入管法違反（不法残留）等でそれぞれ逮捕した。

(2) 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に該当する。

ア 令和5年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、令和3年以降は、検挙件数・人員共に減少傾向で推移していたところ、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数は減少したが、検挙人員は増加した。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム91人、中国45人、インドネシア14人等となっており、日本人の検挙は3人となっている。

イ 検挙事例

【事例】

○ カンボジア人による入管法違反（偽造在留カード收受）事件（令和5年8月、山口）

カンボジア人の男らは、令和5年1月から同年5月にかけて、SNSを通じて、偽造在留カード（「特定活動」の表記）を入手していた。同年8月までに、カンボジア人の男ら5人（短期滞在5）を入管法違反（偽造在留カード收受）で逮捕した。

(3) 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に該当する。

ア 令和5年中の検挙状況

偽装結婚の検挙状況をみると、最近5年間は、検挙件数・人員共におおむね減少傾向で推移していたところ、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数は増加したが、検挙人員は減少した。検挙人員を国籍等別にみると、フィリピン10人、中国5人、タイ人5人等となっており、日本人の検挙は26人となっている。

イ 検挙事例

【事例】

○ タイ人による偽装結婚事件（令和5年7月、長野）

タイ人の女は、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する目的で日本人の男と偽装結婚していた。令和5年7月、タイ人の女1人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

(4) 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

ア 令和5年中の検挙状況

地下銀行の検挙状況をみると、最近5年間は、おおむね横ばい状態で推移していたところ、令和5年は、令和4年に比べ、検挙件数は同数であり、検挙人員は増加した。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム6人、中国3人、タイ2人となっており、日本人の検挙はなかった。

イ 検挙事例

【事例】

○ ベトナム人による銀行法違反事件（令和5年2月、岐阜）

ベトナム人の男は、令和4年8月から同年9月にかけて、中部地方に居住するベトナム人から送金依頼を受け、約70万円をベトナムへ不正送金していた。令和5年2月、ベトナム人の男1人（経営・管理）を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。

○ ベトナム人による銀行法違反等事件（令和5年6月、神奈川）

ベトナム人の男らは、令和3年11月から同年12月にかけて、暗号資産取引用アカウントを不正送金に使用する目的でベトナム人の男に開設させた上、関東地方に居住するベトナム人から送金依頼を受け、約85万円をベトナムへ不正送金していた。令和5年6月までに、不正送金を行っていたベトナム人の男ら2人（技術・人文知識・国際業務1、家族滞在1）を銀行法違反（無免許営業）、詐欺罪及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で、他人に使用させる目的で暗号資産取引用アカウントを開設したベトナム人の男1人（技術・人文知識・国際業務）を詐欺罪で逮捕した。

(5) 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に該当する。

なお、令和3年以降、偽装認知事犯の検挙はない。

第3 国外逃亡被疑者等の状況

1 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、令和5年中に国外に逃亡した被疑者は100人で、このうち外国人被疑者は75人となっている。

2 国外逃亡被疑者等の状況

令和5年末現在の国外逃亡被疑者等は784人、外国人被疑者は609人となっている。

3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

令和5年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が211人と最も多く、次いで、窃盗犯が119人、知能犯が67人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が59人と最も多くなっている。

4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

令和5年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が192人（構成比率24.5%）、次いで日本が175人（同22.3%）となっている。

5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

令和5年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が213人（構成比率27.2%）と最も多く、次いで、ベトナムが69人（同8.8%）、ブラジルが67人（同8.5%）等となっている。

6 国外逃亡被疑者等検挙状況

令和5年中に検挙した国外所在被疑者は140人（うち外国人被疑者33人）で、このうち、国外逃亡被疑者は72人（うち外国人被疑者33人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は29人（うち外国人被疑者27人）となっている。

【事例】

○ フィリピンに拠点を置いた特殊詐欺事件（令和5年2月、警視庁）

日本人の男らが、金融庁職員や警察官等になりすまし、口座が不正に残高照会されているのでキャッシュカードを封筒に入れて保管する必要がある旨のうそを言い、キャッシュカードを窃取するなどした事案。

警視庁では、日本人の男らがフィリピン国内を拠点として特殊詐欺を敢行しているとの情報入手して現地当局に情報提供したところ、現地当局が拠点を摘発して、順次首謀者や指示役ら4人を含む日本人犯行グループを拘束し、同犯行グループの日本への退去強制が進む中、首謀者ら4人を令和5年2月までに、窃盗罪で逮捕した。

7 国外犯処罰規定適用状況

令和5年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたのは2件、2人となっている。

凡例

【第1章：暴力団情勢】

- 総会屋とは、単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者をいう。
- 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋等が、その意に沿わない活動を行う企業その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
 - 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
- ノミ行為等とは、公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。
- 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。
- 本章中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

【第2章：薬物・銃器情勢】

- 薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。
- 麻薬特例法とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいう。
- 営利犯とは、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法及びあへん法に規定する営利目的の罪をいう。
- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、麻薬特例法違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 密売関連事犯とは、営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。
- 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値をいう。以下同じ。）による。
- 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額は、実務統計による。
- 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら）をいう。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制

薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

- 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計による。
- 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
- 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の破壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。
- 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計による。
- 銃器使用事件とは、犯罪共用物として銃砲又は銃砲様のものを使用した事件をいう。
- 拳銃の押収丁数は、実務統計による。
- 本章中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

【第3章：来日外国人犯罪情勢】

- 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。
- 「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に一本化された平成27年4月1日以前の数値については、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算している。
- 「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
 - 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、不同意性交等
 - 粗暴犯……………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
 - 窃盗犯……………窃盗
 - 知能犯……………詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
 - 風俗犯……………賭博、わいせつ（不同意わいせつ、公然わいせつ等）
 - その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 「財産犯」とは、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。
- 「入管法違反検挙状況等（第2の4の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第2の4の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第2の4の(6)関係）」の数値は警察庁（保安課）において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比について、四捨五入の関係で、合計数値と内訳数値の計が一致しない場合がある。
- 「在留外国人数」とは、中長期在留者数と特別永住者数を合わせた数をいう。
 - 在留外国人数は、出入国在留管理庁作成資料を基に集計。
 - 「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のう

ち、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない者をいう。なお、特別永住者及び在留資格を有しない者も中長期在留者には該当しない。

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令定める者（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）

- 図表3-1、3-2の来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。
- 図表3-16、3-17、3-20、3-21の「技能実習（不法含む）」、「留学（不法含む）」及び「短期滞在（不法含む）」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数値。また、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「特定活動」及び「技術・人文知識・国際業務」の検挙人員は、正規滞在のみの数値。
- 「国外逃亡被疑者等」とは、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。
- 「国外逃亡被疑者」とは、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。
- 「国外所在被疑者」とは、日本国内における犯罪を行い、国外に所在している者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。